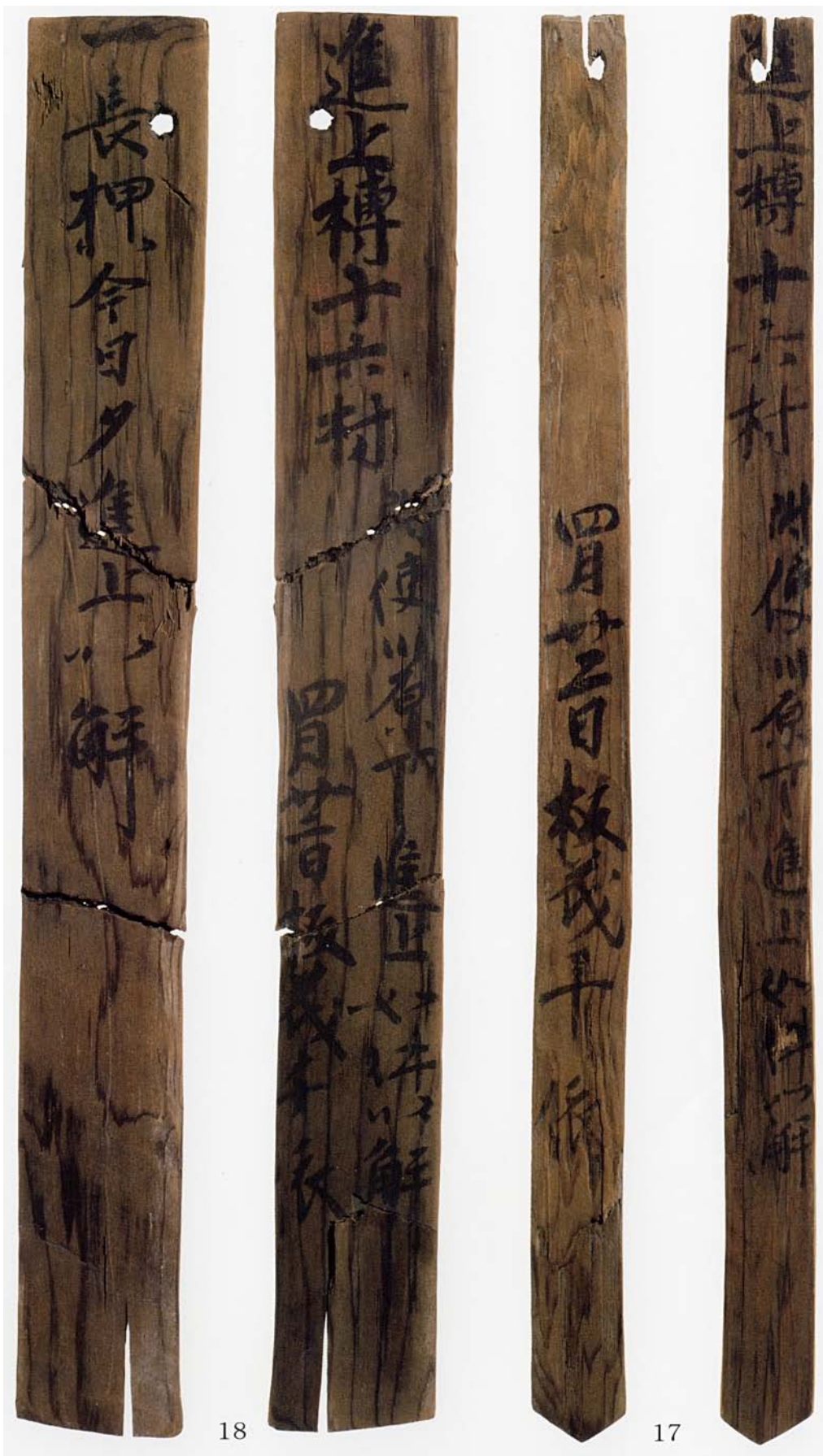


京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一六冊

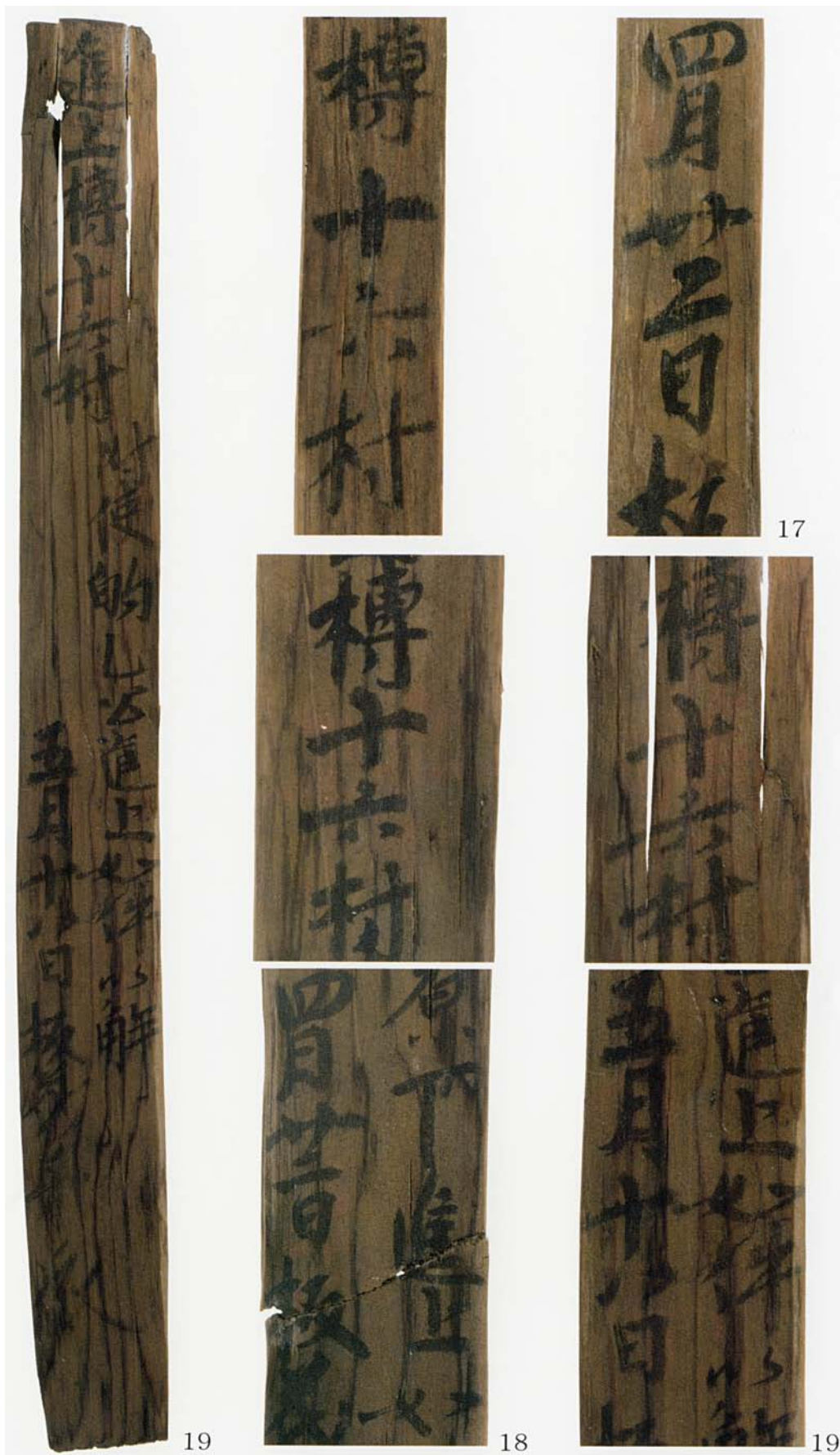
# 長岡京左京出土木簡一

一九九七

財団法人京都市埋蔵文化財研究所



左京第 203 次調査出土樽進上木簡 (17・18)



左京 203 次調査出土樽進上木簡 (19) 細部 (17 ~ 19)  
(「樽十六村」に「請」、月日の部分に「少志」と朱書する)

## 序

昭和五十一年（一九七六）秋に当研究所が創設されて以来、昨年平成八年（一九九六）でちょうど二〇年になりました。この間に京都市内の主として平安宮・平安京に関連した遺跡について多くの発掘調査を実施しており、多くの成果を挙げています。しかし、同じ市内でも南区と伏見区の西部地区の桂川、鴨川が合流する西方地域は、長岡京跡の左京域に推定されています。当研究所では発足間もない頃から今日まで、この地域で行われた各種の開発事業に伴う事前の発掘調査についても担当し、多くを数えています。

この長岡京域における調査で木簡が初めて出土したのは昭和五五年（一九八〇）に実施した左京第五〇次調査においてであり、その後平成四年三月まで左京域の十一箇所から多数の木簡および削屑が出土しています。木簡は通常の文書と大きく性質が異なる史料であるために、保存処理に十分な時間をかける必要があります。その上数量が多いこともあって、分類や整理そして解読・検討に多くの時間を割いてきました。

本書はこれまでに出土した木簡・削屑ならびに木製品の墨書のうち判読できたものについて、形状、寸法、積文そして写真図版を収録し、あわせて出土木簡について考察した成果を報告するものであります。

長岡京の存続期間はわずか一〇年のことであり、史書に見える史料の数は限られています。それらに加えて新出の史料として本書に収録しました左京域出土木簡の積文は参考に資するところが大きいと思われれます。

本書の執筆・編集については多くの方々、とくに橋本義則氏をはじめ積文作成の研究会諸氏に多大なご指導ならびにご協力を賜りましたことに厚く感謝いたします。今後ともよろしくご指導ならびにご協力いただきますようお願い申し上げます。

一九九七年十一月

財団法人京都市埋蔵文化財研究所

所長 川上 貢

## 例言

六 英文要約は、京都大学大学院のアレック・ベネットによる。報告書の作成にあたっては、削屑の水洗から最終段階まで、長期間にわたり山口大学の橋本義則氏（当時奈良国立文化財研究所）に指導をいただいた。また、積文の作成は以下の方々による研究会を行った。

一 本書は、財団法人京都市埋蔵文化財研究所が、京都市域の長岡京に關係した調査で、木簡が出土した地点の概要と木簡の報告書である。二 図中の方位・座標値は、平面直角座標系VIによる。座標および標高は、京都市遺跡測量基準点と水準点を使用した。

三 本書で使用した地図は、国土地理院発行の二万五千分の一（京都西北部・京都西南部）、同五万分の一（京都西北部・京都西南部・京都東南部・園部）、京都市都市計画局発行の二千五百分の一（久世）を複製し調整した。

四 写真撮影と焼き付けは、牛嶋 茂（奈良国立文化財研究所 当時京都市埋蔵文化財研究所）、村井伸也、幸明綾子が行った。

また木簡と削屑の保存処理は、岡田文男（京都造形芸術大学・研究所嘱託 当時京都市埋蔵文化財研究所）、出口 勲、大槻明義、卜田健司があたった。

五 本書の執筆分担は以下のとおりである。

第一章 長宗繁一

第二章 一 木下保明、一二 吉崎 伸、一三 鈴木廣司、

一四 上村和直、一五 長宗、一六 鈴木、一七 百瀬正恒、

一八 吉崎、一九 鈴木、二〇・二一 吉崎

第三章 橋本義則、百瀬、岡田

第四章 橋本（積文の解説）、百瀬（木簡・削屑の形状観察）

井上満郎（京都産業大学）、  
中山修一（京都文教短期大学）、  
館野和巳（奈良国立文化財研究所 当時奈良市教育委員会）、  
西山良平（京都大学 当時京都市芸術大学）、  
吉川真司（京都大学）、

山中 章、清水みき（財団法人向日市埋蔵文化財調査センター）、  
土橋 誠（財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター）  
職員では長宗、百瀬、久世康博、吉村正親、網 伸也、岡田、出口

が加わった。  
また、今泉隆雄（東北大学）、鬼頭清明（東洋大学 当時奈良文化財研究所）、栄原永遠男（大阪市立大学）、川瀬正臣（神奈川県旭

丘高校）、福山敏男、当時研究所の理事であった杉山信三、  
木村捷三郎の各氏には報告書の作成について多くの教示を受けた。

七 本報告書の作成・編集は、永田信一・鈴木久男の指導のもとに長宗、百瀬が行い、作業には菅田 薫、桜井みどり、清藤玲子、鎌田泰知をはじめ、研究所職員の協力を得た。

# 目次

第一章	木簡出土地点の調査概要	一
一	一条大路周辺の調査	三
二	四条大路周辺の調査	四
三	六条大路周辺の調査	四
第二章	調査の概要と木簡出土遺構	七
一	左京第五〇A次調査	七
二	左京第七六次調査	八
三	左京第九三次調査	一
四	左京第一三九次調査	一
五	左京第一四〇次調査	一
六	左京第一六四次調査	一
七	八八年No.一二試掘調査	一
八	左京第二〇三次調査	一
九	左京第二五〇次調査	一

一〇	左京第二五一次調査	二四
一一	左京第二八八次調査	二六

第三章	考察	三一
-----	----	----

一	左京第二〇三次調査出土木簡の性格	三一
二	杣・木材の漕運と京内の津	五三
三	木簡の保存処理の方法と問題点	七八
四	まとめ	八五

第四章	积文	八七
-----	----	----

	凡例	八八
一	左京第五〇A次調査	八九
二	左京第七六次調査	八九
三	左京第九三次調査	九〇
四	左京第一三九次調査	九一
五	左京第一四〇次調査	九一
六	左京第一六四次調査	九二
七	八八年No.一二試掘調査	九三
八	左京第二〇三次調査	九三

九	左京第二五〇次調査	一五二
一〇	左京第二五一次調査	一五三
一一	左京第二八八次調査	一五四
	英文要旨	一五五
	索引	一六三



## 図版目次

- 卷頭図版一 左京第二〇三次調査出土樽進上木簡  
卷頭図版二 左京第二〇三次調査出土樽進上木簡細部
- 図版〇一 左京第五〇A次(一)  
左京第七六次(二・三)  
左京第九三次(五・六)
- 図版〇二 第九三次(四・七)  
左京第一三九次(八)
- 図版〇三 左京第一四〇次(九・一〇)
- 図版〇四 左京第一六四次(一一〜一五)  
八八年No.一二次(一六)
- 図版〇五 左京第二〇三次(一七・一八)
- 図版〇六 左京第二〇三次(一九〜二一)
- 図版〇七 左京第二〇三次(二二〜二五・二六)
- 図版〇八 左京第二〇三次(二七・二八)
- 図版〇九 左京第二〇三次(二九〜三三)
- 図版一〇 左京第二〇三次(三四・三五)
- 図版一一 左京第二〇三次(三六〜三八)
- 図版一二 左京第二〇三次(三九〜四二・四四・四五)
- 図版一三 左京第二〇三次(四三・四六・四七)
- 図版一四 左京第二〇三次(四八〜五〇)
- 図版一五 左京第二〇三次(五一〜五六)
- 図版一六 左京第二〇三次(五七〜六二)
- 図版一七 左京第二〇三次(六三〜六九)
- 図版一八 左京第二〇三次(七〇〜七四)
- 図版一九 左京第二〇三次(七五〜八一)
- 図版二〇 左京第二〇三次(八二〜九一)
- 図版二一 左京第二〇三次(九二〜九九)
- 図版二二 左京第二〇三次(一〇〇〜一〇三)
- 図版二三 左京第二〇三次(一〇四・一〇五)
- 図版二四 左京第二〇三次(一〇六〜一一〇)
- 図版二五 左京第二〇三次(一一一〜一一五)
- 図版二六 左京第二〇三次(一一六〜一二一)

- 図版二七 左京第二〇三次（一二二～一二八）  
 図版二八 左京第二〇三次（一二九～一四一）  
 図版二九 左京第二〇三次（一四二～一五一）  
 図版三〇 左京第二〇三次（一五二～一〇四）  
 図版三一 左京第二〇三次（一五二～一五・六）  
 図版三二 左京第二〇三次（一五二～七〇・一五三）  
 図版三三 左京第二〇三次（一五四～一五六）  
 図版三四 左京第二〇三次（一五七）  
 図版三五 左京第二〇三次（二八九～二九八）  
 図版三六 左京第二〇三次（二九九～三〇七）  
 図版三七 左京第二〇三次（三〇八～三二二）  
 図版三八 左京第二〇三次（三二三～三四一）  
 図版三九 左京第二〇三次（三四二～三五八）  
 図版四〇 左京第二〇三次（三五九～三七八）  
 図版四一 左京第二〇三次（三七九～三九三）  
 図版四二 左京第二〇三次（三九四～四〇八）  
 図版四三 左京第二〇三次（四〇九～四二六）  
 図版四四 左京第二〇三次（四二七～四四一）  
 図版四五 左京第二〇三次（四四二～四五九）  
 図版四六 左京第二〇三次（四六〇～四七九）  
 図版四七 左京第二〇三次（四八〇～四九八）  
 図版四八 左京第二〇三次（四九九～五二三）  
 図版四九 左京第二〇三次（五二四～五四七）  
 図版五〇 左京第二〇三次（五四八～五六七）  
 図版五一 左京第二〇三次（五六八～五八五）  
 図版五二 左京第二〇三次（五八六～六〇三）  
 図版五三 左京第二〇三次（六〇四～六二三）  
 図版五四 左京第二〇三次（六二四～六四三）  
 図版五五 左京第二〇三次（六四四～六六三）  
 図版五六 左京第二〇三次（六六四～六八七）  
 図版五七 左京第二〇三次（六八八～七〇七）  
 図版五八 左京第二〇三次（七〇八～七二七）  
 図版五九 左京第二五〇次（三六〇〇）  
 左京第二五一次（三六〇一・三六〇二）  
 左京第二八八次（三六〇五）  
 図版六〇 左京第二五一次（三六〇三・三六〇四）

## 挿図目次

図一	長岡京位置図……………	1	図一五	左京第二五一・二八八次調査区配置図……………	24
図二	長岡京の木簡出土地点図……………	2	図一六	左京第二五一次調査遺構配置図……………	25
図三	左京第五〇A次調査位置図……………	7	図一七	左京第二八八次調査遺構配置図……………	26
図四	左京第五〇A次調査土層断面図……………	7	図一八	杣と杣に關係する遺跡……………	58
図五	外環状線調査区配置図(一)……………	8	図一九	八木嶋遺跡E区の遺構配置図……………	61
図六	外環状線調査区配置図(二)……………	9	図二〇	丹波国の古代遺跡 材木の漕運に關係した遺跡……………	62
図七	左京第七六次調査遺構配置図……………	10	図二一	上津遺跡遺構配置図……………	65
図八	左京第一三九・三六一次調査遺構配置図……………	13	図二二	平城京左京四条三坊十坪の堀河と棧橋遺構……………	66
図九	左京第一四〇・一六四次調査遺構配置図……………	14	図二三	左京第二〇三次調査SD五〇流路の復原図……………	71
図一〇	八八年No.一二試掘調査遺構配置図……………	17	図二四	左京第二〇三次調査地と周辺の遺構配置図……………	72
図一一	左京第二〇三次調査遺構配置図……………	18	図二五	木簡の形態分類……………	88
図一二	左京第二〇三次調査SD五〇断面図……………	19			
図一三	左京第二〇三次調査SD五〇木簡出土地点図……………	20			
図一四	左京第二五〇次調査遺構配置図……………	23			

## 写真目次

写真一	左京第六七・七六次調査出土墨書土器……………	10	表一
写真二	左京第九三次調査出土墨書土器……………	12	
写真三	左京第一四〇・一六四次調査出土墨書土器……………	15	
写真四	左京第二〇三次調査出土墨書土器(一)……………	22	表二
	左京第二〇三次調査出土墨書土器(二)……………	22	表三
写真五	処理前の木簡と処理後の木簡……………	79	
写真六	処理後の木簡と削屑の収納容器……………	80	表四

## 表目次

表一	木簡出土調査次数一覧表(一)……………	5
	木簡出土調査次数一覧表(二)……………	6
	木簡出土調査次数一覧表(三)……………	6
表二	S D五〇木簡と削屑の地区別出土点数……………	20
表三	墨書土器一覧表(一)……………	29
	墨書土器一覧表(二)……………	30
表四	兵衛関連氏族名一覧表(一)……………	35
	兵衛関連氏族名一覧表(二)……………	36
表五	田上山作所での作材と輸送・漕運過程一覧表(一)……………	54
	田上山作所での作材と輸送・漕運過程一覧表(二)……………	55
表六	各山作所からの材木の漕運・輸送ルート……………	57
表七	山作所別筏による漕運量の比較……………	58
表八	長岡京を中心とする規模の大きな側溝・流路……………	69

# 第一章 木簡出土地点の調査概要

本書で扱う木簡が出土した調査地<sup>註</sup>は、すべて長岡京の左京域に位置している。左京の東部には桂川が流れ、長岡京が造営された山城国乙訓郡の中でも低地にあたり、大部分が水田として利用され、条里地割りが整然と認められる。長岡京期の遺構面の標高は、およそ一〇mから一五m前後で、北西から南東に向かって傾斜している。

この地に桓武天皇が長岡京を造営したのは延暦三年（七八四）で、その後一〇年間機能したが、延暦十三年（七九四）には九km北東の葛野郡宇多村に平安京を造り廃都となった。長岡京の造営過程は、四十年間にわたって継続されている一三〇〇次を越える発掘調査で明らかになり、周辺部まで都城の施設が造られ、整ったものであった。規模は、南北約五・二km、東西四・四kmあったが、宮の四至がいまだ明確でないため、今後の課題も大きい<sup>註</sup>。

長岡京は、現在の行政区では京都府向日市・長岡京市・大山崎町・京都市にまたがる。左京域は、京都市、長岡京市、向日市に分かれるが、京都市域の占める割合がもつとも大きい。その行政範囲は、東西ではおおよそ東二坊大路から東京極大路まで、南北では北京極大路から南京極大路までを含んでいる。

左京域には西部の丘陵から大小の川が桂川に向かって流れ込んでい



図1 長岡京位置図 (1:100,000)



る。中でも小畑川は、現在向日丘陵の先端部付近から南流しているが、古墳時代から平安時代中頃までは、北西から南東方向に流れ、低地部で氾濫を繰り返し、広範囲に扇状地を形成している。この堆積作用により、桂川によって形成された平坦な低地には、後背湿地や低い微高地が複雑に点在している。

このように西部の丹波山塊から流れる中小河川と大規模な桂川によって、複合的な地形が形成されたのが左京城の特徴で、このため、湿潤な低地と微高地が近接し点在する。したがって、検出される流路や溝の堆積土には有機物層や粘土質の堆積が顕著で、木製品が多く遺存する。

現在までに京内での木簡出土地点はおよそ八〇箇所を越えている。地点の分布をみると、高燥な右京城に少なく、湿潤な左京城に多く出土する傾向を示している。中でも、宮城東方の左京城一帯には集中して分布し、出土点数も他を圧倒している現状がある。京都市域での木簡の分布は、大きくとらえれば北部の一条大路周辺、中部の四条大路周辺、南部の六条大路周辺の三区域に大きく分かれている。この三区域からの出土木簡の内容は、その出土地一帯の様相を色濃く反映しているものと予想され、これを明らかにすることが当報告書の目的の一つでもある。

個別の木簡出土調査地（表一）の概要は後述する通りであるが、はじめにこの三区域における既往の調査成果を要約しておきたい。なお、条坊呼称については従来のものを使用した<sup>註4</sup>。

## 一 一条大路周辺の調査

長岡宮に東面する地域は、左京城の中でも標高がもつとも高く、現地表面で一五m前後ある。近年までは、水田耕作地が展開していたが、現在は工業団地や住宅街に変貌した区域である。

この区域は、左京第五〇A・一三九・二〇三・二五〇次調査の四箇所<sup>註5</sup>で木簡が出土した。第五〇A次調査は、国道一七一号線に沿って下水道を埋設する工事に伴って実施した。第一三九次調査は、昭和五五年（一九八〇）から断続的に行っている西羽束師川の河川改修に伴う調査である。第二〇三次調査は、雨水を一時的に貯蔵する地下タンクとそれを西羽束師川に放流するポンプ場の建設に伴う調査で、本書の大部分を占める木簡や削屑が出土している。第二五〇次調査は、民間のマンション建設予定地で実施した調査である。

この一帯は、平安京では諸司厨町や大規模な邸宅が置かれた区域に該当している。宮に近い向日市域の調査では、木簡が多量に出土する東西溝が検出され、その内容は太政官御厨に関係することが明らかにされた<sup>註5</sup>。二町ないし四町を占地する官衙建物群や邸宅<sup>註6</sup>が発見されている。京都市域では、一条三坊十六町で大規模な倉庫<sup>註7</sup>を中央部で検出した。

これらから、長岡宮に東面する一帯は、平安京と同じく諸官司に関係した厨町や大規模な邸宅などが配置された区域であると推定される。

## 二 四条大路周辺の調査

左京のほぼ中央部に位置する四条大路周辺は、近年開発が進み工場街や住宅地となってきたが、依然として水田耕作地も残る地域である。一帯は、旧小畑川の扇状地の中央に位置し、土砂の堆積が繰り返された地域である。遺構面の標高は一二m前後ある。

木簡出土地点は、左京第七六・九三・一四〇・一六四次調査および八八年No.一二試掘調査がある。このうち試掘調査以外は、昭和五五年（一九八〇）から平成二年（一九九〇）にかけて断続的に実施した外環状線の建設に伴う調査である。ここでは、東二坊大路付近から東京極大路に至る間を幅二〇mで調査した。検出した長岡京期の遺構には、南北方向の条坊遺構をはじめとして、掘立柱建物群・溝・土壇・井戸などがある。一部には平安時代の旧小畑川により削平された部分もあるが、四条大路近辺の小面積の宅地が連続する様子が明らかとなった。

調査地点の西端部にあたる東二坊大路周辺は、川原寺の推定地となっている。付近の調査では、石敷きを伴う井戸や建物を検出している。建物の一つには竈を据えた痕跡を並んで検出したことから竈屋であることが判明した。こうしたことから、付近に川原寺の大衆院関係の施設が置かれたことの蓋然性が高まった。ただし、直接寺院に結びつく瓦の出土や建物基壇の発見はない。

## 三 六条大路周辺の調査

六条大路周辺は、南東に桂川が近接して流れ、左京域の地形的な南端部に位置していることがわかる。長岡京期の遺構面標高は一一m前後を測り、京域全体の中でもっとも低い地区となっている。そのため、現在の集落は桂川に沿った自然堤防上に位置し、他の大部分には条里地割りの水田が整然と広がっている。

木簡が出土した地点は調査例が少なく、左京第二五一・二八八次調査の二箇所のみである。これらは共に、一〇万<sup>2</sup>m<sup>2</sup>を越える京都市の大規模公共事業に伴う一連の調査<sup>註9</sup>で、六条大路と東二坊大路との交差点付近に推定される水田地帯を平成二年（一九九〇）から平成七年（一九九五）にかけて実施した。調査前には、標高が低いことから湿地帯が広がり、長岡京の造営には不可能な区域との推定がされていたが、東二坊大路や六条大路などの条坊遺構をはじめ、多くの建物や井戸を検出し、先の予測をくつがえす結果となった。

このうち、調査地南端の東二坊大路に斜行して北西から南東に流れる流路には、幅三mの橋が架けられていた。そのたもとで祭祀を行ったことが、橋の下流から出土した多量の人面墨書土器をはじめとする遺物からわかった。その位置は、地形的に東二坊大路の南端部にあたるとみられることから、六月と一二月の晦日に京四方大路最極で行われたとされる道饗祭に伴う祭祀遺物とみられる<sup>註9</sup>。



- 8 『水垂遺跡 長岡京左京六条・七条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一七冊（財）京都市埋蔵文化財研究所（近刊）
- 7 「長岡京左京一条三坊・大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成元年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九四年「左京第一三七次調査」
- 6 a 「長岡京跡左京第三〇〇次」『長岡京連絡協議会資料No.九二―十一』（財）向日市埋蔵文化財センター  
b 『都城』五 平成四年度（財）向日市埋蔵文化財センター一九九四年
- 5 註1 a 「長岡京跡左京第三〇〇次」『長岡京連絡協議会資料No.九二―十一』（財）向日市埋蔵文化財センター
- 4 本報告書では、（『向日市埋蔵文化財調査報告書』第八集 一九八二年）の一二六図「長岡京条坊図」による旧来の呼称を使った。新呼称名は、（『向日市埋蔵文化財調査報告書』第三六集 一九九三年）から使われている。
- 3 長岡宮は宮の大路に開かれた門跡を検出できていないため、その四至は確定できない。
- 2 長岡京は時代区分としては奈良時代の末期になるが、ここでは、遺構・遺物などの時期を限定するために、「長岡京期」の呼称を使う。
- 1 表一 5・6 P参照。また、長岡京木簡の報告書には、以下のものがある。  
a 『長岡京木簡』一 向日市教育委員会 一九八四年  
b 『長岡京木簡』二 向日市教育委員会 一九九三年  
また、（『木簡研究』一号〜一八号 一九七九年〜一九九六年 木簡学会）にも掲載されている。

註

9 上村和直「長岡京における祭祀」『堅田直先生古稀記念論文集』堅田直先生古稀記念論文集刊行会 一九九七年

左京調査次数	第50A次	第76次	第93次
地区名	7AND II-3	7ANXWT-2・XTT-2・XKT-5・XWT-3・XWT-4	7ANXNR-1・XHD-1
所在地	京都市南区久世東土川町、久世上久世町	京都市伏見区羽東師菱川町、羽東師古川町	京都市伏見区羽東師菱川町
条坊	長岡京左京北辺三坊	長岡京左京四条四坊三町、四坊三坊十四町・十一町	長岡京左京四条三坊六町・三町
調査担当者	木下保明 菅田 薫	鈴木久男 磯部 勝 吉崎 伸 辻 純一	長宗繁一 本弥八郎
開始日 終了日	1980年4月1日 1980年8月30日	1981年7月11日 1981年12月28日	1982年10月1日 1983年4月1日
面積 (㎡)	150	2,382	2,625
関連文獻	『京都府桂川右岸流域下水道管渠布設工事に伴う発掘・立会調査報告』昭和54・55年度	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和56年度 1983年『木簡研究』第4号 1982年	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和57年度 1984年『木簡研究』第5号 1983年
調査記号	80NG-SS	81NG-PV002	82NG-PV003
木簡数	1	2	4

表1 木簡出土調査次数一覧表(1)

左京調査次数	第139次	第140次	第164次	第203次
地区名	7ANVKN-1・VST-1・WIR-1	7ANXWD-1	7ANXYD-2	7ANXYD-2
所在地	京都市南区久世東土川町、伏見区久我西出町	京都市伏見区羽東師菱川町	京都市伏見区羽東師菱川町	京都市南区久世東土川町
条坊	長岡京左京南一条三坊十三町	長岡京左京四条三坊三町四條二坊十四町	長岡京左京四条三坊三町、四條二坊十四町	長岡京左京一条三坊六・十一町、戌亥遺跡
調査担当者	上村和直 久世康博	鈴木廣司 長宗繁一	鈴木廣司 長宗繁一	百瀬正恒
開始日 終了日	1985年9月17日 1986年3月27日	1985年11月5日 1986年3月15日	1986年12月1日 1987年4月25日	1988年8月23日 1989年2月7日
面積 (㎡)	2,366	1,113	1,000	2,600
関文 連献	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和60年度 1988年『木簡研究』第8号 1986年	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和60年度 1988年『木簡研究』第8号 1986年	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和61年度 1989年『木簡研究』第9号 1987年	『京都府埋蔵文化財調査概要』昭和63年度 1993年『木簡研究』第10号 1989年
調査 記号	85NG-SD006	85NG-PV005	86NG-PV007	88NG-A0
木簡 点数	1	2	5	木簡 272 削屑 3,483

表1 木簡出土調査次数一覧表(2)

左京調査次数	88年No.12試掘調査	第250次	第251次	第288次
地区名	7ANXYR-1	7ANVRZ-2	7ANYTH-1	7ANMND-2
所在地	京都市伏見区羽東師菱川町	京都市南区久世大藪町	京都市伏見区淀水垂町、樋爪町	京都市伏見区淀樋爪町
条坊	長岡京左京四条三坊四町	長岡京左京一条三坊四町、一条大路	長岡京左京七条三坊一・二町	長岡京左京六条三坊二町
調査担当者	鈴木廣司 長宗繁一 吉崎伸	鈴木廣司	吉崎伸 木下保明 上村和直	木下保明 上村和直 吉崎伸
開始日 終了日	1988年10月12日	1990年6月25日 1990年8月14日	1990年7月9日 1991年3月31日	1992年4月1日 1993年3月31日
面積 (㎡)	187	625	16,335	25,000
関文 連献	『長岡京跡・大藪遺跡発掘調査概報』昭和63年度『木簡研究』第11号 1988年	『京都市埋蔵文化財調査概要』平成2年度 1994年『木簡研究』第13号 1990年	『京都府埋蔵文化財調査概要』平成2年度 1994年	『京都市埋蔵文化財調査概要』平成4年度 1995年
調査 記号	88NG-BB	90NG-AG001	90NG-MI001	92NG-MI003
木簡 点数	1	1	4	1

表1 木簡出土調査次数一覧表(3)

## 第二章 調査の概要と木簡出土遺構

### 一 左京第五〇A次調査

#### 調査の概要

この調査は、国道一七一号線に埋設された京都府桂川右岸流域下水道工事に伴う発掘と立会調査である。区間は北が久世橋の西詰めから南は東土川までの総延長二kmにわたるが、木簡が出土したのは、向日市森本町で行われた豎坑の発掘調査地点である。条坊は左京一条三坊五町の北端にあたり、木簡が多数出土した左京第二〇三次調査地に近接している。

調査は、道路内に約三〇mの調査区を設定し、地表下三・九mの砂礫層まで掘り下げた。地表下一・八mまでは現代の盛土で、その下に鎌倉時代の包含層、さらに縄文時代から長岡京期の遺物が混在する砂層ないしは砂礫層の堆積を確認した。調査地の土層から判断すると、長岡京期には流路があり、その埋没は鎌倉時代以降であることがわかった。

#### 木簡出土遺構と遺物

木簡一点は、流路の堆積層から長岡京期の土師器皿・杯・鉢・甕、須恵器杯・蓋、ミニチュア竈、土馬、古墳時代の須恵器杯身、縄文時代晩期の土器片などと出土した。

#### 小結

この調査では、流路の埋土を確認したが、調査区が豎坑部分に限られ小面積のため、その規模などは不明である。隣接する北東で実施した左京第三六次調査<sup>註</sup>では、長岡京期の東西七間、南北二間の掘立柱建物を、また第二〇三次調査地では、木簡が多数出土した流路と掘立柱建物が確認されている。これら周辺で行われた調査成果から考えると、左京一条三坊六町では東と西に流路が流れ、それが南部で合流する地形で、陸地は南部が鋭角な三角形をした土地であったことがわかる。

この調査では、流路の埋土を確認したが、調査区が豎坑部分に限られ小面積のため、その規模などは不明である。隣接する北東で実施した左京第三六次調査<sup>註</sup>では、長岡京期の東西七間、南北二間の掘立柱建物を、また第二〇三次調査地では、木簡が多数出土した流路と掘立柱建物が確認されている。これら周辺で行われた調査成果から考えると、左京一条三坊六町では東と西に流路が流れ、それが南部で合流する地形で、陸地は南部が鋭角な三角形をした土地であったことがわかる。

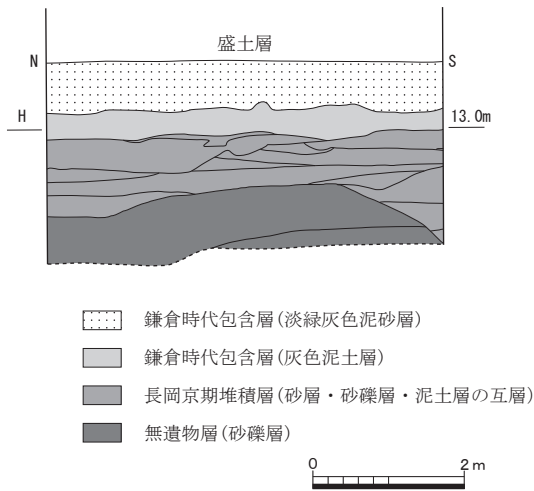


図4 左京第50A次調査土層断面図(1:100)

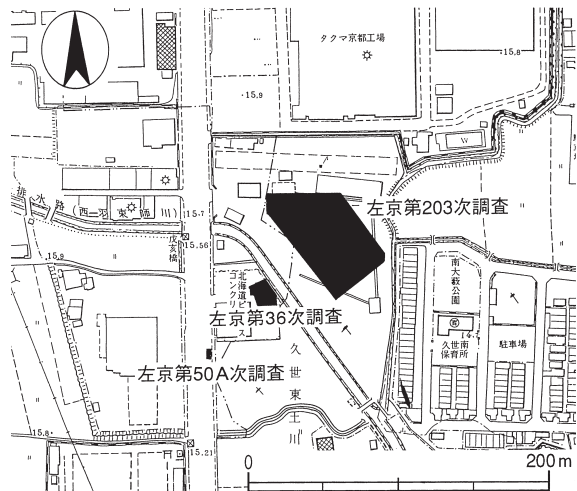


図3 左京第50A次調査位置図(1:5,000)

二 左京第七六次調査

この調査と後述する左京第九三・一四〇・一六四次調査は、外環状線の道路建設に伴う一連の調査で、木簡が出土した地点である。調査は昭和五五年（一九八〇）から平成二年（一九九〇）にかけて断続的に実施し、年度毎に調査次数を付したが、調査区は用地内で連続しているものもあれば離れているものもある。

条坊の推定では、左京四条二坊から四坊にあたり、推定四条々間小路のすぐ南側の地点を、東西方向に幅約二〇mで約一・一kmにわたり細長く調査した。四条々間小路は、向日市域で実施した調査結果から大路規模で東西路であることが明らかとなっている。したがって、一連の調査区は大路に面した町の北端部に位置していることになる。調査前は、羽束師菱川町の集落の南に広がる水田耕作地として利用されていた。

一連の調査では、旧小畑川により平安時代以降に削平された地点を各所で確認したものの、その影響を受けていない調査区では、長岡京の大路や小路をはじめ、宅地内には掘立柱建物など多くの遺構を検出した。また、下層からは羽束師遺跡に関係する弥生・古墳時代の竪穴住居や水田、奈良時代の集落や条里制水田など各種の遺構を検出した。上層でも平安時代から室町時代にかけての集落や水田を検出した。

これらの調査で出土した木簡は総数一五点を数える。その多くは、川

原寺の推定地である左京四条三坊の西半部付近から出土した。また木簡の他にも墨書土器が多く、漆紙文書も出土するなど特徴がある。

以下木簡が出土した調査地を中心に順次概要を述べ、必要に応じて周辺の調査状況も付け加えることにする。また、墨書土器は、木簡が出土した町内の中で主要なものを取り上げた。

調査の概要

第七六次調査は、昭和五六年（一九八一）度を実施したものでIからN区の六箇所調査区を設けた。

調査の結果、ほとんど

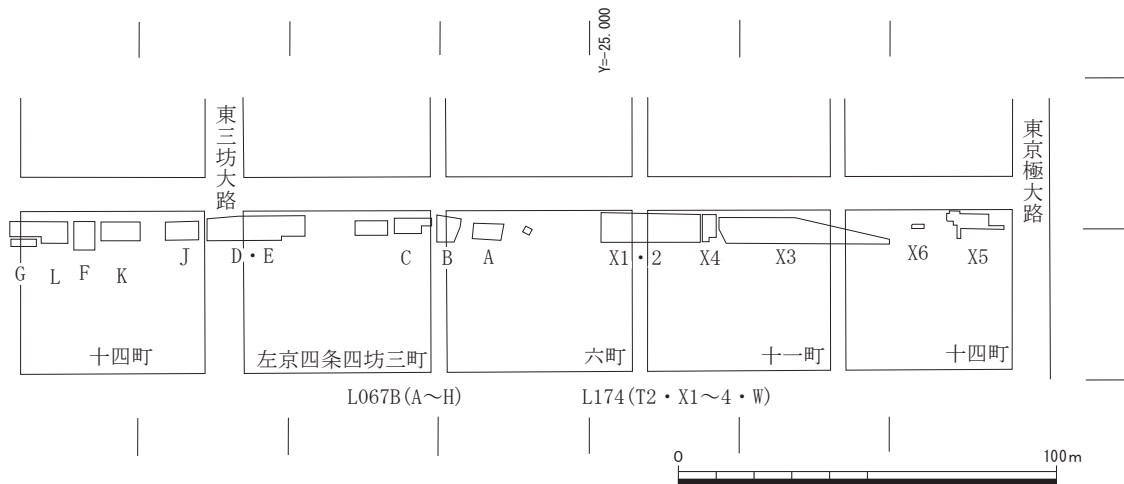


図5 外環状線調査区配置(1) (1:2,000)

の調査区で長岡京期の掘立柱建物・柵・溝・土壙などの遺構を検出した。さらに、下層からは弥生時代から古墳時代の竪穴住居や流路および溝、古墳時代から奈良時代にかけて営まれた水田も確認することができた。以下調査区毎にその概略を述べる。

I区 長岡京期の遺構は、掘立柱建物二棟・井戸一基・柵二条である。井戸は方形の縦板組である。下層からは庄内式期の竪穴住居二棟、古墳時代流路などを検出した。

J区 調査区全体が平安時代の流路にあたり、長岡京の遺構は破壊され検出できなかった。下層からは弥生時代末から古墳時代にかけての隅丸方形をした竪穴住居一棟、断面V字状の溝を確認した。

K区 長岡京期の遺構は掘立柱建物四棟・柵一条・土壙・溝などがある。溝の中には肩口を板で護岸したものもあった。下層では古墳時代の水田を検出し、水田面の足跡や低い畔は砂層で埋まっていた。

L区 長岡京期の掘立柱建物二棟以上、柵四条以上、東西と南北方向の溝を検出した。下層では古墳時代の水田や溝を検出している。

M区 長岡京期の掘立柱建物二棟、柵二条以上、土壙などを検出した。南庇を持つ掘立柱建物は、柱掘形に板を数枚重ね礎板としていた。下層では古墳時代の水田を確認し、水田面では多数の足跡と畔を検出した。

N区 調査区全体が平安時代の流路内にあることがわかり、長岡京期の遺構は認められなかった。下層も同様であったが東側の一部で水田が遺存していた。

木簡と墨書土器の出土

遺構

木簡が出土した調査区はK区とM区である。K区は左京四条三坊十四町の西半部に、M区は左京四条三坊一町の東端部に位置している。K区の西側には左京第六七B次調査で実施したF区がある。

K区出土の木簡は、掘立柱建物に隣接して検出した土壙の一つから出土し、土器や木製品などが共伴した。M区の木簡は、南庇付掘立柱建物（東西三間、南北二間）のすぐ東側の土壙から出土している。

墨書土器は、K・L・

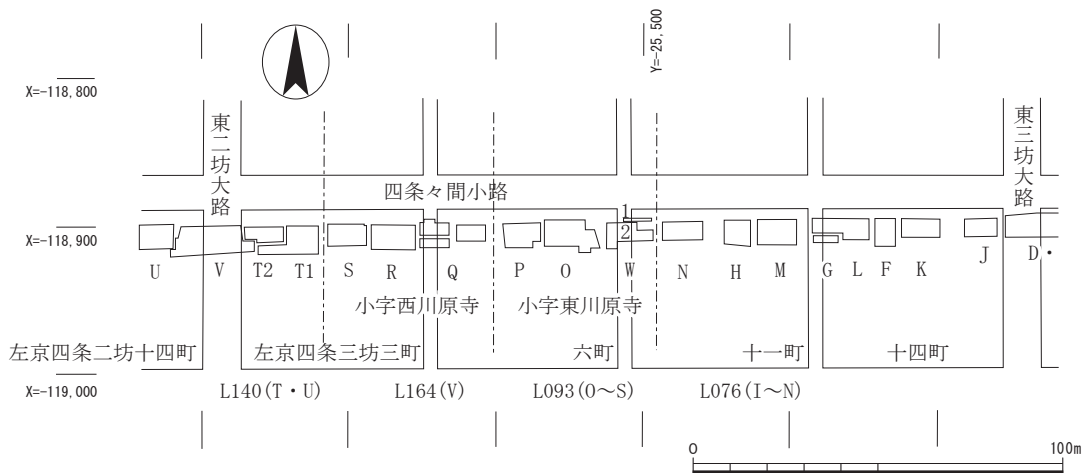


図5 外環状線調査配置図 (2) (1:2,000)

M区から二〇数点が出土し、掘立柱建物周辺の溝あるいは包含層から出土したものがほとんどである。

**木簡と共伴遺物**

木簡が出土した土壇や周辺の溝からは長岡京期の遺物が多く出土している。土器は、土師器椀・皿・蓋・杯・高杯・甕、黒色土器椀、須恵器杯・蓋・壺・甕、灰釉陶器壺などがある。そのほか丸・平瓦、箸・櫛・曲物・漆器壺などの木製品、毛抜・鈴・皇朝十二銭などの金属製品、琥珀など多彩な遺物が出土した。

墨書土器は、K区で「宅成」、L区で「大」「宅成」「万」、M区で「返」「合」「大」「東」などが出土している。また、K・L区と同じ十四町のF区では「子」、M・N区と同じ十一町のH区では「佐」「川」「大富」などが出土した。

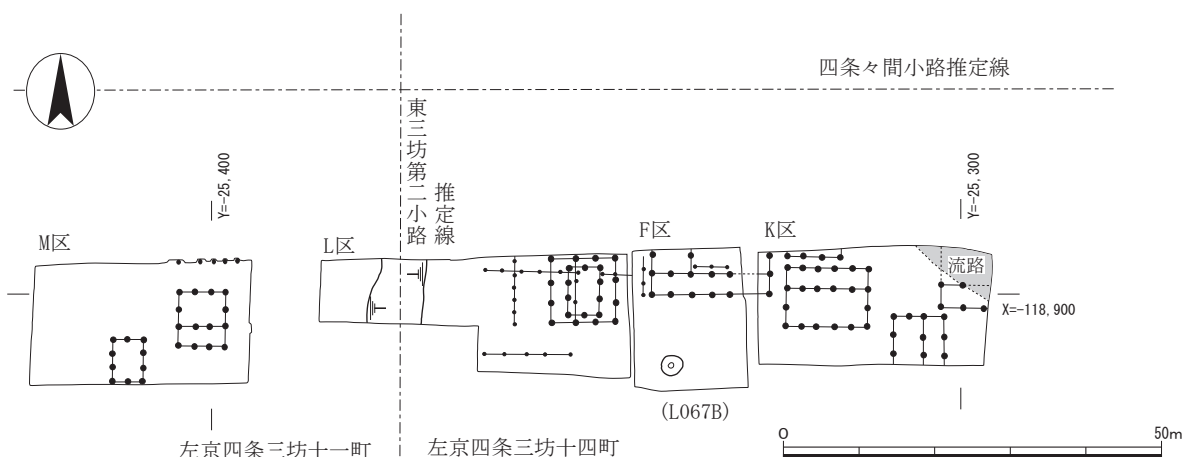


図6 左京第76次調査遺構配置図(1:1,000)

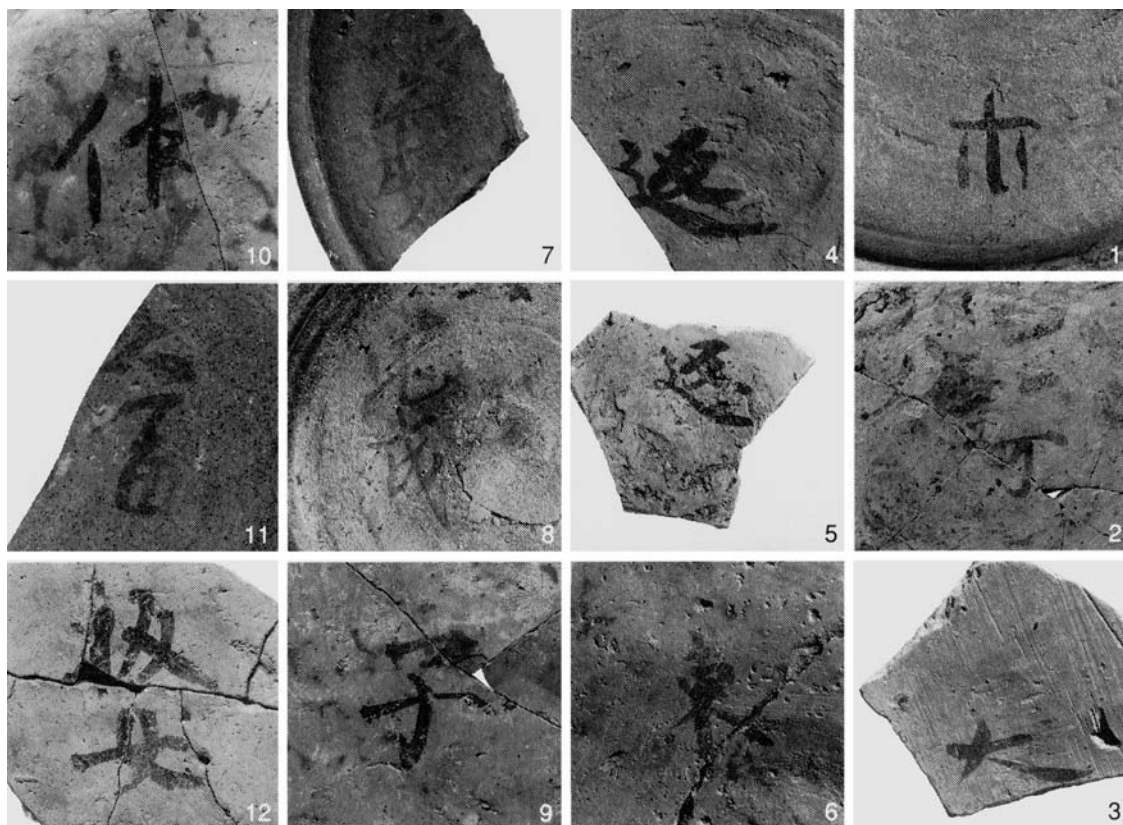


写真1 左京第67・76次調査出土墨書土器

## 小結

当地の周辺は小畑川の古墳時代から平安時代の旧流路が幾筋も重なっている地区で、各所で大規模な流路を検出した。しかし、流路に破壊されていない部分では長岡京関連の遺構がきわめてよく残存していることも明らかとなってきた。これまでも、昭和五二年（一九七七）に当地の北方で実施した左京第九次調査<sup>註</sup>では東部は湿地が残るが、大半の調査区で三条大路の他、掘立柱建物・井戸・土壙など長岡京期の多数の遺構を検出している。また、宅地は柵で区画されていることもわかった。

今回の調査では長岡京の条坊に係る遺構は確認できなかったが、左京第六七B次調査で実施したD・E区の調査<sup>註</sup>では東三坊大路東側溝を検出している。また、各調査区で長岡京の掘立柱建物・井戸・土壙・溝などが整然と並んだ状況で確認しており、左京四条大路周辺での宅地班給や内部の様子が明らかになってきた。また、遺物の内容も豊富で、京内での生活内容を知ることができる貴重な資料となった。中でも、左京第六七B次調査で実施したB区では、土壙内から奈良時代の戸籍断簡<sup>註</sup>が長岡京期の土器や木製品などと共に発見されたことは注目される。

墨書土器では、三坊十四町で「宅成」の墨書土器が多く出土し、三坊一一町では「返」の墨書が多く出土した。これらは、宅地の主に関係する墨書とも考えられる。

## 三 左京第九三次調査

## 調査の概要

この調査は、外環状線建設に伴う調査のうち昭和五七年（一九八二）度<sup>註</sup>に実施したO・P・Q・R・S区にあたる。O・P区とQ区の一部が左京四条三坊六町、Q・R・S区が左京四条三坊三町にあたる。Q区には南北小路である東三坊第一小路が通る。木簡はS区から四点出土し、他の調査区からは出土していない。調査地付近は小字東川原寺にあたり、長岡京下に造営された「川原寺」が推定されている。

O区からS区にかけては、平安時代中期に砂礫の堆積で埋まる旧小畑川を検出した。遺構は、旧流路による削平を受け長岡京の遺構は部分的に残存する状況であった。特にO・P・R区はその影響を強く受け長岡京に係る遺構はほとんど検出されなかった。以下に木簡を出土したS区について概要を述べる。

古墳時代から鎌倉時代の各時期にわたる三面の遺構を検出し、中層の長岡京の遺構には、溝、土壙、柱穴がある。溝は、旧流路の西肩部で北西から南東方向に流れる二条を検出し、北西隅では、有機物層が堆積する土壙とこれにつながる溝を検出した。柱穴は二基を検出したがまとまりを持たない。

平安時代の遺構は上層で検出した。三町の東半部を北西から南東に流

れる流路、その西部では倉庫と思われる総柱建物などや土壙がある。鎌倉時代の遺構は、柱穴や井戸などがあり、柱穴は調査区全体で多数検出した。

下層の古墳時代の遺構は、小区画の水田を検出した。地形に沿う北西から南東方向に畦畔が築かれ、その中を小さく区画していた。

奈良時代の遺構は、乙訓郡条里の施工方位である正南北方向の水田区画を検出し、東西方向の坪境畦畔を確認した。水田は旧小畑川の氾濫により、砂礫層や砂層で埋没を繰り返していることがわかり、同じ位置で数層の畦畔が重なっている状況が確認された。

**木簡と墨書土器の出土遺構**

長岡京の遺構としては、溝三条、土壙一基、柱穴などがある。柱穴は建物としてまとまるものはない。SD四五一の規模は、幅一・二m、深さは〇・三mある。SD四五五は、幅〇・七m、深さは〇・二mある。

この二条の溝は北西から南西へ流れ、堆積土は主に砂層である。SD四四六は調査区の西端から東へのび、すぐに北へ曲がり、SX四四七へつながる。SD四四六の規模は、幅〇・七m、深さは〇・一mある。SX四四七は、およそ幅三mの不定形で、深さ〇・一mの浅い落ち込みである。この二つの遺構の堆積土は、有機物層が主であった。

主な出土遺物は、SD四五一から木簡一点をはじめとして木製品（人形や容器など）や土器が出土している。SD四四六からは五点の墨書土器、SX四四七からは木簡三点をはじめとして六点の墨書土器が出土

した。

墨書土器には「南坏」「王」の他、「〇」を四ないし五個描くものなどがある。「王」と記す墨書土器は、西隣のT区の調査でも数点出土している。

**小結**

S区とT区は、左京四条三坊三町に位置している。検出した遺構は川原寺の大衆院関係の諸施設と推定され、後述するT二区では石敷きの遺構を伴う建物や井戸をセットで検出した。また、周辺の遺物も通常の邸宅のそれとは異なった様相を示す。

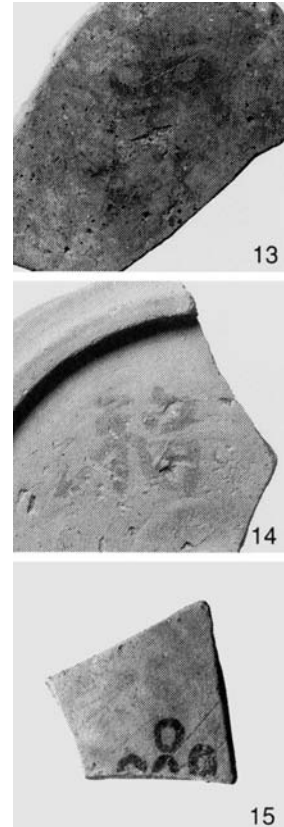


写真2 左京第93次調査出土墨書土器

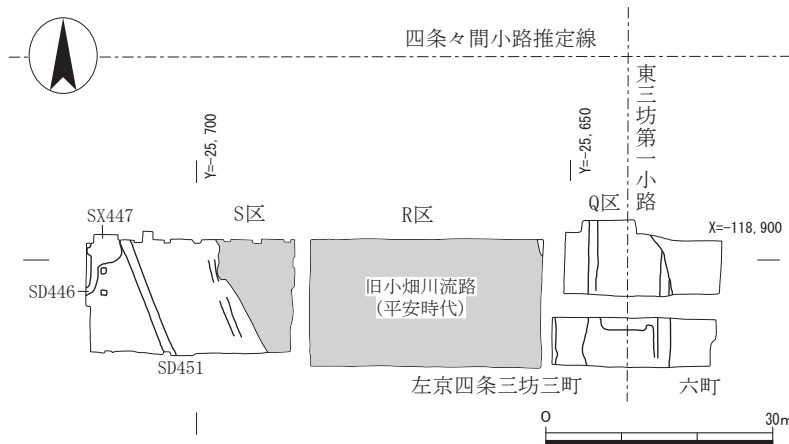


図7 左京第93次調査遺構配置図(1:1,000)



#### 四 左京第一三九次調査

##### 調査の概要

この調査は、昭和六〇年（一九八五）度に西羽束師川改修工事に伴って実施した。調査地は、名神高速道路と西羽束師川が交差する北側にあり、左京南一条三坊十三・十四町と、左京二条三坊十六町東西路の南一条大路と南一条第二小路の推定地にあたる。

長岡京の遺構は、左京南一条三坊十三町の北西部で、南北一間、東西一間以上とみられる掘立柱建物一棟を検出した。また南一条大路北築地部分では、北側溝（幅一・七m、深さ〇・六m）と宅地内溝（幅一・五m、深さ〇・四m）、さらにこの両溝をつなぐ築地下の板組暗渠を検出した。北側溝と南側溝（幅一・五m、深さ〇・六m）との心々間距離は、二四・八mある。同じく南一条第二小路南築地部分でも側溝と内溝を検出した。

##### 木簡出土遺構と遺物

木簡は、宅地内溝（SD105）の堆積土から、長岡京期の土師器・須恵器と共に一点出土した。

##### 小結

十三町を画する南と北築地部分は、いずれも側溝と内溝を持つことから築地で囲まれた区画であることがわかる。こうした事例は京域内では

少なく重要な施設が予想されたが、東側で平成七年（一九九五）から京都府埋蔵文化財調査研究センターが実施した左京第三六一次調査で町の全域が発掘され、一町を占地する宅地であることが判明した。町内には、南一条大路に開く門をはじめとして、掘立柱建物九棟が整然と建ち並び、井籠組みの井戸や土壇などを検出した。町の東南四分の一を前庭とするなど、この町の居住者は三位以上クラスの宅地<sup>註</sup>と考えられる。

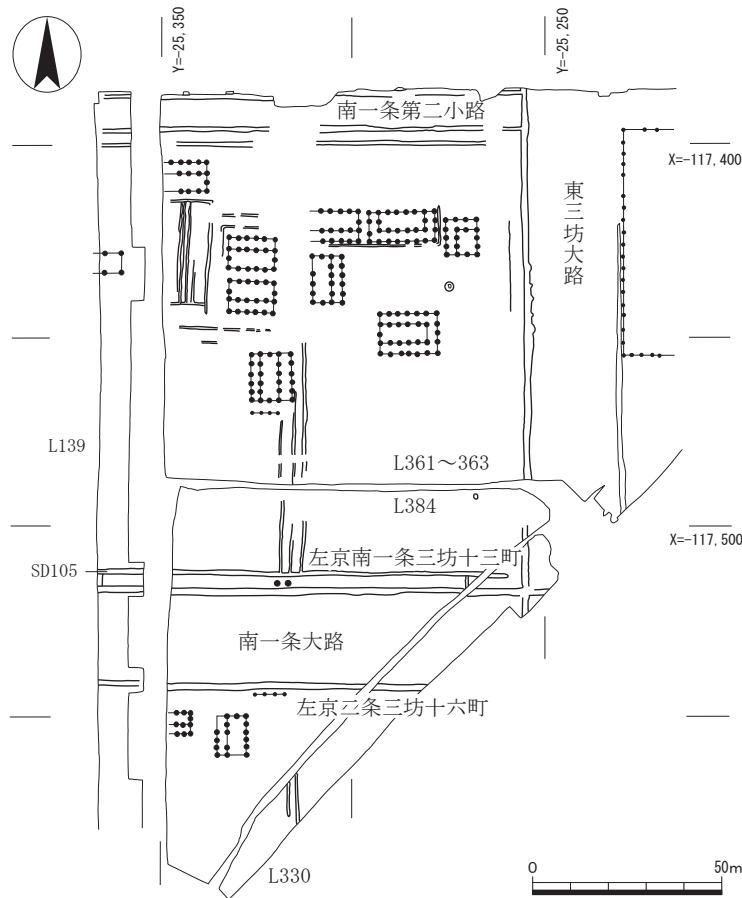


図8 左京第139・361次調査遺構配置図(1:2,000)

## 五 左京第一四〇次調査

### 調査の概要

この調査は、昭和五五年（一九八〇）度から継続している外環状線建設に伴うもので、昭和六〇年（一九八五）度を実施した。調査区は、左京四条三坊三町の推定地にT・一区、同二坊十四町推定地にU区の二箇所を設定した。なおT区にはT・二区（左京第一七四次調査）として昭和六二年（一九八七）度を実施した北西部も含めた。

調査の結果、両区で長岡京期の掘立柱建物・井戸・土壙などを検出した。また下層では、古墳時代から奈良時代の水田と流路を確認した。

T・一区 長岡京の遺構は掘立柱建物六棟と建物に関連した石敷、区画の小溝、井戸三基、土壙などがある。井戸は一基が方形縦板組み、一基が円形素掘りで底部に曲物を据えるもの、一基が方形で素掘りのものであった。西端では東二坊大路東側溝の一部を検出した。また北西部には平安時代中期以降鎌倉時代に至る流路がある。

U区 西側の約三分の二が平安時代の旧小畑川であった。長岡京期の遺構には掘立柱建物一棟、大小三つの曲物を重ねた井戸一基、湿地状の遺構SX3がある。下層の奈良時代水田は、平安時代の流路でかなりの部分が壊されていたが、調査区の西端で条里坪境に関連する東西方向の杭列や畦畔を確認した。

### 木簡と墨書土器の出土遺構

木簡は、U区で検出した深さ1mのSX3に堆積した有機物層から二点が出土した。

墨書土器は、T・一区の掘立柱建物を区画する溝・石敷部分を中心に四五点が出土した。またU区では流路・遺物包含層などから十六点が出土した。

### 木簡と相伴遺物

木簡の出土したU区SX3からは、多量の長岡京期の土師器椀・皿・杯・壺B・甕、黒色土器杯、須恵器杯・蓋・壺・甕などの土器や軒平瓦・丸瓦・平瓦などと共に、建築部材を中心とする木製品や石帯が出土した。特異な資料として、T・一区の石敷き遺構上の土壙、SK123から経

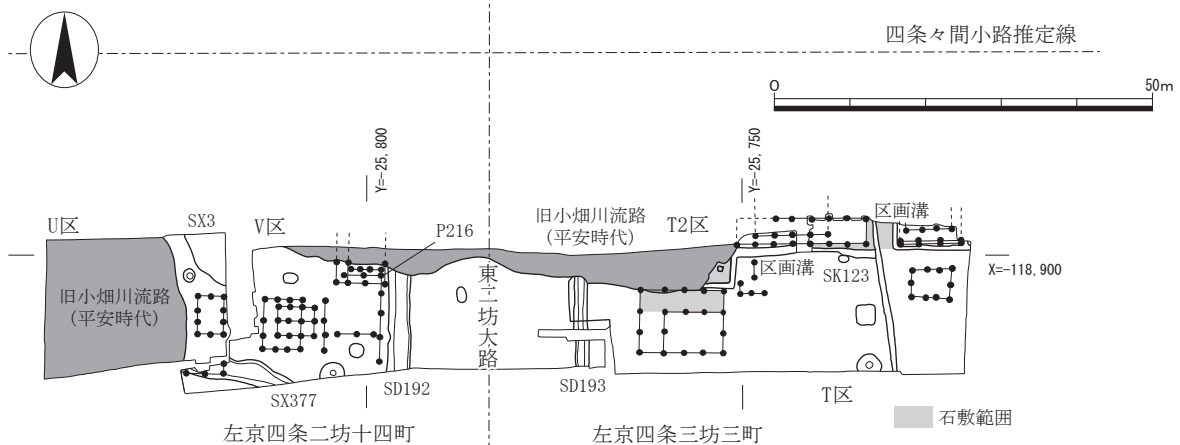


図9 左京第140・164次調査遺構配置図(1:1,000)

文らしき漆紙文書、さらに石敷きの下面からも、内容は明らかではないが漆紙文書の断片が出土している。

墨書土器は、破片が多いため意味不明のものが大部分であるが、T・一区から「王」が八点、「〇」を四つ描くものが五点、「東」「南杯」「廣」、高杯の脚部に墨書したものが出土している。

小結

T・一区の長岡京遺構は、石敷きを伴う掘立柱建物や井戸施設からなり、通常の邸宅の状況とは明らかに異なった様相を示している。また、一つの掘立柱建物の内部に、円形状に堆積した焼土と炭層があり、東西に並んだ状態で検出された。これは竈が並び据えられた痕跡と考え、建物を竈屋と推定した。こうしたことから、周辺の小字名が川原寺であることと考え合わせ、検出した遺構群は川原寺大衆院関係の施設と考えられる。

ただし、近辺の調査例では、瓦の出土は少なく、また基壇など伽藍に直接結びつくような遺構は検出していない。しかし、造営に関すると思われる整地が旧流路や湿地を埋めるなど広範囲に及んでいることや、木簡など遺物内容が周辺の調査例とは明らかに異なっている。寺院の造営に、長い年月を必要としたことは、平城京の諸寺院や平安京の東西寺などの寺院造営史料をみれば明らかであり、川原寺も寺域内の整備が進められるが、主要伽藍の造営を待たずに平安京へ遷都となったものと考えられる。

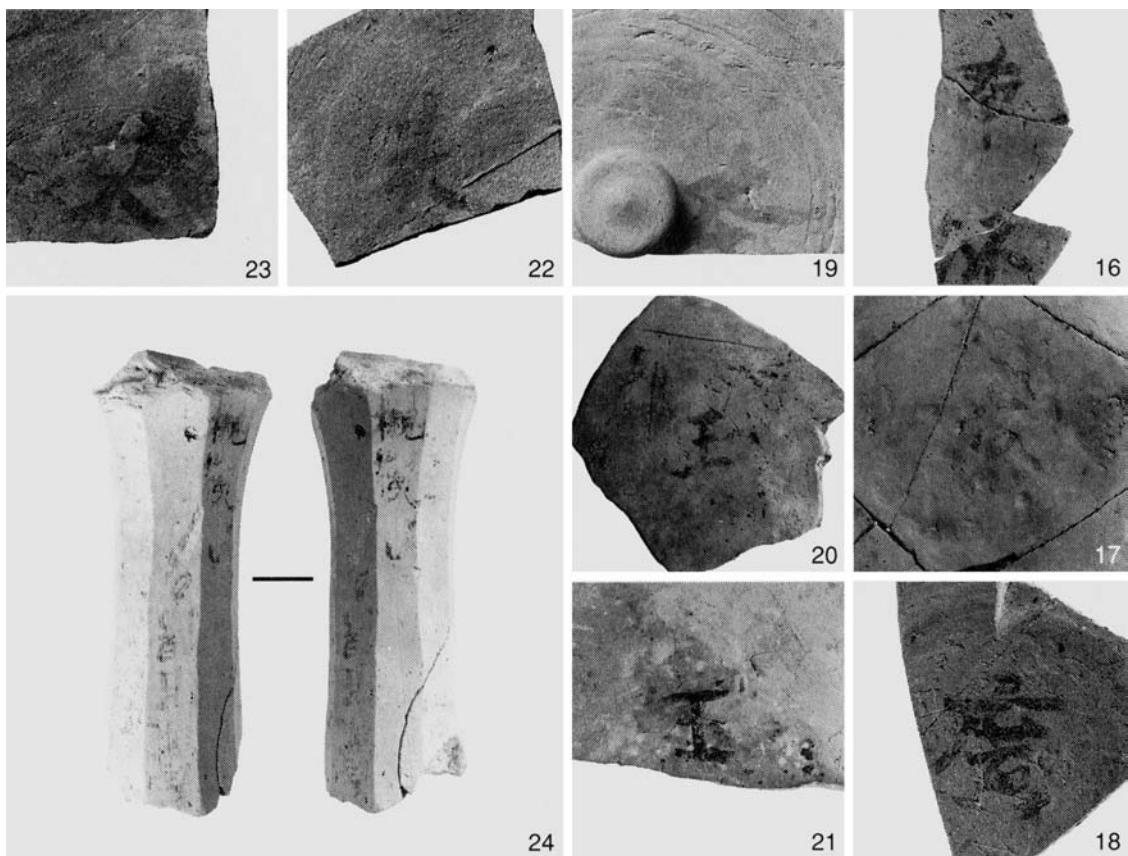


写真3 左京第140・164次調査出土墨書土器

## 六 左京第一六四次調査

## 調査の概要

この調査は昭和五五年（一九八〇）度から継続した外環状線建設に伴うもので、昭和六一年（一九八六）度事業として行った。左京四条二坊十四町と東二坊大路の推定地にV区として調査区を設定した。なおこの調査区は八五年度に調査を行ったT区・U区（第一四〇次調査）の間に位置する（図九）。

調査の結果、長岡京東二坊大路路面・両側溝の他、掘立柱建物、柵、井戸、土壙などを検出した。東二坊大路の側溝はほぼ同じ規模で、幅一・八m×二・〇m、深さ約〇・六五mあり、両側溝には杭列が密集する箇所があり、橋が架けられていたと想定できる。側溝の心々間は約二四mで、路面の一部には礫敷を施しており、礫には須恵器甕の破片が多量に混入していた。十四町内で検出した掘立柱建物は二棟あり、同一地点での建て替えが認められる。柵は東二坊大路西側溝の西肩に沿って一条ある。この他井戸二基、調査区南西端で湿地状遺構、SX三七七を検出した。

平安時代以降の遺構にはT区から続く小畑川の旧流路・堤防状のしがらみ、柱穴、木棺墓、土壙がある。また下層では古墳時代の水田を四面、奈良時代の水田を一面検出し、奈良時代から水田畦畔が現存する地割り

と同一方位であることを確認した。

## 木簡と墨書土器の出土遺構

木簡は、腐植土層が厚く堆積したSX三七七（幅三m、深さ〇・六m）から多量の木片・土器と共に三点が出土した。この他東二坊大路西側溝（SD一九二）と柱穴（P二一六）から各一点ずつ出土している。

墨書土器は二八点出土し、人面墨書土器も一点ある。出土遺構は、過半数がSX三七七と西側溝であるが、西側溝寄りの井戸・土壙・柱穴からも出土した。「万」「中」「太」などがあるが、意味不明なものも多い。

## 木簡と共伴遺物

溝、井戸、土壙などから、土師器椀・皿・杯・高杯・甕、黒色土器椀、須恵器皿・蓋・杯・壺蓋・壺・甕、灰釉陶器壺、製塩土器が出土した。この他丸瓦・平瓦などの瓦類、木製品櫛・独楽・匙・糸車・斎串・曲物・人形・皿、土馬、ミニチュアの竈・甑、銅製丸軛の裏留め金具などがある。

## 小結

本調査では東二坊大路の両側溝と路面を検出した。大路西側溝は、東側溝のSD一九三と比較して遺物の出土量が多く、内容も墨書土器、木簡など多彩であった。これは、二坊側の西側溝に橋を架け、宅地との出入口を設けるなど、生活に密着した空間であったためと考えられる。また、川原寺の推定地が三坊にあることなども関係するとみられる。

## 七 八八年No.一二試掘調査

### 調査の概要

この調査は倉庫建設に伴う事前の試掘調査である。調査地は左京四条三坊四町に推定される。南北に長い敷地の四箇所に調査区（一〜四トレンチ）を設定し、遺構の確認調査を行った。

長岡京の遺構としては、調査地の北端で带状に小石を敷き詰めた整地状の遺構を検出したが、性格については明らかでない。また、調査地の南端では流路状の遺構を検出した。そのほか柱穴を若干検出しているが建物としてはまとまらなかった。

### 木簡と墨書土器の出土遺構

木簡は南端で検出した流路状遺構から出土した。これは、幅約一〇m、深さ一mほどに復原され、確認した範囲では北東から南西方向に流れる。堆積土は灰色粘土層が主で、底部では有機物層が顕著にみられた。この有機物層から長岡京期の土師器・須恵器などと共に、木簡や墨書土器が出土した。

### 木簡と共伴遺物

流路から出土した遺物は木製品と土器が多く、瓦類が少量ある。特に木製品は保存状態も良く、木杵・匙形木器・檜扇など種類も多彩である。他に用途不明の木製品や加工木片が多数出土した。土器は土師

器杯・皿・甕、須恵器杯・蓋・壺、墨書土器、人面土器などが出土している。

出土した木簡は二点で、習書と荷札が一点ずつある。習書は薄い板材を用いており下端部以外は欠損している。

墨書土器は「大」「大山」の二点が出土しており、いずれも土師器皿の底部外面に書かれている。

### 小結

周辺ではこれまでに数次の調査が実施され、長岡京の遺構が多数検出されている。特に、北側の左京四条三坊三町で実施した左京第一四〇次調査では、川原寺に関係すると考えられる石敷きを伴う掘立柱建物などを検出している。調査の結果、三町で検出したものと同様の石敷遺構を検出したことから、寺域がさらに南へ広がっていることも予想されるが、その範囲については今後の調査成果を待ちたい。

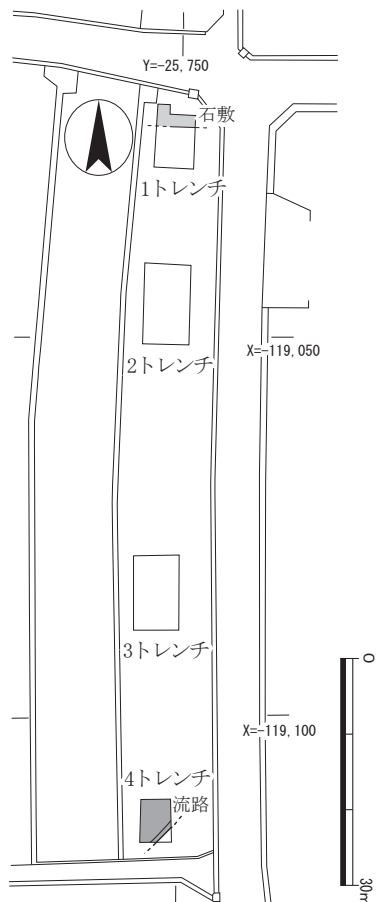


図10 88年No.12試掘調査遺構配置図 (1:1,000)

## 八 左京第二〇三次調査

### 調査の概要

この調査は、昭和六二年（一九八七）度に、京都市下水道局による雨水の地下タンクとそれを西羽束師川に放流するポンプ場の建設に伴って実施した。調査地は左京一条三坊六町と十一町で、この間を南北に通る東三坊々間小路に推定されている。

検出した遺構は、長岡京期と弥生・古墳時代のものに大きく分かれるが、いずれも褐色泥砂層の上面で検出した。

長岡京期の遺構は、調査地の北東部に流路（SD五〇）、南部に梁行一間（三・三m）、桁行二間（四・八m）以上の南北棟掘立柱建物一棟、西部に三間以上（二・四m）等間の東西方向柵一条を検出した。

SD五〇は、弥生時代中期から平安時代まで継続する流路であるが、河道は大きく三時期に分かれる。弥生時代中期から古墳時代前期の流路は、南西部で確認したが、古墳時代後期以降の流路によって大半が削り取られ、西肩部の一部だけが残存していた。古墳時代中期から後期の流路は、堆積土が砂礫層で径一m、長さ四から六mの広葉樹の巨木が数本埋まっていた。飛鳥・奈良時代、長岡京期から平安時代の流路は基本的に古墳時代の流路を踏襲するが、堆積土の主体が砂泥層で、古墳時代後期のそれが径一〇cm前後の礫を含む砂礫層であるのと異なっている。

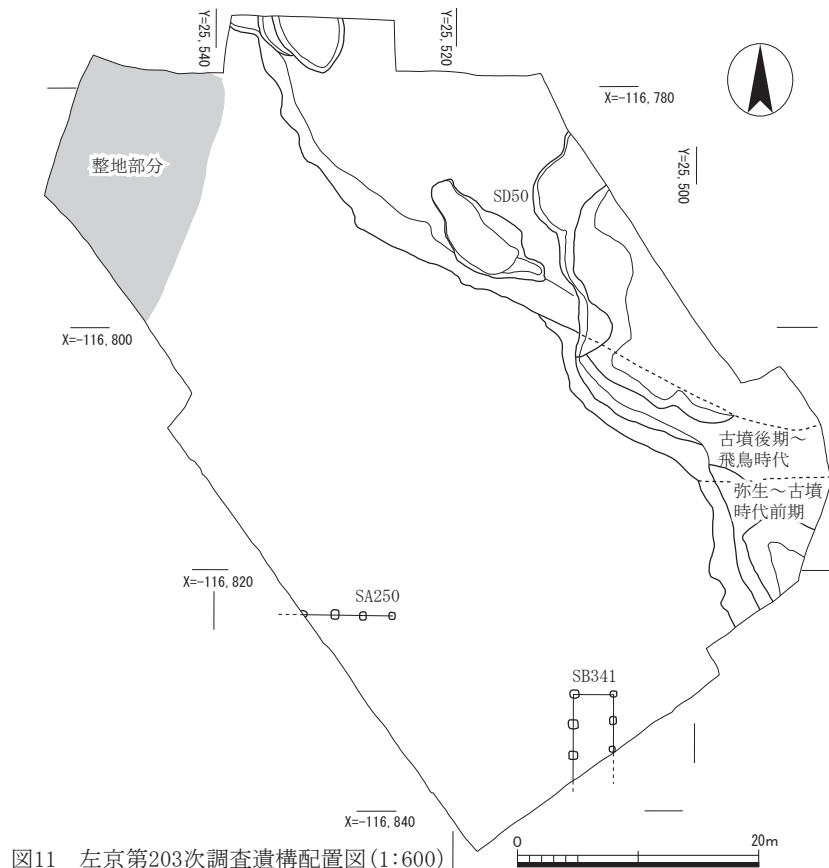


図11 左京第203次調査遺構配置図(1:600)

木簡が多量に出土した第一地点（図一三）東部の流路底は、他の地点に比べ深く、また、流路底の堆積が砂泥層である西肩に沿う部分は、長岡京期に掘削された可能性がある。また、飛鳥時代から奈良時代前期の齋串を多量に出土する地点が第一地点の下流にある。

その他の遺構は、SD五〇の西部に弥生時代後期の竪穴住居一棟、集

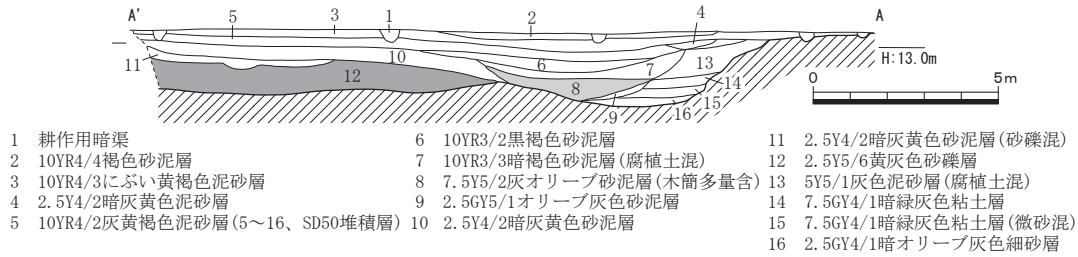


図12 左京第203次調査SD50断面図(1:200)

落の東限の溝などがある。さらに弥生時代後期から古墳時代後期の遺物が出土する流路を調査区の北西で検出したが、この上面は長岡京期に整地され平坦化されている。

**木簡と墨書土器の出土遺構**

木簡や墨書土器などの長岡京期の遺物は、SD五〇の流路から出土した。SD五〇は西肩を検出し、トレンチの北部では南流し、敷地内で南東に向きを変えている。規模は、幅一五m以上、深さは一・〇から一・六mあり、延長約五五m分を検出した。調査地の中央に設定した土層断面で見ると、堆積土は大きく四層に分かれ、第一層は黒褐色泥砂層で、平安時代中期の遺物を少量含む。第二層は黒褐色砂泥層で、長岡京期の土器・木器が出土する。第三層は暗褐色砂泥層で、木器を中心に包含する。第四層は灰オリーブ色泥砂層で、第一地点ではこの層に多量の木簡と削屑が包含されていた。

堆積層とその成立年代から判断して、飛鳥時代以降は調査区付近の流路は流れが緩やか

な状況であったことがうかがえる。さらに、平安時代中期から近世にかけては湿地帯であったことが、流路の上面での水田耕作の開始が近世後期であることがわかる。

**木簡と共伴遺物**

流路からは、二七二点の木簡と三四八三点の削屑を中心とした多量の木製品と、土器や瓦が出土した。木簡を中心とする遺物は、流路西肩口近くの三箇所の地点からまとまって出土し、流路の中央部からは少ない。南部の第一地点からは削屑を中心に木簡が多量に出土したが、土器はほとんど出土しなかった。中央部の第二地点からは、少量の木簡と箸などの木製品、栗、茄子などの果実・種子などの自然遺物が出土した。第三地点からは土器と木製品を主体に、焼失痕や半裁痕がある木簡が出土した。南部の第一地点の流路底からは、墨書人面土器・和同開珎など祭祀遺物が出土し、先の長岡京期における流路掘削の推定を補強している。

SD五〇から出土した遺物には、板材の厚さを測るためと考えられる長さ五・六cmの角材に一寸刻みで三本の墨線を引いた数点の木製品と人形・斎串・檜扇・櫛・箸・篋・挽物皿・挽物蓋・漆器蓋などがある。土器では、土師器杯・皿・椀・甕、人面土器鉢・皿、須恵器杯・皿・壺・甕などが出土した。

金属製品では鉄鏃・刀子、銭貨は和同開珎が二枚出土している。瓦は「旨」銘の軒平瓦と平城宮式の軒丸瓦が数点出土している。

墨書と針書きで文字を記入した土器は約二〇点あり、「<sup>〔南曹〕</sup>」「<sup>〔曹可〕</sup>」

「曹」「内豎」「司」「氷器」「食」「鯛」「島」「西曹乙麻呂」「口麻呂」「東口」「本」などが読める。中でも「西曹乙麻呂」は複数出土しているが、針書きした上に墨書をし、計画的に書いている。

**小結**  
SD五〇と関連する流路は、既往の調査で検出されている。調査地から約七〇〇m北東の久世中学校内では大規模な流路が発掘<sup>註6</sup>されている。ここでは、杭を多量に使用した北西から南東方向の護岸が検

木簡

I 35	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	A
S										
T	9	8								
U	6	6								
V		16								
W		5	10	10						
X				24	29	4				
Y						1	5	3		
A								1	1	2
合計	15	35	10	34	29	5	5	44	1	2
総数	140									

削屑

I 35	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	A
S										
T	3									
U										
V		5								
W			4	29						
X				255	92	14				
Y						3				
A										
合計	3	5	4	284	92	17	0	0	0	0
総数	405									

表2 左京第203次調査SD50木簡と削屑の地区別出土点数

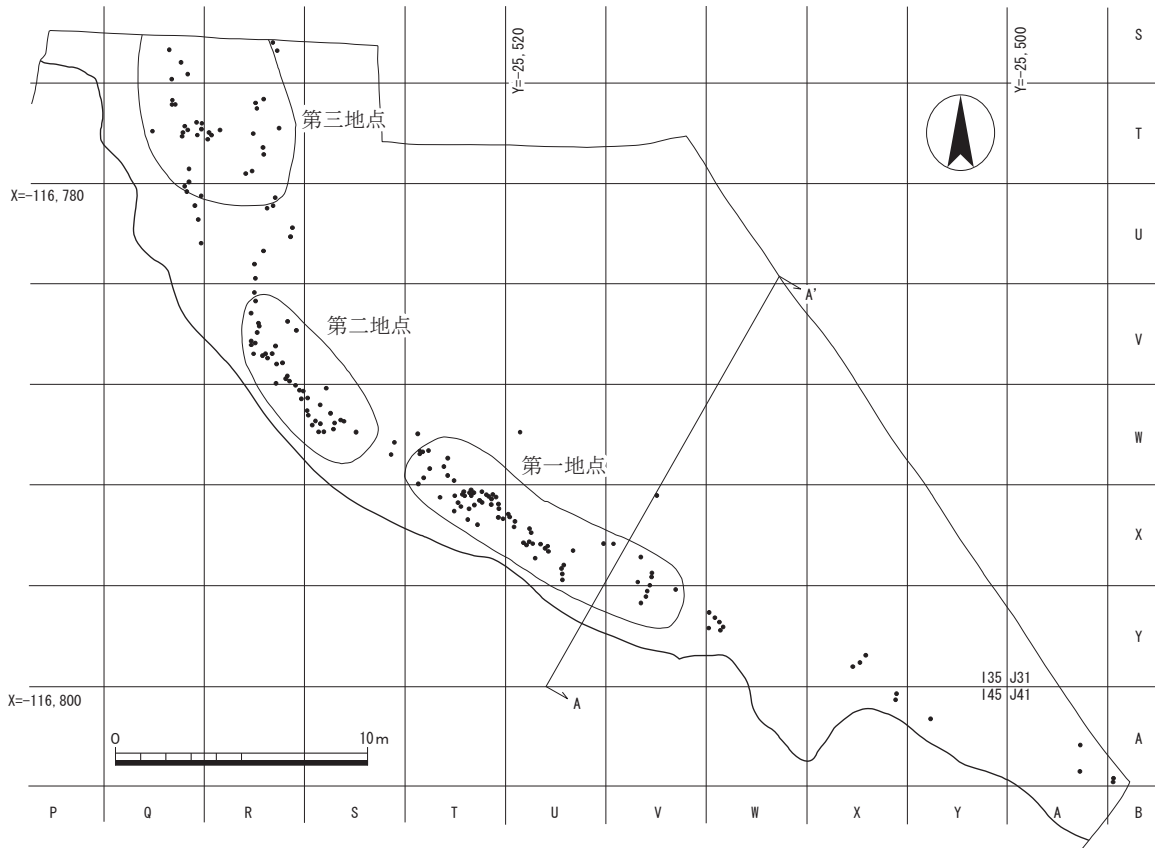


図13 左京第203次調査SD50木簡出土地点図(1:300)



出され、流れをこの地点で南北方向に変えている。流路は古墳時代から平安時代にかけて流れていたことがわかり、第二〇三次調査で検出した流路と同時期である。SD五〇はこの流路の延長線上の下流にあり、同一の流路と推定され、当調査ではその西岸を確認したことになる。その幅は、公共下水道に関連した立会調査<sup>註7</sup>の成果では約五〇m前後と推定されている。また南部では、名神高速道路の拡幅に関係した調査、左京第三〇六次調査<sup>註8</sup>でも同一の流路を検出している。

付近の調査で検出されている遺構をみると、当調査地北西部の左京第二七四次調査<sup>註9</sup>で東庇付きの南北棟の掘立柱建物一棟、南西部の左京第三六次調査<sup>註10</sup>で東西五間以上の掘立柱建物一棟が検出されている。こうしたことから、当調査地の流路からすぐ西側は空閑地となり、その周辺の西部・南部に建物が配置されている状況がわかる。また、南側の左京第三四〇次調査<sup>註11</sup>では、南側にも流路が迂回するとみられることから、当調査地は東と南の流路に挟まれた立地といえよう。

このような配置と立地、および「樽」などの材木とその加工を示す木簡、板材を測る物差の出土などから、SD五〇を木材の漕運に利用して、当調査地点周辺で陸揚げ・集積し、一部はその加工も行い、宮・京内の造営現場へと運搬したものと考えられる。さらに、西部の左京第三九次調査などで検出した建物は、材木の収納などの事務を掌った曹司と推定される。遺跡の年代は、紀年銘の木簡は出土していないが、「授田使大和長官神王」と記された習書木簡一〇〇があり、神王が大和の班田長官

となった延暦五年（七八六）を上限とでき、長岡京の前半期の造営に係るものと考えられる。

長岡京の造営に伴う材木は大和・近江・丹波などの各国から運ばれたと推定<sup>註12</sup>できるが、ここでは大堰川上流の丹波国、宇治川上流の近江国が長岡京造営の有力な杣として候補にあがる。また、難波宮・平城京の旧材を使ったことが文献と瓦などの移動<sup>註13</sup>から立証でき、アワビ貝殻の出土など、先の河川に加え淀川・木津川からも各種の造営物資を中心に交易の物資も加えて当地とその周辺に集積されたと考えられる。

『延喜式』「木工寮」には丹波国瀧額津から大井津<sup>註14</sup>へ漕運したことが書かれているが、上流の丹波国では注目される幾つかの遺跡が発見されている。船井郡日吉町天若遺跡<sup>註15</sup>・園部町八木嶋遺跡<sup>註16</sup>などが杣やその関連遺跡に該当するが、これら各地の材木をはじめ各種の産物を漕運し、長岡京・平安京の両京の造営に関係した遺跡と材木の漕運過程は第三章の中で詳しく触れることとしたい。

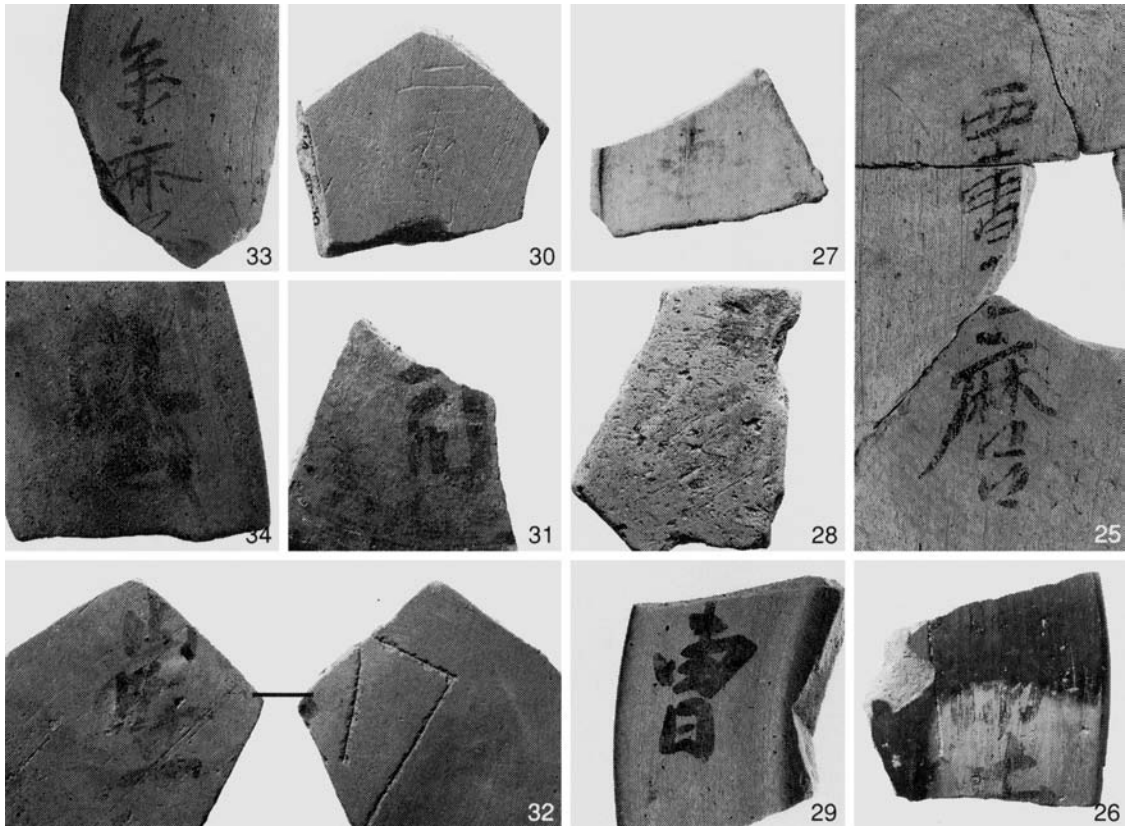


写真4 左京第203次調査出土墨書土器(1)

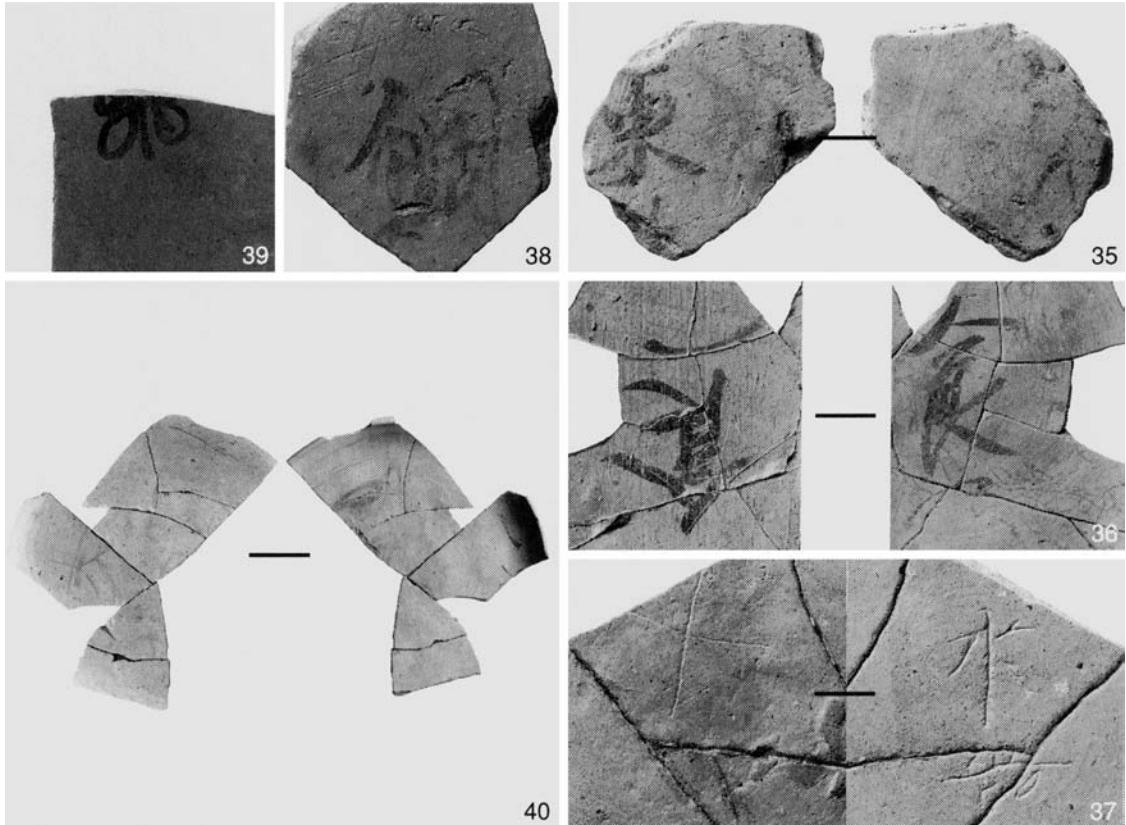


写真4 左京第203次調査出土墨書土器(2)

## 九 左京第二五〇次調査

### 調査の概要

この調査は、平成二年（一九九〇）度を実施した民間マンション建設に伴う発掘調査である。調査対象地は南区久世大藪町の水田地帯にあり、工場用地、住宅地として開発の盛んな地域である。同地は左京一条四坊四町にあたり、南半部には一条大路が推定される。また弥生時代から平安時代の東土川遺跡にも含まれている。

調査の結果、西側の一面に遺構面が残存していたものの、調査区の大半は弥生時代から平安時代までの遺構を含む川が占めていた。そのため西側の陸地部分で、調査区を南と北に広げて遺構の検出に努めたが、一条大路などの遺構は検出できなかった。

調査では掘立柱建物や溝などを検出したものの、時期を決めるまでには至らなかった。溝は弥生時代の可能性があるものの確定できず、掘立柱建物もやや西に傾き、時期を決めがたい。

流路の深さは断ち割って調査したが、二m以上の砂礫の互層が続き、地山の砂礫層か遺物包含層なのか確認できなかった。

### 木簡と墨書土器の出土遺構

木簡は流路の肩口近くの砂と腐植土が互層をなす堆積層から、長岡京期の土器や木器などと共に一点出土した。また、人面土器や判読できない

い墨書土器も出土した。

### 木簡と共伴遺物

調査では大部分の遺物が川から出土しており、木簡の出土した川の上層には、長岡京期の土師器椀・皿・杯・甕、須恵器杯・蓋・壺・甕、木器櫛・箸・斎串などがある。また下層の砂礫層からは、古墳時代の土師器、須恵器と弥生土器が出土した。

### 小結

関連する流路は、調査地南方の立会調査などでも検出されている。また、現地表に残る地形の乱れなどから、左京第二〇三次調査地で検出したSD五〇につながる予想される。この流路は、長岡京期の遺物が比較的良好な状態で出土することからこの時期にも流れていたとみられ、堆積土から澱んだ状態であったことがわかる。一条大路はこの流路により分断されていたものと考えている。

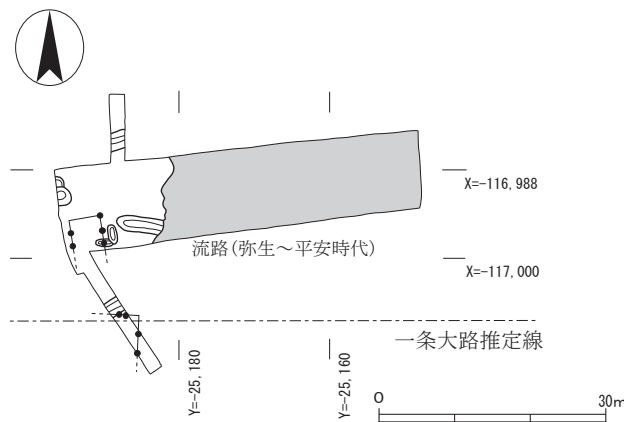


図14 左京第250次調査遺構配置図(1:1,000)

一〇 左京第二五一次調査

調査の概要

この調査は京都市清掃局の埋め立て処分地建設に伴う調査で、総調査面積は一三万㎡に及ぶ。一帯は左京六・七条の二・三坊に推定される。長岡京でも東南部にあたり、南東約三〇〇mには桂川が西南に流れ、付近一帯は湿潤な水田地帯となっている。左京第二五一次調査はこのうちもつとも南寄りの約三万㎡(G区)を対象としたものである。後述する左京第二八八次調査と一連の調査である。

調査では、主に長岡京とその下層で古墳時代の水垂遺跡に関係した遺構を検出した。長岡京の遺構面は、北西が高く南西に緩やかに傾斜し低くなり、標高八から九m弱であることがわかった。

長岡京の条坊関係の遺構としては、東二坊大路と六条大路を検出した。このうち六条大路は、小路幅の規模(側溝心々距離で約九m)であることがわかった。また、調査区の北東部で東二坊大路と六条大路の交差点を検出したが、六条大路は東二坊大路の東側にはのびないことが判明し、この交差点はT字路であることがわかった。交差点のすぐ北側では、東二坊大路を斜めに横断する流路を検出し、これに架かる橋、流路の岸には小型の木棺墓三基、甕棺墓一基などを検出した。しかし、宅地内では、掘立柱建物・井戸など生活に関連した遺構は一切確認できなかった。

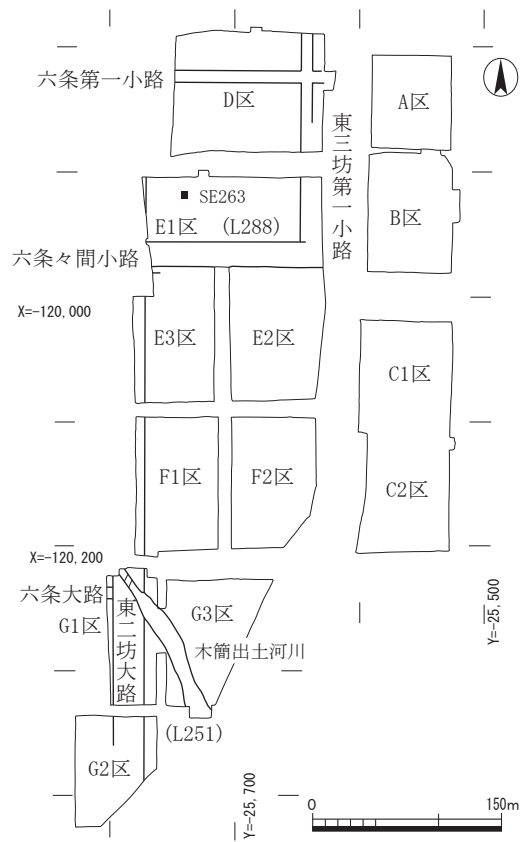


図15 左京第251・288次調査区配置図(1:6,000)

古墳時代の遺構としては、水田と水路を検出した。水田は一筆を面積三〇から一五〇㎡に区分した小区画水田で、水田面にはヒトやウシの足跡を多数検出した。

木簡と墨書土器の出土遺構

木簡および墨書土器は、交差点を斜めに横切る流路から出土した。流路は幅五から一〇m、深さ一m前後あり、北西から南東方向に流れ、砂礫と粘土が互層に堆積していた。流路には桁行二間(約五・四m)・梁行二間(約五・〇m)の橋が架かっており、この周辺および下流三〇m付近まで多量の祭祀関係の遺物が出土した。またこの他に、水量調節用と考えられるしがらみ状の遺構を二箇所検出した。

木簡と共伴遺物

川から出土した遺物は、長岡京期の土師器碗・皿・蓋・杯・高杯・壺・甕、須恵器皿・杯・蓋・壺・甕・平瓶などの土器をはじめ、土馬、木製品人形・斎串・馬形・刀子形・船形・木杵・檜扇・曲物・折敷・櫛・櫃・糸巻き・挽物皿、漆器皿・碗、金属製品の鎌・銭貨、ウマ、ヒトなどの骨がある。特徴的なことは人面土器・土馬・ミニチュア竈・人形などの祭祀関連の遺物が多いことで、特に、人面土器はほぼ完形に復元できるものだけで四〇〇点を越え、長岡京では最多である。

木簡は四点が出土している。内二点はその形状から荷札木簡、他の二点は習書木簡と考えられる。

墨書土器は土師器・須恵器の杯や杯蓋に書かれた「井」「福満」「王」などがある。須恵器の杯・Bと蓋には「福満」と墨書されたものがあり、セツトで使用されたものとみられる。

小結

本調査地のG区付近は、遺構の状況や出土遺物の内容からみて、長岡京内ではあるものの、居住に適した場所ではなく、祭祀や葬送の場として利用されていたものと考えられる。また、六条大路が東二坊大路で行き止まりになっている状況や、東三坊側には低湿地状を示す土層の堆積が広がっていることから、当地が実質的な長岡京の東南の端付近にあたるものと考えられよう。

祭祀遺物には、人面土器や土馬などを中心とする祭祀具の他に、通常

の生活に使用する杯や皿などの供膳具、および貯蔵形態の土師器甕なども使われ、多彩な内容で構成され、量の豊富さもきわだっている。さらに実質的な大路末という位置関係などからみて、国家的な祭祀がこの場所で行われたものと考えられる。長岡京での類例としては、京北東部の大藪遺跡、南西部には長岡京市の西山田遺跡がある。これらは、京の境界に位置し、流路内から多量の祭祀遺物を出土する特徴がある。今後、他の都城との比較検討をすることで、都城をとりまく祭祀が明らかになるものと思われる。

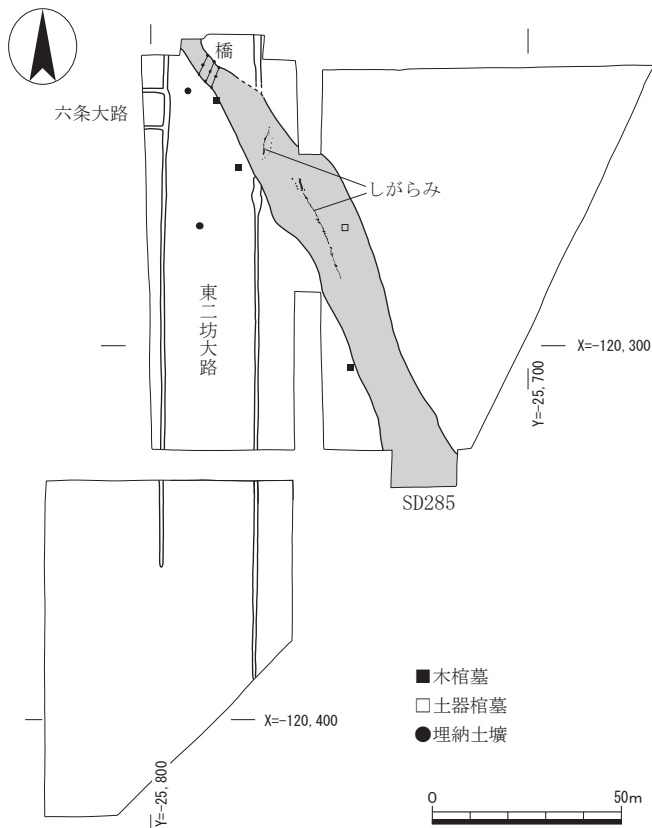


図16 左京第251次調査遺構配置図(1:2000)

一 左京第二八八次調査

調査の概要

この調査は、平成二年（一九九〇）度から平成七年（一九九五）まで継続した京都市清掃局の焼却灰の埋め立て処分地建設に伴って実施した。第二八八次調査は九二年に実施した調査で、主に左京六条三坊一・二町（E区）を対象とし、古墳時代と長岡京の遺構を多数検出した。

長岡京の条坊関連の遺構は、六条第一小路・東三坊第一小路・東二坊大路東側溝・六条々間小路を検出し、東三坊第一小路と六条第一小路の交差点を確認した。六条々間小路は溝の心々で二四・一mあり、大路の規模であることがわかった。六条三坊一町内では、掘立柱建物三棟・井戸一基・土壙などを検出した。二町内では北西部と南西部の二箇所建物群を確認した。北西部では掘立柱建物二棟・井戸二基・土壙などを検出したが、建て替えは認められなかった。これに対し南西部では、掘立柱建物一六棟・井戸五基・土壙・溝などを検出しており、少なくとも二回の建て替えが認められる。また、北東部では木棺墓を一基検出した。古墳時代の遺構は水田・溝・川二条・方形周溝墓一基、土器棺墓一基を検出した。水田はすべて小区画水田であるが、少なくとも二時期以上のものが重複していると考えられる。方形周溝墓と土器棺墓は二条の流路に挟まれた三角地帯で検出した。流路内には多量の木材を使用したし

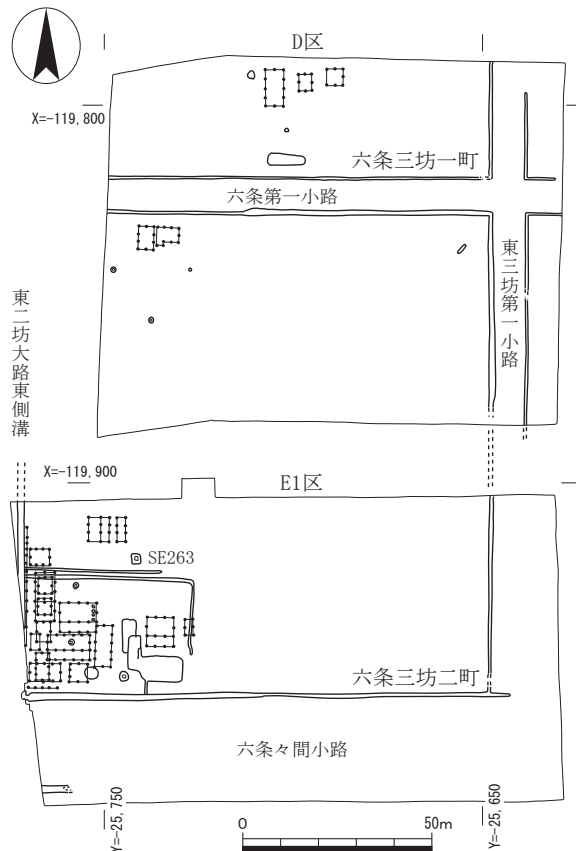


図17 左京第288次調査遺構配置図(1:2,000)

がらみ状遺構が二箇所認められた。

この他、長岡京の上層で東西あるいは南北方向の小溝群を全域で検出し、何らかの耕作に関するものと考えられる。これらは、建物群より新しいが、宅地内に限られ、しかもその単位は四行八門の地割線とよく一致する。

木簡と墨書土器の出土遺構

二町の南西部で建物群と共に検出した井戸枠の曲物に墨書が認められた。井戸は方形縦板組で、一辺約一・〇m、深さは二・五mある。底部中央に直径〇・四m、高さ〇・三五mの曲物を据え、水溜としている。

墨書は曲物の外面にあり、北側に墨書面を向けていた。

墨書土器は、井戸からは出土していないが、周辺の土壙・溝から数点出土している。

#### 木簡と共存遺物

井戸の底部から完形の土師器杯 B が伏せられた状態で出土した。また、周辺の井戸・土壙・溝などから土師器碗・皿・杯蓋・杯・高杯・壺・甕、黒色土器碗、須恵器皿・杯・蓋・高杯・鉢・壺・甕、三彩小壺、製塩土器などの土器が出土している。土師器や須恵器は碗や杯などの供膳形態のものが多い。

墨書土器としては「井」「秦」「王」があり、内容不明なものも数点認められる。

#### 小結

前述した第二五一次調査など、一連の調査では条坊関連の遺構や建物群などを多数検出した。しかし、東二坊大路の条坊側溝が標高八・三 m の南部で途切れること、建物が東二坊大路沿いの標高の高い北部に集中することなど、低湿地に立地した長岡京東南部の土地利用が明らかとなってきた。

また、墨書のある曲物を据えた井戸は、六条々間小路から三戸主目の掘立柱建物三棟を有する宅地の南東隅に位置し、据え付けの状況や、「角萬福」の字句から宅地主の祭祀的な目的で書かれたものと考ええる。

#### 註

- 1 「長岡京跡左京第三六次（7 AND I I）発掘調査略報」「長岡京」一八号  
長岡京跡発掘調査研究所 一九八〇年
- 2 『長岡京跡発掘調査報告』京都市埋蔵文化財研究所調査報告 I（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九七八年
- 3 『長岡京跡』京都市計画道路一等大路第三類第四六号外環状線整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八一年  
a 前掲註 3  
b 『平安京跡発掘資料選』二（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八六年 図版 15
- 5 名神高速道路の桂川パーキングエリアの新設に伴う調査  
a 「名神高速道路関係遺跡 平成七年度発掘調査概要」長岡京跡左京三六一・三六二・三六三次「7 ANVKN」6・7・8」『京都府遺跡調査概報』第七四冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九七年  
b 平良泰久「長岡京の貴紳の家」『京都府埋蔵文化財論集第』第三集 京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九六年
- 6 a 大藪遺跡発掘調査報告』一九七二 六勝寺研究会 一九七三年  
b 「大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六〇年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八八年

- c 「大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六二年度  
 (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九一年
- d 「大藪遺跡・中久世遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六二年度  
 (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九一年
- 7 註6 d
- 8 「名神高速道路関係遺跡」『京都府遺跡調査概報』第六一冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九五年
- 9 「長岡京左京一条三坊」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成三年度 (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九五年
- 10 註1
- 11 「長岡京左京一条三坊・東土川遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成六年度 (財)京都市埋蔵文化財研究所 一九九六年
- 12 長岡京の柚に関係した文献は知られていないが、奈良時代の寺院の造営には、近江国・丹波国などから柚から用材を切り出している。
- 13 a 小林 清『長岡京の新研究』比叡書房 一九七五年  
 b 清水みき「長岡京造営論―二つの画期をめぐって」『ヒストリア』一一〇号 一九八六年
- 14 「木工寮」『新訂増補国史大系 延喜式』吉川弘文館 一九八六年
- 15 「天若遺跡」『京都府遺跡調査概報』第四二冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九一年
- 16 「八木嶋遺跡」『京都府遺跡調査概報』第五六冊 (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九四年
- 17 『水垂遺跡 長岡京左京六・七条三坊』(財)京都市埋蔵文化財研究所調査報告 第一七冊 (近刊)



写真番号	釈文	器種	器形	墨書位置	地区名	遺構番号	調査回数	条坊	備考
1-1	ホ	須恵器	蓋	上面	K	SD35	左京第 76 次	四条三坊十四町	
1-2	□万	須恵器	皿	底部外面	K	SD3	左京第 76 次	四条三坊十四町	
1-3	大	土師器	杯・皿	底部外面	M	SD61	左京第 76 次	四条三坊十一町	
1-4	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	包含層	左京第 76 次	四条三坊十一町	
1-5	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	包含層	左京第 76 次	四条三坊十一町	
1-6	東	土師器	皿	底部外面	M	SD26	左京第 76 次	四条三坊十一町	
1-7	宅成	須恵器	蓋	上面	L	包含層	左京第 76 次	四条三坊十四町	
1-8	宅成	須恵器	杯 B	底部外面	K	SD3	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	大	須恵器	蓋	内面	L	包含層	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	大	須恵器	蓋	上面	L	P34	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	□〔成力〕	土師器	杯	底部外面	K	SX43	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	□□〔宅成力〕	土師器	皿	底部外面	K	SX43	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	□□〔宅成力〕	土師器	杯	底部外面	K	SX43	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	返	土師器	椀	底部外面	K	SX43	左京第 76 次	四条三坊十四町	
	返	土師器	椀	底部外面	M	SD25	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	土師器	椀 A	底部外面	M	SK62	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	土師器	椀 A	底部外面	M	SK62	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	SK62	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	包含層	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	包含層	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	返	須恵器	杯 A	底部外面	M	包含層	左京第 76 次	四条三坊十一町	
	□	土師器	皿	底部外面	M	SD34	左京第 76 次	四条三坊十一町	
1-9	子	土師器	皿	底部外面	F	包含層	左京第 67 次	四条三坊十四町	
1-10	佐	土師器	杯	底部外面	H	包含層	左京第 67 次	四条三坊十一町	
1-11	大富	須恵器	蓋	上面	H	包含層	左京第 67 次	四条三坊十一町	
1-12	□女	土師器	椀	底部外面	H	包含層	左京第 67 次	四条三坊十一町	
	□〔馬力〕	須恵器	杯	底部外面	F	包含層	左京第 67 次	四条三坊十四町	
	川	須恵器	杯	底部外面	H	包含層	左京第 67 次	四条三坊十一町	
	□〔三力〕	須恵器	杯	底部外面	H	包含層	左京第 67 次	四条三坊十一町	
2-13	南杯	土師器	杯・皿	底部外面	S	SX447	左京第 93 次	四条三坊三町	
2-14	福	須恵器	杯 B	底部外面	P	包含層	左京第 93 次	四条三坊六町	
2-15	○印 4	土師器	杯・皿	底部外面	S	SX447	左京第 93 次	四条三坊三町	
	○印 5	土師器	杯・皿	底部外面	S	SX447	左京第 93 次	四条三坊三町	
	○印 2	土師器	杯・皿	底部外面	S	SX447	左京第 93 次	四条三坊三町	
	○印 4	土師器	皿	底部外面	S	SX447	左京第 93 次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯・皿	底部外面	S	SD446	左京第 93 次	四条三坊三町	
	○印 3	土師器	皿	底部外面	S	SD446	左京第 93 次	四条三坊三町	
3-16	南杯	土師器	杯・皿	底部外面	T	包含層	左京第 140 次	四条三坊三町	
3-17	東	土師器	杯	底部外面	T	包含層	左京第 140 次	四条三坊三町	
3-18	廣	須恵器	杯	底部外面	T	SD106	左京第 140 次	四条三坊三町	
3-19	本	須恵器	蓋	上面	U	包含層	左京第 140 次	四条三坊三町	
3-20	王	土師器	杯・皿	底部外面	T	包含層	左京第 140 次	四条三坊三町	
3-21	王	土師器	杯 B	底部外面	T	SD132	左京第 140 次	四条三坊三町	

表 3 墨書土器一覽表 (1)

写真番号	釈文	器種	器形	墨書位置	地区名	遺構番号	調査回数	条坊	備考
3-22	□〔泰力〕	須恵器	杯A	底部外面		包含層	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯・皿	底部外面	T	SD135	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯・皿	底部外面	T	SD259	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯・皿	底部外面	T	SK257	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯	底部外面	T	SD125	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯・皿	底部外面	T	SK153	左京第140次	四条三坊三町	
	王	土師器	杯	底部外面	T	P181	左京第140次	四条三坊三町	
	杯	土師器	杯・皿	底部外面	T	包含層	左京第140次	四条三坊三町	
	大口	須恵器	杯B	底部外面	T	包含層	左京第140次	四条三坊三町	
	山	須恵器	杯蓋	内面	U	包含層	左京第140次	四条三坊三町	
	□〔麻力〕	須恵器	杯B	底部外面	T	SD260	左京第140次	四条三坊三町	
	○印4	土師器	杯	底部外面	T	SD132	左京第140次	四条三坊三町	
	○印4	土師器	皿	底部外面	T	SD260	左京第140次	四条三坊三町	
	○印2	土師器	杯・皿	底部外面	T	SD260	左京第140次	四条三坊三町	
	○印4	土師器	杯	底部外面	T	SD132	左京第140次	四条三坊三町	
	○印3	土師器	杯・皿	底部外面	T	包含層	左京第140次	四条三坊三町	
	○印4	土師器	杯・皿	底部外面	T	SD127	左京第140次	四条三坊三町	
3-23	太	須恵器	杯	底部外面	V	SX377	左京第164次	四条二坊十四町	
	中	須恵器	杯	底部外面	V	包含層	左京第164次	四条二坊十四町	
3-24	□□□□/□□□□ □/□□□□	土師器	高杯	脚部	T-2	P52	左京第174次	四条三坊三町	9角形の脚部の3面に墨書
4-25	西曹乙麻呂	土師器	皿	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-26	□□〔南曹力〕	土師器	杯	体部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-27	曹	土師器	杯	体部内面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-28	□〔曹力〕司	須恵器	杯・皿	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-29	曹	須恵器	杯A	体部内面		包含層	左京第203次	一条三坊六町	
4-30	□曹□	土師器	杯・皿	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	針書き
4-31	司	須恵器	杯A	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-32	内豎	土師器	杯・皿	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	内面は線刻
4-33	□麻呂	土師器	杯	体部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-34	□〔島力〕	土師器	皿	体部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-35	東□、□□	土師器	杯・皿	底部内外		SD50	左京第203次	一条三坊六町	内面は読めない
4-36	食一(内面)、 食一(外面)	土師器	杯	底部内外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	外面は、針書きの上に墨書
4-37	氷器(内面)、 ×(外面)	土師器	杯B	底部内外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	針書きで内外面に書く
4-38	鯛	土師器	杯・皿	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-39	□(絵力)	須恵器	杯蓋	内面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
4-40	人面(内面)、 本(外面)	土師器	皿	内外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
	曹	須恵器	蓋	内面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
	□	土師器	杯	底部外面		SD50	左京第203次	一条三坊六町	
	曹	土師器	皿	体部内面		包含層	左京第203次	一条三坊六町	

表3 墨書土器一覧表(2)

## 第三章 考 察

### 一 左京第二〇三次調査出土木簡の性格

#### I はじめに

本書では、まず第一章と第二章で、長岡京左京域のうち現在京都市に含まれる地域（以下長岡京左京域と記す）において実施した発掘調査で木簡を出土した全十一地点の発掘調査の概要と木簡の出土状況について記し、また第四章において、以上十一地点から出土した木簡のうち主要なものの釈文を掲げ、若干の解説を付した。

第一章・第二章および第四章での記述からも明らかのように、長岡京左京域における発掘調査で出土した三七七五点（内削屑三四八三点）の木簡のうち、そのほとんどは左京第二〇三次発掘調査（以下第二〇三次調査と記す）で出土し、また本書に釈文を掲げた六〇二点の木簡のうち実に五八〇点を占める。これに比べると他の調査で出土した木簡の点数は少なく、それぞれの木簡が当該地点から出土したことの意味やその地点の性格を木簡から直接論じることがきわめて困難である。したがって本書に収載した長岡京左京域出土の木簡のうち、木簡あるいは木簡群の特徴を抽出してその性格や、さらにそれらを出土した遺跡の性格を検討

するに足るのは、第二〇三次調査地である左京一条三坊六・十一町出土木簡だけであると考えられる。

本節では第二〇三次調査出土木簡にみられる特徴とそこから導かれる木簡群としての性格に検討を加えることにしたい。なお、その際第二〇三次調査で出土した他の文字史料、特に墨書土器に書かれた文字にも触れながら述べることにする。

#### II 記載内容からみた木簡の特徴

第二〇三次調査で S D 五〇から出土した木簡には、記載の内容、あるいは出土の状況や遺物としての観点から、いくつかの著しい特徴を認めることができるが、まず、個々の木簡に書かれた内容にみられる特徴を検討しながら、木簡群としての性格を明らかにしてゆくことにする。

#### ① 官司名・官職名・位階名・氏族名

第二〇三次調査出土木簡に記された官司名・官職名・位階名・氏族名には一定の傾向がみられる。

#### 〈官司名〉

#### 府解木簡（木簡二四）

木簡二四は「府謹解」で書き出される解様式の文書木簡である。したがって本簡の出土地、すなわち最終廃棄地は、冒頭に書かれた差出である某「府」か、あるいは本簡の宛先のいずれかであると考えられる。前者の場合は、木簡は宛先から再び差出に戻ってその機能を最終的に終え、

捨てられたことになり、木簡の出土地である第二〇三次調査地が差出の某「府」自体であることになる。一方、後者の場合、木簡が宛先でその機能を果たして捨てられたことになり、勿論木簡の出土地である第二〇三次調査地あるいはその近辺に宛先、すなわち某「府」から解を出されるような官司があったことになる。可能性は両者共にあるが、本簡はその断片に過ぎず、解の内容も判明しないから、本簡だけではいずれとも決め難い。

本簡の差出である某「府」について、官制表記が「府」である官司は、職員令では在京官司として五衛府、すなわち衛門府・左右衛士府・左右兵衛府の五つの武官司に限られてしまう。官制表記が「府」である官司の対象をかりに地方官司に拡大しても、候補としては大宰府があるに過ぎない。ただ本木簡群中には他に地方の「府」官司に関する推定される木簡がまったくないから、この木簡を作成した「府」も地方に存在した官司でなく、また後述する他の木簡の記載からも、中央の五武官司のいずれかとみるのがもつとも穏当であろう。ただし長岡京当時には、職員令に規定された五つの衛府以外に、近衛府（天平神護元年成立）・中衛府（神龜五年成立）・外衛府（天平神護元年成立）の三つの衛府が存在していたから、某「府」の候補としては、一応八つの衛府があげられることになる。ただ本木簡群中には、「<sup>〔舊之〕</sup>野府所」（木簡三六九）、「西府」（木簡三七六）など、「府」を官制表記として含む官司らしきものもみえるから、某「府」がこれらの「府」でないと決めることは難しい。

官司名を記す木簡（木簡三四・五七・六六・一〇〇・一一五）

官司名を記す木簡は比較的少なく、わずか五点に止まる。木簡五七には「<sup>〔兵衛府〕</sup>兵衛府」とあり、木簡一一五には「<sup>〔近衛府所〕</sup>近衛府所」とみえる。いずれも先に述べた某「府」の候補となる官司である。一方、木簡三四・六六には「<sup>〔務省〕</sup>務省」「<sup>〔中務省〕</sup>中務省」と書かれ、木簡一〇〇には「<sup>〔太政官〕</sup>太政官」がみえる。木簡一〇〇は習書の一部かと思われるが、木簡三四の「<sup>〔中務省〕</sup>中務省」は女官の氏名を列記した歴名風の記載の裏面に書かれたものであり、表裏は内容的に密接に関連を持つと思われる。中務省に直接関る木簡には後に触れる木簡七二や墨書土器の「<sup>〔内豎〕</sup>内豎」と記すものなどがあるに過ぎないが、後述する「<sup>〔酒人内親王所〕</sup>酒人内親王所」と記したと思われる木簡（木簡三六四・三六八・三七〇）や王名のみえる木簡（木簡五二・七五・八〇）があるのは、あるいは本木簡群の中に中務省関係のものが含まれていることによるのかもしれない。ただしこのうち「<sup>〔内豎〕</sup>内豎」と記す墨書土器は、これらの木簡と出土位置を異にしている点で留意が必要である。

さて、以上は職員令に明記・規定されている官司であり、これ以外に職員令には規定を持たないが、令外で臨時に置かれた官司として木簡一〇〇に「<sup>〔授田使〕</sup>授田使」がみえる。「授田使」は班田使・校田使のことで、授田に際して一時的に置かれた令外の官司である。ただこれも習書の一部かと思われる、本木簡群の性格を考える上では必ずしも重要でないかもしれない。

以上、本木簡群中の府解木簡の木簡に記された官司名を検討した結果

からは、本木簡群が在京武官司および中務省、特に前者と密接に関するものであると考えられる。

#### 〈官職名〉

官職名を記す木簡（木簡一七〇・一九・二八・三五・七一・七二・七八・一〇〇・一三〇・二九一・二九三・二九九・三〇〇・三六〇・三六二・四八四・四八五）

官職名を記す木簡は全部で十九点あるが、そこに書かれた官職名の大多数は令制の在京武官司である衛府の官職である。

まず、「大志」（木簡三六〇・三六一）・「少志」（木簡一七〇・一九）・「志」（木簡五九〇）など、令制五衛府の第四等官の官職表記が多数みられる。また木簡三五には「正六位上行少尉紀朝臣」と記されている。紀朝臣の帯びる「少尉」は五衛府の第三等官の官職表記で、彼が帯びる位階正六位上と官職少尉の關係が「行」で表されていることから、紀朝臣の帯びる少尉の相当位階は正六位上以下であることが判明するが、衛門・左右衛士・左右兵衛の五衛府とも少尉の相当位階は正六位上以下で、紀朝臣の任ずる少尉が五衛府いずれの第三等官であったか決め難い。木簡二八も同様で、これには「督曹司」とだけあって、五衛府の長官の曹司であることはわかるが、そのうちのいずれかを決定し得ない。また食料支給に関する木簡二九三にも「府生」と書かれるだけで、やはり「府生」の所属する「府」がいずれであったかを決め得ない。

以上に対し、木簡二九一には「左兵衛」、木簡七八・四八四には「兵

衛」と書かれ、また木簡三六二には「右衛」（右衛士）とあり、そのほか木簡九一・四八六・四八八・七一三などのように「衛」の文字のみを判読し得た削屑多数がある。また「左」あるいは「右」と記すものも多数あり、これらの中には衛府（左右衛士府・左右兵衛府）との関りのあるものも含まれると思われる。特に「左」と記す木簡三三〇・五〇七・五〇九・五一一・五一二は左兵衛府や左衛士府と関るものと思われるが、「右」の場合、「右」だけが残存したり、あるいは「右」に続く文字を判読できてない場合には、そのすべてが衛府に冠せられたものであるとの保証がないことに注意しなければならない。それは、削屑に一字だけ残る「右」（木簡三二八・三三三・三三四・五〇五・五〇六・五〇八・五一一〇など）では、文書の事実書冒頭や、木簡三二三・三二六・三二九・三三一・三三二などのように人数を数える場合に、事書やそれより前に書いたことを受けて「右——」と書く「右」である可能性も考えられるからである。しかし上述したように「右衛」（木簡三六二）と書いた削屑があることから、右兵衛・右衛士に関するものも含まれていると考えて問題ないであろう。

以上が本木簡群中にみえる五衛府に関する官職名（一部は官司名の可能性もある）であるが、五衛府関係以外の令制官職名を記す木簡も若干ではあるが出土している。まず大属（木簡三四七）と佑（木簡三四八）がある。大属は寮の第四等官で、他に刑部省の品官である判事局の第四等官も大属と表記された。また佑は司と春宮坊被管の監に置かれた第三等

官である。木簡三四七には「大属正七位」と書かれ、行守の記載がないから、一応正七位が相当位階であることになり、その場合、正七位下相当の判事局大属が該当する。一方、木簡三四八には「佐従六位」と書かれ、やはり行守の表記がない。しかし司あるいは春宮坊被管諸司の第三等官佑には従六位相当の官は存在しない。したがってこの場合は、行守の記載を省略したものと考えられる。同様のことは前者の木簡三四七にも当てはまる可能性があり、それ故にいずれの場合もその所属官司を特定するには至らない。

また木簡七一には「舍人」、木簡七二には「内堅舍人」および「<sup>天カ</sup>舍人」がみえる。職員令では舍人に大舍人・内舍人などがあるが、実際にはこれ以外にも舍人と表記されたものがいたらしく、木簡七一の舍人がそれらのいずれであるか明らかでない。ただ木簡七二の「内堅舍人」に関連しては、先に触れたが土師器の底部外面に「内堅」と墨書したものの出土していることが留意される。内堅の長岡京当時における所属は明らかでないが、『日本後紀』弘仁二年（八一）正月庚子条に「制、上<sup>天カ</sup>殿上<sup>天カ</sup>舍人一百廿人、復<sup>レ</sup>旧名以<sup>二</sup>内堅<sup>一</sup>」とみえるから、彼らが所謂舍人の一種であり、木簡七二に「内堅舍人」とあるのも特に問題はない。「<sup>天カ</sup>舍人」は勿論中務省被管左右大舍人寮の所属である。

一方、令制官職以外では、木簡一〇〇に「大和長官」、また木簡一三〇にも「<sup>天カ</sup>長官」と「長官」なる官職名がみえるが、これらはいずれも令外官司の第一等官の官職表記であり、特に木簡一〇〇の「大和

長官」は大和国の班田を担当する「授田使」の長官のことである。同じく「長官」と記した木簡一三〇はその上の文字が判読できず、所属官司を明らかにし得ない。

#### 〈位階名〉

位階名を記す木簡（木簡九八・九九・三〇四・三四七〜三五八・三九六〜三九八）

第二〇三次調査出土木簡中の削屑には人名と共に、あるいは位階名のみを記すものがある。これらの削屑の中には歴名風に、複数の人名を位階と共に記したもの（木簡三〇四）や官職と共に位階を記すもの（木簡三四七、三四八）もあるが、その大多数は原形が明らかでなく、現状では単独で位階と人名のみを記すに止まるもの（木簡三九六〜三九八）であり、その性格を必ずしも決定し得ない。ただ注目すべきは、これらの削屑に書かれた位階がほぼ従四位〜従八位の範囲に収まり、従三位以上を記すものがないことである。このことはこの木簡群の性格とも関るものと考えられる。

#### 〈氏族名〉

木簡にみえる人名は、その大部分が削屑に書かれているものであることから、氏族名と名前を共に知ることのできるものはきわめて少なく、大半は氏族名あるいは名前のみであるが、人名を記す木簡で注目すべきは、そこに書かれた氏族名である。

いま、第二〇三次調査出土の木簡・削屑に記された氏族名と考えられ

1 左京第 203 次調査出土木簡の性格

氏名	例数	木簡番号	内容	二条大路 木簡中の 兵衛氏族	西宮兵衛 木簡中の 兵衛氏族	笹山衛門 府官人補 任
阿刀氏	1	92	歴名	○	○	○
綾氏	2	422・602		○	○	
生江氏	1	298				
的氏	2	19・20	樽進上使			
石川氏	2	30・121	着到			
板茂氏	5	17・18・19・20・377	樽進上状署名者			
犬甘氏	1	52				
宇佐氏	1	573				
宇口部氏 (宇治部氏?)	1	310		○	○	○
海上氏	1	300				
采女氏	3	304・400・694	歴名			
卜部 (占部) 氏	2	94・684				
漆 (漆部) 氏	2	38・4	進物		○	
王氏	3	75・80・100	歴名、授田使長官			
青海氏	1	149	歴名?			
凡氏	1	403		○	○	
凡海氏	1	617				
凡河内氏	2	380・397			○	○
大伴氏	7	76・82・121・413・414・415・416	歴名、无位	○	○	○
大野氏	1	54			○	
大原氏	1	301	歴名	○	○	○
日佐氏	1	387				
刑部氏	2	317・378	歴名			
忍海氏	1	300				
小長谷氏	1	401				
尾張氏	1	306	歴名	○	○	
上毛野氏	1	96				
鴨氏	1	312		○	○	○
川合氏	7	36・37・39・118・302・303・384	進物、歴名	○	○	
川内 (河内) 氏	3	389・390・594			△	
川原氏	2	17・18	樽進上使			
紀氏	2	35・85	少尉、歴名	○	○	○
私氏	1	484		○		
清田氏	1	409	歴名			
日下 (日下部) 氏	2	314・396	歴名	○	○	○
百濟氏	1	582				
氷 (氷部) 氏	2	70・381	歴名			
許世部氏	1	410				
昆解氏	2	393・412				
佐伯氏	2	76・601	歴名	○	○	
菅野氏	2	398・419				
宗我部氏	2	385・386		○	○	○
丹比氏	2	97・13	長官	○	○	
橘氏	1	603				
田中氏	1	29	着到			
鳥甘氏	1	319				
中臣氏	1	408				

表 4 兵衛関連氏族名一覧表 (1)

氏名	例数	木簡番号	内容	二条大路木簡中の兵衛氏族	西宮兵衛木簡中の兵衛氏族	笹山衛門府官人補任
額田(額田部)氏	2	73・418	西嶋宿	○	○	
土師氏	1	407			○	
丈部氏	1	315	歴名	○		
長谷部氏	1	404		○	○	
秦氏	8	93・99・289・311・605・612・613・646	門	○	○	○
広湊氏	1	36	進物			
藤原氏	3	74・84・90	歴名			
船氏	2	29・157	着到		○	○
日置氏	2	312・388	歴名	○	○	
三〇部氏(三野部氏?)	1	88			○	三野
三嶋氏	1	315	歴名		○	
御使氏	1	28	銭請文署名者			
壬生氏	1	406		○	○	
三宅氏	1	402		○	○	
守部氏	1	475			○	
陽胡氏	1	436				
矢田(矢田部)氏	2	72・425	内豎舎人		○	
矢作氏	4	36・70・307・316	進物、歴名			
丸部(丸子)氏	4	70・316・382・383	歴名	○	○	
色楽氏	1	305				
危寸氏	1	36	進物			
□奉氏	1	646		日奉		

表4 兵衛関連氏族名一覧表(2)

るものを表にまとめると、表四の如くなる。なお、表四には、本木簡群にみえる氏名の性格を考えるために、平城京跡出土の二条大路木簡および平城宮跡出土の西宮兵衛木簡にみえる兵衛氏族名、笹山晴生氏<sup>註1</sup>が明らかになった衛門府官人氏族名との異同を明示した。

さて、本木簡群中にみえる氏族名は、西宮兵衛や二条大路木簡中の兵衛、あるいは笹山氏が指摘された衛門府官人氏族のように、必ずしも同一の職掌を果たしたことが明らかでない人びとについてだけのものではなく、後に述べるように当地で行われた木材の加工などに関わった工人などの氏族名も含んでいる。したがって性急な結論は控えるべきであるが、表四から読み取れるおおむねの傾向として、衛門府官人よりも西宮兵衛や二条大路木簡にみえる兵衛と推定される人びとより緊密な関係を認めることができる。いずれにしても衛府の舎人や官人の氏族名との親近性は強く、本木簡群が衛府と深い関係のもとで作成、廃棄されたことを示唆するものである。

以上、第二〇三次調査で出土した木簡および削屑に現れる官司名、官職名、位階名、そして氏族名を検討してきた結果、本木簡群の中核部分をなす木簡が在京武官司である衛府、特に兵衛府との関わりを持つと推定されるようになった。またその一方で、明らかに中務省や近衛府と関わる木簡が存在することも間違いない。

## ② 施設・機関・組織名を記す木簡

第二〇三次調査出土木簡には当地左京一条三坊六・十一町に存在した



かと推定される施設・建物名や当地と関りを持つと思われる機関・施設名などを記したと考えられる木簡がある。

#### 門の警備に関する木簡

(木簡二八九・三七二・三七三・三七五・五一六・五四三～五四五・五六八)

まず当地に存在したのではないかと思われる施設名を記載した木簡として、門名を記した削屑がまとまって出土している。これらはいずれも零細な断片で、門名(東南門、南門、□門など)のみを記すものがほとんど(木簡二八九・三七二・三七三・五一六・五四三～五四五)である。しかし削屑の中には「東南」あるいは「東」「南」など方角だけを記す削屑(三七四・五一七・五四二)があるが、これらも門名を記した削屑と同様に、本来、門名を記していたものかと思われる。

これらのうち内容を伺い知ることのできるものはわずかに木簡二八九だけである。これは秦上麻呂他五人を東南門に配置したことを記す削屑である。しかし秦上麻呂ら東南門に配置された人たちが如何なる官職にあり、どのような職務を持つて東南門に配置されたのか、東南門は具体的にどこにあったのかなどは明らかでないが、先述したように第二〇三次調査出土木簡にみえる人物の多くが五衛府、特に兵衛府に関わる人たちであったとする推定が正しいとすると、彼らは兵衛であり、東南門の警備にあたっていたと考えることができる。門名を記す他の削屑もすべて木簡二八九と同じ内容を持つていたと速断することはできないが、木

簡五三七・六二二・六二三のように木簡二八九と同様、人の配置、おそらく東南門への配置を記した木簡の削屑と思われるものがあるから、門名を記す削屑の多くはその門への人の配置を記したものと考えることができる。また削屑にはきわめて多数の、人名のみを記した断簡があり、これらの中には門への人の配置を記した木簡の削屑もかなり含まれているのではなからうか。

さてさらに注目すべきは、南門とのみあるものや方角のみを記すものなども、これらに北や西と記すものがないことから、実は本来すべて南門と記されていたのではないか、したがってこれらの削屑に登場する門名は東南門に限られるのではないかと思われる。このように削屑に記された門名がすべて東南門であったとすると、これらの木簡を廃棄した在京武官司である衛府を特定し、当地にあった施設の構造とそれを警備する体制をも考える上で有力な手掛かりとなる。もしこれらがこれまでの推測通り兵衛府を中核としていたとすると、特にそのうちの左兵衛に関るものではないかと考えられてくる。

この他、当地にあったと思われる施設に関する木簡には以下のものがある。

#### 東廐木簡(木簡二七)

木簡二七には東廐がみえる。この木簡は、東廐で用いる馬の飼料である藁の苻り取りに従事する宅守以下五人の名前を書き上げた歴名である。五人のうち四人が名前を記すだけで氏名を記さないから、おそらく

太海とあるものも名前であろう。したがって本簡には麴の苅り取りに従事する五人の名前のみが書き上げられていることになる。

さて、律令官制では左右馬寮うまのしやうに閑まが設けられることになっている（職員令左右馬寮条）が、東廐との関係は明らかでない。令では衛府に廐の規定がみられないが、衛府は実際に馬を用いて宮京の警備にあたるから、当然廐が必要であった。したがって東廐を馬寮の閑に限定して考える必要はない。さらに当時の官人にとって馬が交通の主たる手段であり、また陸上における多量輸送のもつとも有効な手段でもあったことからすると、東廐を衛府に限る必要もない。なお木簡にみえる廐には東と限定する語が冠せられているから、当然これ以外に西廐など複数の廐が存在していた可能性が考えられる。ただしこの木簡は後述するように本節で取り上げた他の大多数の木簡と出土地点を異にしている点に留意が必要である。

#### 廐木簡（木簡二九一）

木簡二九一には「廐」と書かれている。削屑であるためにその内容をすべて知ることができないが、廐まは庁事しやうじ、すなわち政庁、あるいは曹司のことであるから、当地には廐と呼ばれるような官人が執務・勤務する建物が存在していたことになる。

この木簡には「廐」に続けて「間□□食之左兵衛」とあることから、廐で食する間食、それも左兵衛に関するものを請求する文書と考えられ、廐に勤務する左兵衛たちなどへの間食支給の事実を確認できる。なお間食は

木簡三四六にもみえる。

また木簡一五七は挽物の蓋であるが、その内外両面に人馬草木などを画いた絵と多数の文字が書かれている。文字の多くは習書であるが、内面の中央に書かれた「曹司諸人」だけは他の文字と異なる向きに書かれ、この蓋に本来書かれていたものかと思われる。これも当地における曹司の存在を示している。

さらにSD五〇から木簡と共に出土した土師器の皿にも、体部内面に「曹」と墨書するもの三点、底部外面に「西曹乙麻呂」と墨書するもの一点、また底部外面に針書きで「□曹□」と書くもの一点があり、また須恵器の坏にも底部外面に「司」と墨書するものが一点ある。これらは当地に存在した曹司で用いられたものと考えられる。このうち「西曹乙麻呂」と記す土師器皿の存在は複数の曹司とそこに勤務する官人の存在を物語っている。そしてこれらの墨書土器や木簡一五七・二九一の出土は、曹司や廐に間食などを支給し、また土器などの食器類を管理する厨のような施設も当地に存在していたことを推測させる。ただし後述するように墨書土器はこれらの木簡と出土地点を異にし、木簡にみえる「廐」や「曹司」と墨書土器の「曹」とは異なる機関・組織に属するものであった可能性も残る。

#### 督曹司（木簡二八）

「督曹司」と書かれた木簡二八は、「督曹司」に「食座」を購入するための費用として銭五〇文を請求した、大型の木簡である。「督」は先述

のように左右兵衛・左右衛士・衛門の五衛府の長官であり、「督曹司」とは長官のための個人の曹司と考えられる。しかし当地が上記の五衛府、いずれかの官衛自体であったとは考え難く、当然「督曹司」もここに所在したとは考えられない。この木簡も銭を請求する文書として某衛府の「督曹司」にもたらされ、銭と共に当地に戻り、おそらく当地あるいはその周辺で銭五〇文によって食座が購入されたと考えられる。したがって当地には某衛府の「督曹司」、さらに某衛府の官衛があつたのではなく、某衛府に対して「督曹司」で用いる食座料の銭の支給を請求できる機関、すなわち某衛府の出先機関、あるいは食座購入のために某衛府から当地に遣わされた使などが所在したものと考えられる。なお裏の目下にみえる御使当継はその責任者であろう。

この他、「□丈殿」(木簡六七)・「殿」(木簡五二二)、さらに「嶋」(木簡五二)・「西嶋」(木簡七三)・「嶋所」(木簡一四〇)など「嶋」に関する施設らしきものもみえる。また「人給所」(木簡七八)、「□人所」(木簡二九二)などがある。削屑の中には「所」の文字を記したものが多数あり、これらの中には当地に存在した機関・組織名を記したものも含まれていると思われる。

以上から、当地には廳あるいは曹司などの施設だけでなく、そこに食を供給する厨などが存在したこと、そして廳・曹司が某衛府の命を受けて物資の購入などさまざまな職務を果たしたのではなからうかと憶測される。

「□野府所」(春日<sup>所九</sup>) (木簡三六九・三七一・六〇四)

当地と関係の深い施設あるいは機関・組織と考えられるものに「□野府所」(木簡三六九)、「春日□」(春日<sup>所九</sup>)、「春日」(木簡三七一・六〇四)がある。これらはいずれも地名を冠したものであると思われる、前者の「葛野」は山城国葛野郡あるいは同郡葛野郷を指すと思われる。これに対して「春日」は、現在大原野神社の所在する京都市西京区大原野南春日町および同北春日町を中心とした地域が大原野の中核をなすと思われるが、必ずしも古く遡る地名であるとは考えられていない。「春日」の地名は大和国の春日大社を山背国に勧請して以降のものと考えられるが、大原野神社が何時から現在地にあつたのか明らかでない。社伝や『大鏡』紙背などによれば、その勧請は延暦三年(七八四)長岡遷都の時とされ、『公事根源』『神祇正宗』などでは嘉祥三年(八五〇)に正式に祭ることになったとするが、平安時代初期の確実な史料では『日本文徳天皇実録』仁寿元年(八五一)二月乙卯条の「別制二大原野祭儀一、一准二梅宮祭一」なる記事を遡り得ない。この記事は仁寿元年に大原野祭儀を梅宮祭に準じて制定したとだけ書いているから、確実な所は大原野祭がすでにこれ以前に始まっていたとの事実だけであり、『公事根源』『神祇正宗』の記載がこの記事に基づいて書かれたものである可能性がある。春日神の大原野への勧請の時期は特定できないが、この木簡にみえる「春日」が大原野の中心地あたりを指す地名としてすでに長岡京期にあつたとすると、社伝や『大鏡』紙背の記すように春日神が長岡遷都時に大原野に勧請されたことも事実

と考えられる。しかし「□野府所」と「春日□」が如何なる性格の機関・組織であったのかは明らかでない。なお「春」と書かれた削屑（木簡六〇六く六〇九）も本来春日と記されていたものであろう。

### 「酒人内親王所」（木簡三六四く三六七）

さらに当地と関連を持つと考えられるものに先述した「酒人内親王所」と書かれたと思われる削屑四点（木簡三六四く三六七）がある。本来これらと同じであったかと思われる「人内」（木簡三六八）や「親王所」（木簡三七〇）と書いたものもある。いずれにしるこれらは親王の京内における第宅・居所を意味するものであろう。<sup>註3</sup>

### ③ 職務に関する木簡

左京一条三坊六・十一町の地で行われた職務に関する木簡には、上述した食座の購入や食事の請求支給、あるいは門の警備などの他に、これらと同様に如何なる官司においても共通して行われたであろう職務と、当地特有の職務に関して作成されたと考えられるものがある。

### 宿木簡（木簡六〇・七三）

宿に関する木簡はわずか二点に過ぎないが、そのすべてが先に触れた嶋と記す木簡に限られている。

宿は、公式令百官宿直条に「凡内外百官、司別量事閑繁、各於本司分番宿直、大納言以上、及八省卿、不在此例、謂、尋常時」とあるように、諸司がその職務遂行上必要な場合、その本司、すなわち朝堂院の朝堂ではなく、その外に設けられた曹司において日夜宿直する宿直制

度のうち夜勤を意味し、その場合、諸司の属官は順番に宿することになっていた。各官司では、各々において宿直の状況を把握するが、その責任は四等官のうちの第三等官である判官が負うことになっている（職員令神祇官条）。また諸司の宿直状況は弁官によって把握され（職員令太政官条）、毎日諸司から弁官に宿直官人の名簿が提出されることになっていた（『延喜式』卷十一太政官宿直条）。

このような宿直制度が奈良時代に行われていたことは正倉院文書等にもうかがえるが、平城宮跡からは宿直に直接関る木簡がまとまって出土している。それは所管官司（式部省）に対して被管官司（大学寮・散位寮）が毎日の宿直官人について報告した解様式の文書木簡である（平城宮木簡三七五一号く三七五九号<sup>註4</sup>）。また某省の宿直官人の名を書き上げた歴名の断簡かとみられるものも出土している（平城宮木簡四五六九号<sup>註5</sup>）。木簡六〇・七三も某嶋・西嶋の宿にあたる人物を書き上げたもので、当地左京一条三坊六・十一町に所在した官司において嶋における宿が管理されていたことを示している。

### 着到木簡（木簡二九・三〇・三一）

「着到」と記す木簡が三点出土している。このうち木簡三一は断片で詳細を明らかにできないが、木簡三〇は完形であり、また木簡二九は下端を折損するものの、完形の木簡三〇と比較してそこに書かれるべきすべての要件が記されていると考えられる。したがってこれらの木簡の書式と記載内容は木簡二九および三〇から伺い知ることができる。すなわ

ち、「着到」と書き始める木簡は、書式が「着到十人名十月日」であり、着到した人物とその月日を明記し、あるいはそのことを把握する目的で作成されたと考えられる。今一つ注目されるのは、木簡二九に複数の人名が一緒に書かれていることである。もしこの木簡が二人によって共同作成されたり、あるいは便宜一方の人物の作成したものに他方が書き加えたものであるとすると、これらの木簡は着到した人物がそれぞれに作成して着到の事実を報告した文書になるが、もしそうでないとすると、反対に当地に着到した人物を把握する必要のある側（後述するように上日を認定・支給する側）で、毎日あるいは着到した人物のあつた時に作成した記録であつたことになる。書式やその多様な形態からすると、前者の可能性が強いかと思われるが、いずれとも決め難い。

さて、これらの木簡を除き着到に関するもつとも年代の遡る史料は、『類聚符宣抄』卷十召使日給所収の弘仁三年（八一二）十二月十五日宣旨である。

右大臣宣、召使、身直<sup>二</sup>太政官<sup>一</sup>、着<sup>二</sup>到散位寮<sup>一</sup>、事不<sup>二</sup>穩便<sup>一</sup>、自<sup>レ</sup>今以後、宜<sup>下</sup>依<sup>二</sup>寮申番名<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>外記曹司<sup>一</sup>給<sup>二</sup>其上日<sup>一</sup>、番別<sup>下</sup>寮、又以<sup>二</sup>厨家物<sup>一</sup>給<sup>二</sup>冬夏時服<sup>一</sup>、並以<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>例

弘仁三年十二月十五日 少外記大春日朝臣頼雄<sup>奉</sup>

右に引いたように、弘仁三年宣旨では、太政官所属の召使が実際には太政官（外記局）で勤務しながら、彼らが散位であるが故に上日を散位寮で支給される必要から形式的に散位寮に着到している状況が穏当でな

いとして、今後はこれを改めて散位寮が申す番名によって、召使が実際に勤務する外記曹司（外記局）において上日を給い、外記から番別に散位寮に対しその結果を報告することにする、としている。

太政官の召使は、『延喜式』卷十八式部上召使条によると、散位から年が三十九歳以下の容儀あるもの十人を式部省が選び、五人で一番、全部で二番に分けられて太政官に勤務し、その上日は番毎に外記から式部省に送付されることになっている。散位寮は延喜式の編纂・施行以前、寛平八年（八九六）九月七日太政官符（『類聚三代格』卷四）によって式部省に併合されているから、寛平八年以前については『延喜式』召使条の式部省を散位寮に置き換えて、散位寮が召使の選抜を行い、その上日は外記から散位寮に送られていたことになり、弘仁三年宣旨の規定がそれ以後寛平八年（八九六）まで行われていたと考えられる。

以上から、着到とは官司における勤務とそれによって与えられる上日に深く関連した用語で、上日支給の前提となる行為であつたと推定される。それ故に本来の身分が散位である召使の場合、必然的に勤務は太政官でしながら、着到は散位寮で行うという矛盾が生じたと考えられる。

ところで、『延喜式』にも着到の語がみえる。卷十九式部下国忌条には、国忌齋会に参列した諸官人のうち六位以下は、省掌の所に着到し、史生がその着到によって当日の職務（堂童子、執行水、また衆僧前など）を分配し、上抄が終つたならば、式部省の録が簿を執つて諸司の官人達に職務を唱示し、官人たちはその後各々の職務の所に向かい、職務を果た

す、とされている。この場合、着到とは六位以下の官人が行う行為であると共に、その結果を記した文書であり、式部省が国忌に参列した官人達を把握し、国忌において彼らによって果たさるべき職務を分配する根拠となる文書であった。なお『延喜式』卷三十八掃部寮には、春日・大原野両社に存在する施設として着到殿なる建物がみえ、また着到座なるものもみえる。

時代は下るが、『朝野群載』卷七撰録家には家司着到と蔵人所着到と呼ばれる二通の着到なる文書が収められている。まず、家司着到は天仁三年（一一一〇）二月日の年月日を有するもので、同月一日から五日までの分しか記されていないが、文末に「以下如<sub>レ</sub>此可<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>卅箇日<sub>一</sub>」と書かれていることから明らかのように、本来、一月分、一日から三十日までの着到の状況を記すべきものであった。また蔵人所着到も同じく天仁三年二月のもので、一・二両日しか記されていないが、これもやはり文末に「以下如此書卅箇日」と書かれているから、本来一月分の着到状況を記録すべきものであった。これらは共に撰政藤原忠実の家政機関で作成された記録で、毎日着到した撰政家の家司と蔵人所の別当以下職員の直・宿の状況を一月分日毎に書き記したものである。上日（直）や上夜（宿）を記録するためのものとしては、清涼殿の殿上間に置かれた日給簡がある。これは殿上人の官位姓名を記した木札で、人毎はなごみに放紙を貼って毎日勤務状況を記録し、翌月の朔日になると一月分の勤務状況を記録した放紙を交換して前月の勤務状況を集計した月奏を作り、蔵人か

ら天皇に上奏された。『朝野群載』第五朝儀下には五種類の月奏（殿上月奏・蔵人所月奏・瀧口月奏・小舎人月奏・内侍所月奏）が収められているが、いずれも人毎に一月分の上夜数が書かれ、撰政家の二種の着到と明らかに異なっている。すなわち日給簡は、各人の勤務状況（上日・上夜数）を把握する目的で、勤務日数だけを加えてゆき、或月の何日に勤務したかをまったく記さない。これに対して着到は、毎日勤務した者の名を日毎に書き加えるだけで、機関としての毎日の勤務状況を把握するためのものであり、各人の勤務状況（上日・上夜数）を把握するためには、もし人毎に勤務状況（上日・上夜数）を把握する必要が生じた場合には、着到を元にさらに新しく文書を作成しなければならぬことになる。いずれにしろ着到は、日給簡による人毎の上日・上夜数の把握とは明らかに異なる目的で作成されたものである。

なお着到なる文書一通に対して毎日書き加えが行われたのか、あるいは通常は別の紙に書き留めたものを月末あるいは翌月初めにまとめたものが着到であるのか明らかでないが、『朝野群載』に引かれた家司着到・蔵人所着到のいずれもが卅箇日全部を書かず、文末に「以下如<sub>レ</sub>此可<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>卅箇日<sub>一</sub>」などと書かれていることは、前者の可能性が高いことを意味しているように思われる。

『朝野群載』に収めるこれら着到と名付けられた文書と着到木簡との関係は必ずしも明らかでないが、着到木簡が特定の日だけについて記していることからすると、両者の関係は、毎日の着到を報告あるいは記

録した木簡を前提に、それを一月毎に毎日の着到状況を記した紙の文書が作成される段階が長岡京期にあり、やがて毎日の着到を直接紙の文書に毎日記録するようになって作成されたのが『朝野群載』に載せる二種の着到ではないかと憶測することもできる。ただ両者は年代的に三百年以上を隔てており、果たしてそのような直接的関係を両者の間に直ちに想定してよいか疑問が残る。

以上、宿木簡や着到木簡は宿直、上日・上夜など勤務状況の管理を行うためのもので、種々の職務を分掌する多数の官司にあつて共通して行われた職務に関して作成された木簡である。これに対して以下で述べる木簡は当地に所在した機関・組織の固有の性格に基づいて作成されたと考えられるものである。

#### 樽進上状木簡（木簡一七〇・二一・二九五）

樽の進上状が六点まとまって出土している。樽の進上状のうち原形を保つ木簡一七〇十九の三点、および一部を欠く木簡二〇は、いずれも目下に見える板茂千依が作成者で、彼が川原万呂（木簡一七・一八）・的乙公（木簡一九）・的笠万呂（木簡二〇）を使として樽を進上する旨を記している。したがって樽は当地でその進上の責任を負う板茂千依なる一人の管理者のもと、複数の人物を毎回使に充てることよって進上されていくことになる。なおこれらの他に木簡二二・二三・二五・二六などは樽の進上状である可能性が強く、また板茂千依の名のみえる木簡三七七・六七九も樽進上状を再利用した際にできた削屑であるかも知れ

ない。

これらのうち木簡一七と一八は同一月日の進上状で、しかも使がいずれも川原万呂で同じであるから、おそらく同じ日に川原万呂を使として進上された樽の運送に関する二通の進上状であろう。ただ問題は、これが一回の運送に関するのか、それとも同じ日に二回以上運送が行われたことを意味するのかが明らかでないことである。前者であるなら、運送の車一両毎に通の進上状が作成されたことになり、もしそのような煩雑な文書作成が行われたとするなら、樽は一人の使の統率のもとで、何両もの車に一両十六村の車載規則に準拠し分載されて運ばれたが、そのようなことは一日に何度も行われたのではなく、きわめて限られた回数で、あるいは一度であった可能性も考えられる。しかしもしこのような煩雑な文書作成状況を想定しないならば、後者のように、原則として一回に使一人に車一両で、それに載せ得る十六村の樽を運び、樽の到着状況に応じて日に何度も継続的に運送されたことになる。いずれとも想定できるが、ただ木簡一八の裏に態々「一長押以二今日夕一進上以解」と記されていることからすると、後者の可能性の方が高いのではなからうか。

さて、樽の進上状で特に注目すべきは、先のような進上文言の上に重ねて異筆で、しかも朱によつて「請」「少志」と書かれている（木簡一七〇一九）ことである。この朱書は樽を受け取った側で担当者がか確かに受け取った旨を意味する「請」の字を書き、さらにその官職である「少志」を記して責任の所在を明記したと考えられる。受け取った側の担当

者が官職のみを記している点は、進上状が使と共に当地に還つた時に官職のみで担当者を特定・確認できることを意味している。すなわち、樽の進上に伴って当地と某衛府との間を往復したこれらの木簡は、某衛府の管下で当地にある施設・機関から、本府である某衛府に造管用の樽を進上する際に作成されたものであることを示している。

木簡二〇はいずれの箇所にも朱書がなく、あるいはこの木簡に対しては別に返抄が作成されたことも考えられるが、第二〇三次調査では他に樽の進上に対して出された返抄にあたると思われる木簡が出土していないから、現在の所では、正式の返抄は作成されず、進上状に受け取り側の担当者が受け取った旨の文言を追記することによって済まされたと考えておきたい。そうであるならば、このことも樽の進上と受領が某衛府の内部で完結していたことを裏付けることになる。

これらの木簡の形態上で注目されるのは、上端付近に径四mm前後の小穴が空けられている点である。しかも小穴は木簡の表裏に書かれた文言を避けることなくこれと重複して空けられているから、進上状が当地に還つてから整理のために空けられたことになる。当地では受け取り文言を書き加えられて還つてきた木簡に穴を開け、紐で綴つて保管し、おそらくこれらを基に日毎の樽の進上を記録した紙の文書が作成されたと考えられる。

なお木簡一人の裏には先にも触れたが「一長押以今日夕進上以解」と書かれ、当地から某衛府へは樽ばかりでなく、長押も進上されていた

ことが知られる。また樽の進上状のうち木簡二九五は削屑であるから、樽進上状は一度の使用で廃棄されることなく、再利用されることもあったことがわかる。

ところで、すでに第二章でも述べたように、これらの進上状が付けられた樽は、『延喜式』卷三十四木工寮車載条に「楹樽十六村、(中略)、各載一兩、駄減三分之一」とあるように、車に載せて運ばれたと考えられ、また同条に樽の車載(一両の車に積載する荷の基準とすべき数量、車荷とも記す)を十六村と明記していることは、当然樽一村が一定の規格化された法量を持つ材であったことを前提としなければならぬ。『延喜式』では車載条に続く椶擔条の冒頭に「椶擔 楹樽五十村各長一丈二尺、広六寸、厚四寸、積一十二万寸」と書かれているように、楹樽は長さ一丈二尺、幅六寸、厚さ四寸の法量を持つ角材であった。

さて、樽の法量と車載の変遷については『類聚三代格』卷十八材木事に関連する史料がある。まず延暦十年(七九一)六月二十二日樽の規格に関する太政官符が出されている。

太政官符

応定<sup>二</sup>樽丈尺<sup>一</sup>事

右被<sup>二</sup>右大臣宣<sup>一</sup>備、奉<sup>レ</sup>勅、今聞、大和摂津山城伊賀近江丹波播磨等国、公私交易之樽、多有<sup>レ</sup>違法、徒費<sup>二</sup>其価<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>中<sup>二</sup>支用<sup>一</sup>、此則故挾<sup>二</sup>奸心<sup>一</sup>、詐偽<sup>二</sup>公私<sup>一</sup>、宜仰所<sup>レ</sup>出国、長一丈二尺、広六寸、厚四寸令<sup>レ</sup>作、若不<sup>二</sup>改正<sup>一</sup>、猶有<sup>二</sup>違犯<sup>一</sup>、国郡司等准<sup>レ</sup>状推科、又売買人加<sup>二</sup>刑罰<sup>一</sup>、物実



擬「没官」、自「今以後」、永為「恒例」

延暦十年六月廿二日

この官符に記す榑の規格は『延喜式』卷三十四木工寮桴擔条と一致するが、榑の車載が八世紀末頃に十六村であったか明確でない。貞観十年三月十日太政官符は「禁<sub>二</sub>制材木短狭<sub>一</sub>及定<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法材車荷<sub>一</sub>一事」なる事書を持ち、榑の車載を二十村と定めたものであるが、同符所引の貞観七年（八六五）九月十五日太政官符によると、三年前の貞観七年には榑の車載が三十二村とされていた。貞観七年に出された官符は、度々の禁制にも関わらず「不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法」の榑以下の材を、規格通りにせよと命じているが、その一方で、すでにある「不法材」については、官符到着後一二〇日以内に全部売り尽くさせることとし、その際の車載については特に榑は三十二村とし、売り尽くした後は本来の車荷に復旧することを命じている。問題は、「不法材」処理のための榑の車荷が整齊な数でなく、三十二村という半端なものであることにある。つまり三十二村という半端な数字が一体何に基づいて規定されたかである。おそらく、三十二村という半端な数字は、規格に合った榑の車載がこれ以上十六村であった事実により、それを倍にして導かれたのではなからうか。したがって第二〇三次調査で出土した榑の進上状に記す十六村が貞観七年以前の車載と一致し、これらの榑が車に積載されて運ばれたとの推定に特に問題はない。

さて、延暦十年（七九一）官符は長岡京期のものである点において特

に留意される。すなわちこの官符では、長岡京の造営期に大和以下の諸国において公私を問わず交易される榑の規格が「法」に違い、そのために「支用」に堪えなかった事実が述べられており、これ以前すでに榑の規格に関する「法」が存在し、榑に一定の規格が設けられていたこと、そして長岡京の造営にあたり公私共にそれらの法によった榑を多量に必要としていたことがわかる。延暦十年は長岡京造営の第二期が始まる延暦八年（七八九）と長岡廃都・平安遷都が実行される延暦十三年（七九四）との丁度中間に位置し、延暦十年においても長岡京の造営事業はますます大規模化していたことを物語る。

進物木簡（木簡三六・三七）

「進物」と書き出す木簡は二点しかないが、それと共通する記載の内容を持つと思われるものが他にも数点（木簡三九、四二）ある。これらのうち書式のもっとも完備したものは木簡三六で、木簡三七・四一などを参考にすると、「進物」と書き出す木簡の書式は、日付＋「進（作）物」＋人名＋鑿・穿・磨＋数字であったと考えられる。したがってこれら「進物」で書き始める木簡は毎日に工人と考えられる人たちが鑿・穿・磨という作業をいくつ行ったかを記録したものと考えられる。

さて、進物木簡でもっとも大きな問題は、「進物」の対象とされた「物」が一体何であったかにあるが、「物」を推測するにあたって注目される記載は、穿・鑿・磨と書いた箇所である。

まず、「穿」について見ると、『延喜式』卷三十四木工寮車載条に「旧

材積<sup>三万寸</sup><sup>除影</sup>、雑材積<sup>二万七千寸</sup>但飛檐簀子等類、並准<sup>二</sup>旧材<sup>一</sup>とある。旧材を車に積む場合の積載量<sup>三万立方寸</sup>について、割書きで「彫穿」を除くとあるが、これは旧材が「彫穿」されていることを前提としたものである。また雑材の積載量<sup>二万七立方寸</sup>に対する割書きに「飛檐簀子等類、並准旧材」と但し書きされ、旧材に準ずるものとして「飛檐簀子」があげられている。これらが旧材に準じながら雑材の扱いを受けたのは、おそらく旧材に比べて小型で、主要な建築材でないこととみなされたからであろうが、当然、極あるいは簀子として用いるために加工が施されていたであろうから、旧材の「彫穿」は、これらに比べると大型で主要な材（建築の構造用材）である柱や桁・梁などで、建物の組み上げに必要な箇所には「彫穿」（ほぞとほぞ穴など）が施されたと考えられる。

以上から、「穿」とは建築用材の加工に関する作業を示すものであると考えられる。このことは、博進上木簡のうちの一点、木簡一八の裏に「一長押以今日夕進上以解」と書かれ、博<sup>だけ</sup>だけでなく長押など一定の加工が施された材を当地から進上してしたことからも明らかである。

次に「鑿」であるが、木材の加工には鑿（のみ）が用いられたと思われるものの、『延喜式』には木材加工に関する作業で「鑿」を用いたものは見当たらない。むしろ金属製品などに対し「鑿」の行われたことが、卷四十一弾正台にみえている。

凡市人集時、入<sup>レ</sup>市召<sup>二</sup>市司<sup>一</sup>、令<sup>二</sup>市郎静定<sup>一</sup>、每<sup>レ</sup>肆巡行<sup>レ</sup>糺<sup>二</sup>弾非違<sup>一</sup>、

謂錦紗綾袴、若調笠一尺九寸、長不<sup>レ</sup>盈<sup>二</sup>六丈<sup>一</sup>、  
又先物者<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>行番及横刀鞍等<sup>二</sup>類<sup>一</sup>、鑿造者姓名<sup>二</sup>之類<sup>一</sup>。

これは、関市令出売条に「凡出売者、勿<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>行濫<sup>一</sup>、其横刀、槍、鞍、漆器之属者、各令<sup>レ</sup>題<sup>二</sup>鑿造者姓名<sup>一</sup>」とあるのを受け、『延喜式』で規定されたものである。「鑿」は横刀、槍、鞍、漆器などを彫ることであり、「穿」に類似した行為であると考えられる。

また「磨」も金属製品などに関してみえる。『延喜式』卷十七内匠寮では銀器の作成にあたり、火工・轆轤工と共に磨がみえ（銀器条）、御鏡の作成においても工人として鑄工と共に磨きがあげられ（御鏡条）、また内外印（内印・外印条）、諸司諸国印（諸司印・諸国印条）の鑄造でも取臈様工、鑄と共に磨がみえる。金属製品ではないが、年料である五尺屏風骨五十帖の作成に宛てられた単功二千八十四人の内訳として、作骨工、作肱金工、火作、鏤打堺瑩、作花形釘、鑄、錯、塗瑩と共に、錯磨がみえる（屏風条）。これらはいずれも「磨」という作業を担当する工人のことである。この他、卷三十四木工寮では磨床案等料として木賊大二斤が計上され（年料条）、卷三十九内膳司でも磨刀子料として砥三顆、卷四十九兵庫寮では二季大祓に用いる横刀の磨刀料として伊予砥二顆、鹿砥二顆、粟八圍が掲げられ、また征箭の作成にあたり削節洗磨・精磨あるいは打箭鏃錯磨などの作業が行われ、烏装横刀には鹿砥磨、中磨、精磨、挂甲には鹿磨、砥磨、青砥磨など（大祓横刀条）、「磨」にも数段階の工程がみられるものもあった。これらの多くは金属製品に対する仕上げの工程での磨きの作業を「磨」と称し、砥石や藁・木賊などが用いられている。

## 杭状木簡（木簡一一五）

木簡一一五は長さ六二 cm 余り、径三・五 cm ほどの杭で、頭部より七 cm 下方から尖端に向かって一七 cm ほど、二・五 cm の幅で平坦に削り、「近衛府所」と墨書している。下部には挟りがあつて、先端を尖らしているから、当然、地面などに刺して用いられたと考えられる。ただそれが護岸の杭のように打ち込まれたまま、長期にわたつてその場に定置されることによつてその機能を果たしたものは考え難く、地面などに突き刺されて何らかの機能を果たした後、直ちに抜かれ捨てられたと思われる。因みに『延喜式』卷四十二左京職堀河杭条に規定されている平安京堀河の杭は「長八尺以下七尺以上、本径五寸、末径三寸」で、木簡一一五の法量をはるかに越えている。

時期は降るが、同様のものが鳥羽離宮跡でも四点出土している。しかしこれらはいずれも樹皮の残るいかにも杭らしいものでなく、いずれも加工した板材である点において木簡一一五と異なる。

鳥羽離宮跡出土のものうち一点は、木簡一一五と同じような法量（長さ六一 cm、幅四・五 cm）で、長方形の板材の先端部に「檢非違使所別当式尺口」と墨書し、下端に向けて次第に細く尖らせている<sup>註</sup>。これは近衛天皇陵をめぐる突堤状遺構の土留め跡の埋土から出土し、土留め跡には面取りされた杭が打ち込まれ、半裁された竹が絡ませられていた。もしこの墨書のあるものも杭であるなら、そこに書かれた内容は当然土留めに関するものと考えられるが、二尺という寸法は如何にしても短すぎ

る。

これと同様の形状を持つものがこの他にも三点ある。まず東殿推定地における調査で検出した堀状の遺構（幅六 m 以上で、東西に流れる）から上記のものと同様の内容を記したものが二点出土している<sup>註</sup>。木簡が出土した堀状遺構は、調査知見によれば、遅くとも鎌倉時代までには確実に造られ、その後江戸時代までくぼみ状で残存していたと考えられる。木簡はいずれも頭部を圭頭状に削り、その上部に一点は「芹川二丈一尺」、もう一点は「鳥羽二丈一尺」と墨書する。残念ながら後者のものは下半を失い、全形の判明するのは前者だけであるが、それは下端に向かい次第に尖らされている。全長は五一・四 cm で先のものに比べるとやや短い。いずれも幅は四・五 cm と同じである。ただ厚さはわずかに三ミリ程度で、通常の木簡と同じように薄く、杭の如く長きにわたつて打ち置かれたとは考えられない。墨書の冒頭に書かれた「芹川」と「鳥羽」は共に地名と思われる、その下に書かれた「二丈一尺」が共通していることから、両者は同一目的でこの堀状遺構で用いられた可能性が強い。前述のものに書かれた寸法が「式尺口」でわずか六〇 cm 足らずであるのに対し、「二丈一尺」は六・三 m ほどとかなりの寸法になり、あるいは土留めなど何らかの作業単位の長さを示すものではなからうか。もう一点は、田中殿跡推定地で検出した建物基壇の地業最下層より出土したもので、やはり上端を圭頭状に削り、下端に向かって次第に尖らせている状況は他のものと同じであるが、途中を折損で欠き、上半と下端部を残すに過ぎない。

現状で両者の長さを合わせると四八cmほどになり、本来六〇cmほどの長さであったと思われる。墨書はやはり頭部にみられ、「讚支国五十×」と書かれている。五十の単位は記されていないが、上記三点と同類のものである。この木簡は、地業の土の中から出土しているから、地業と何らかの関連があると推定されるが、明らかでない。

以上、鳥羽離宮跡から出土した杭状の木簡は、いずれも土木・建築工事に關つて作業単位の明示など何らかの機能を果たしたと推定される。時代はやや降るが、鎌倉における発掘調査でも同一の形状あるいは類似した内容の墨書を持つ木簡が出土している。

北条小町邸跡（秦時・時頼邸）における発掘調査で、若宮大路の東側溝と考えられる鎌倉時代中～後期に構築された溝から木簡三点が出土している。<sup>註10</sup> うち二点は鳥羽離宮跡出土のものと同様の形状を持ち、頭部を圭頭に削つて下端部を尖らせるが、残る一点は下端を尖らせるだけで、頭部を圭頭状に削っていない。大きさは長さが四四～五二cmほど、幅が三～三・五cmで、厚さについては三～九mmと幅があるが、いずれも鳥羽離宮跡出土のものに比べるとやや小振りである。墨書は上部にそれぞれ「二けん おぬきの二郎」「二けん まきのむくのすけ」「二けん かわしりの五郎」と書かれ、「二けん（間）」と寸法を書き、続けて人名を記す共通の書式を持つている。これは若宮大路側溝の普請に伴う御家人役として個別の御家人に課された普請の割当て工区を明示したもので、工区の起点表示用に工事に先立っておかれたと考えられている。二間と

いう単位は鳥羽離宮跡出土のものにみられる「二丈一尺」に近いが、それらには一尺が余分に付いていてやや異なる。

またこれ以前にも同じ北条泰時・時頼邸で同様のものが出土していた。<sup>註11</sup> それは、同じく若宮大路東側溝から出土したもので二点あり、大きさは長さが二四～二八cmほど、幅は三・五cm前後、厚さも七mmほどとさらに小さく、一点は下端を尖らせずに短冊形のままであるが、その書式には鳥羽離宮跡や北条小町邸跡（秦時・時頼邸）出土のものと同通性がある。一点には、「二丈伊北太郎跡」、もう一点には「一丈南くにの井の四郎入道跡」と書かれ、いずれも上記のものと同様に寸法と人名十跡とあり、これらも若宮大路東側溝の普請に関する木簡と推定されている。<sup>註12</sup> 短冊形の木簡は地面に刺し立てたとは考え難いが、下端を尖らしている方は上記の木簡などと同じ用法・機能であったと考えられる。

鳥羽離宮跡や鎌倉で出土した土木工事や普請に用いられたと考えられる木簡と比べ、木簡一一五の墨書には長さが記されず、また加工もきわめて簡単で、墨書する部分だけを削つて平坦にするに止め、樹皮も付けられたままである。また木簡一一五も含めて第二〇三次調査出土の木簡の中には、上述したように木材や建築部材の加工に關ると考えられる記載のあるものや樽の進上状など、建築材料に關る記載のある木簡があるに過ぎない。したがって「近衛府所」と墨書した杭状の木簡一一五は、土木・建築の工事現場で用いられたのではなく、木材の運搬や加工に關り、近衛府用の木材であることを明示する立札のようなものであったと考え

ることができる。

以上、左京一条三坊六・十一町の地で行われた固有の職務に関すると思われる木簡を検討してきた。その特徴は樽進上状や進物木簡にあり、当地が樽の進上を担当する施設の所在地であり、ここでは一部木材の加工作業も行われたと考えられる。物差と思われる木製品がまとまって出土しているのもこのことを示唆している。

### Ⅲ 木簡の形態的特徴およびその出土状況における特徴

最初に指摘しておいたように、左京第二〇三次調査で出土した木簡には出土遺物として、またその出土の状況自体に大きな特徴が認められる。

#### ① 木簡の形態的特徴

左京第二〇三次調査出土木簡を遺物としてみた時、次の二点が特徴的である。

まず第一に、削屑がきわめて多量に出土した点である。当該調査において出土した全木簡三七五五点のうち、実に九〇%以上を削屑が占める。これは、おそらく古代の木簡を多数出土した遺跡でも、藤原・平城・長岡の各宮などの宮城や、それに関連した官衙、あるいは下野国府跡などにおける数字に近いか、あるいはそれ以上の数値ではないかと思われる。しかも削屑に書かれた内容のほとんどが位階名・官職名・人名だけを記し、あるいは人の数を数えているものであることは、おそらくこれらのことを木簡（その大部分は歴名木簡であろうか）に書くために

頻繁に使用済み木簡を削って再利用していたことを意味している。以上の二点は、本木簡全体の性格、そしてこれらの木簡を出土した遺構・遺跡の性格、さらには本木簡群を廃棄した主体の性格をも物語っていると考えることができる。

また第二に、木簡の形態上からは、〇三X形式（〇三一〜〇三九形式）、あるいは〇五X形式（〇五一〜〇五九形式）がきわめて少ないことである。これらの形式は、記載内容と密接な対応関係を持ち、通常、これらの形式の木簡は貢進物などの荷札あるいは物品整理の付札であると考えられている。因みに削屑を除いた木簡中に占める、原形がこれらの形式に属する木簡（形態的にこれらの形式に属する木簡で、内容的には明らかに荷札ではないと判断されるものは除く）はわずかに四点で、その割合は本報告書に釈文を掲げた木簡のわずか四%弱に過ぎない。このことは、内容的にほとんどの木簡が文書あるいは記録・帳簿の類で、先に指摘した削屑が多いのもこれに基づくと考えることができる。この点もこの木簡群の性格、ひいてはこれらの木簡を廃棄した主体の性格を示すと考えられる。すなわち、荷札が少ないことは、税として長岡京へもたらされた物品を当地ではあまり消費していないこと、あるいは消費していたとしても、木簡を廃棄したのはそれに関与しない部署であったことによることを示し、また付札が少ないことは、付札を付けて物品を整理するような作業が当地ではあまり行われなかったか、あるいは木簡を廃棄した部署が物品整理を行うような所ではなかったことを示している。

以上のような木簡の形態的な特徴は、左京第二〇三次調査地が物品の製造あるいは工作現場ではなく、むしろ事務処理の場所であった可能性、あるいはもし当地が物品の製造あるいは工作現場であったとしてもこれらの木簡を投棄した主体は事務処理に関する機関であったことを示していると理解することができる。前項で検討したように、木簡の記載内容に関する特徴のうち、樽進上状や進物状などの存在から、当地には樽を陸揚げして特定の場所へ進上する責任を負う人物・機関があり、かつここでは長押などへの整形あるいは切穿（鑿）などの製材・工作行為も行われていたのではないかと推測したが、以上の特徴は決してそれと齟齬するものではなく、そのような現業部門と共にそれを管理・統括する事務部門が当地に存在し、それが本木簡群を投棄した主体であったことを、以上の事実は物語っていると考える。

## ② 出土状況における特徴

次に、木簡の出土状況から木簡の性格について検討することにする。

第二〇三次調査では、調査区東北隅で検出した南に流れるSD五〇の西岸から三七七五点の木簡・削屑が出土したが、それらの木簡は、その出土分布状況から大きく二つの群に分けて考えることができる。今、本報告書に積文を掲載した木簡と削屑に限って地区毎の出土点数を表にすると、P<sup>20</sup>の表二の如くなる。この表からも明らかのように、木簡は本調査区内で検出したSD五〇の西岸全体から出土しているが、特に135 TQ・TR・UQ・URと135 WS・WT・XT・XU・XVの二地点に集中している。こ

の傾向は、本報告書に収録しなかったものを含めた全出土木簡の分布ともほぼ一致し、木簡の投棄が少なくともこの二地点を中心に行われた（表二をみる限りでは、135 TQ・TR・UQ・URがSD五〇西岸の調査区内北端に位置することから、さらにその北に投棄の中心があった可能性も考えられるが、これらの地区から出土した全木簡の分布をみると、ピークはTQ・TRにあるから、これらの木簡を投棄した中心をさらに北に求める必要はなく、後述する墨書土器の集中出土もこのことを裏付けている）ことを示唆し、したがってその周辺から散発的に出土した木簡はこれらのいずれかの地点から投棄されたものが、流されたものであった可能性が高いと考えられる。またこの二地点のうち後者については、削屑が集中して出土し、特に135 XTとXUに削屑の出土がきわめて集中するのに対し、その下流の地区ではまったく削屑がみられなかったり、あるいは出土してもその数がきわめて少なかったりすることから、削屑を多量に含む木簡の投棄はXT付近で行われたと考えられる。

次に、木簡および削屑の出土分布状況から抽出し得た二つの木簡群（以下、135 TQ・TR・UQ・UR出土の木簡を第一群、135 WS・WT・XT・XU・XV出土のものを第二群と称する）に属する木簡に記載された内容との関係について、前項での検討を踏まえながら簡略にまとめてみる。

まず、第一群の木簡にはその投棄主体を指し示すような明確な特徴・性格を持つものではなく、東廐で用いる藪の刈取にあたる人物の名を書きあげた歴名（木簡二七）が注意を引く程度で、また後述する第二群の木

簡やその周辺で出土する木簡とも内容上顕著な関連を示していない。ただ第一群の木簡が出土した<sup>135</sup>TQ・TR・UQ・URでは比較的まとまって墨書土器が出土し、しかしそれらには内容的に共通するものの少なからずあることが注目される。それらの墨書は、すでに述べた「曹司」「曹」「南曹」「司」「西曹乙麻呂」「□曹□」など、某官司の曹司に関するもので、しかもそれが西・南など方位を冠して区別される複数の曹司・建物から成り、土器はそれらの場所で用いられた一連のものである。したがってこれらの曹司に食物と食器を供給する厨から廃棄されたものを含むと考えられる。

次に第二群の木簡であるが、これには多様な内容を持つ木簡が含まれる。地区別にみると、<sup>135</sup>WSでは着到木簡（木簡二九）、WTからは西嶋宿（木簡七三）・近衛府所（木簡一一五）、XTからは榑木簡（木簡一八・二二）・中務省（木簡三四）・進物（木簡三六）・東南門（木簡二八九）・内親王所（木簡三六五）、またXUからは榑木簡（木簡一七）・着到木簡（木簡三一）・進物（木簡三七）・内豎舍人（木簡七二）・廳（木簡二九一）・内親王所（木簡三六四）・葛野府所（木簡三六九）・南門（木簡三七五）、XVから榑木簡（木簡二九五）・南門（木簡三七三）と、多様にみえるが、内容的には第二群内の各地区で重複するものがみられ、出土状況も示すように、これらは内容的にもほぼ一体の木簡である。

また第二群の木簡が出土した地点の西北に隣接した<sup>135</sup>VR・WRでも若干のまとまった木簡と削屑が出土している。ここから出土したものに

は中務省（木簡六六）・大和国授田使（木簡一〇〇）・東南門（木簡三七二）などと書かれたものがあり、特に中務省や東南門は第二群の木簡にもみられる特徴的なものである。それ故に<sup>135</sup>VR・WR出土の木簡・削屑は第二群と性格が同じで、おそらく投棄の主体も同じであったし、さらには第二群の木簡を投棄した際に一緒に投棄されたものであったと考えられる。一方、第二群の東南に位置する<sup>135</sup>YW・YX・AX・AY、<sup>45</sup>JAから出土した木簡は、決してその出土状況から第二群と同じ群をなしているとはみなすことはできないが、その内容はいずれの地区から出土した木簡でも第二群と共通性を持っている。<sup>135</sup>YW・AX・AYからは榑木簡（木簡一九）・着到木簡（木簡三〇）・進物作物（木簡三九・四一）が出土し、いずれも第二群の木簡にみられるものであり、基本的に同じ性格、同じ投棄主体、そして同じ群の木簡とみて差し支えないと考える。また<sup>135</sup>YXには兵衛府に関する木簡（木簡二八・五七・七八）が集中するが、これも第二群にみられる。これら第二群が出土した地点の東南に隣接する地区で出土した木簡は、基本的に第二群の木簡が下流へ流れ出したものと考えられる。したがってこの周辺にはこれらの文書・記録木簡を廃棄した事務統括部門が存在すると考えられる。

以上、木簡および削屑の出土状況・分布から本木簡群を二つの木簡群に分ける考えを導きだし、それぞれに属する木簡の記載を二つの群の周辺から出土した木簡の内容とも比較しつつ概観した。その結果、SD五〇の西岸北端の<sup>135</sup>TQ・TR・UQ・URを除く地点で出土した木簡に内容上

きわめて密接な関係がみられ、これらを本次調査で出土した木簡の中で  
もより一体的にとらえるべきであると考ええる。

#### IV まとめ

長岡京左京一条三坊六・十一町で実施された第二〇三次調査で出土した木簡の概要とその性格を検討しつつ、これらの木簡をSD五〇に投棄した主体についても考えてきた。その結果、当地には兵衛府に樽などの材木を進上し、あるいは材木の加工も一部行う木屋と呼ぶべき機関が置かれ、木簡は特にその事務部門と厨から投棄された可能性が出てきた。ただ当地には兵衛府関係のものだけでなく、近衛府や中務省、さらには酒人内親王などへも木材などを進上する施設が並存した可能性がある。今回出土した木簡は近辺に兵衛府の出土機関があり、それによって投棄されたものが必然的に主体をなしたため、SD五〇の西岸は勿論東岸にもこのような兵衛府の出土機関にあたる他の官司の機関があることは間違いなく、その極く一部が今回の木簡に含まれたに過ぎない。今後ともSD五〇の両岸にあたる長岡京域では類似の木簡が出土する可能性があり、開発と発掘調査においては慎重な対応が必要である。

#### 註

- 1 森 公章「二条大路木簡と門の警備」『文化財論叢』II 同朋舎 一九九五年  
奈良国立文化財研究所『平城宮木簡 一 解説』一九六九年
- 2 笹山晴生「兵衛についての一考察―特に畿内武力との関係をめぐって」青木  
和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 一九八七年
- 3 拙著『平安宮成立史の研究』塙書房 一九九五年 第二章長岡宮内裏参考参照
- 4 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡四（解説）』一九八六年
- 5 註4
- 6 清水みき「長岡京造宮論―二つの画期をめぐって」『ヒストリア』一一〇号大  
阪歴史学会 一九八六年
- 7 「試掘・立合調査 鳥羽離宮跡一」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六〇年  
度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八八年
- 8 『鳥羽離宮跡 区画整理道路予定地内発掘調査概要』昭和五十四年度（財）  
京都市埋蔵文化財研究所 一九八〇年
- 9 「鳥羽離宮跡一三次調査」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成四年度（財）  
京都市埋蔵文化財研究所 一九九五年
- 10 岡 陽一郎「神奈川・北条小町邸跡（泰時・時頼邸）」『木簡研究』一八号木  
簡学会 一九九六年
- 11 馬淵和雄「神奈川・北条泰時・時頼邸跡」『木簡研究』七号 木簡学会  
一九八五年
- 12 註10



## 二 杣・木材の漕運と京内の津

## I はじめに

左京第二〇三次調査で出土した木簡群は、桂川の支流と想定できる自然流路、S D五〇の西肩からまとまって出土した。この中には、「進上樽十六村」と記載のある木簡が、完形で三点（木簡一七〇一九）、削屑を含めると六点あり、樽を車で調査地点から宮・京の造営現場に運んだことが明らかとなった（「左京第二〇三次調査出土木簡の性格」）。

これらの樽は調査地点までは、桂川（大堰川）や宇治川、木津川、淀川などの主要河川を使い、長岡京内ではその支流をなす自然流路や人工河川を利用して漕運されたと推定される。ここでは「樽」木簡を手掛かりに、杣からの材木の漕運、運搬などについての基本的な事項を文献史料によって整理する。

また、山間部の遺跡から杣<sup>註1</sup>や漕運に関する遺跡を抽出することを試みる。これまで河川を望む低地や小規模な谷を占地する遺跡は、積極的な評価が行われてこなかったが、ここでは先の視点から遺跡を再評価する。

さらに、平城京・長岡京・平安京を中心に筏の漕運など河川交通が可能な条坊側溝・自然流路を取り上げ、各都城における河川交通の持つ意義とその性格の差を考察することとする。

## II 杣山と材木の輸送・漕運

## ① 杣山から造営現場まで―輸送ルート―

『正倉院文書』<sup>註2</sup>には古代の造営関係の史料が数多く伝来している。ここでは法華寺阿弥陀浄土院金堂と石山寺の造営史料から、材木の伐採・加工・輸送方法とそのルートを取り上げる。

法華寺阿弥陀浄土院金堂造営の様子は「造金堂所解案」<sup>註3</sup>によって知ることができ、それによれば用材を切り出した杣山は、丹波山・伊賀山・高嶋山・春日山・大坂山・生馬鷹山などに置かれた。

また、石山寺の山作所は、田上山、甲賀山、高嶋山、伊賀山、三雲山、大石山、立石山に設置され、山作所から出された「田上山作所告朔解」「甲賀山作所告朔解」と、石山寺の造営現場で作成された「造石山寺所告朔」「造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳」<sup>註4</sup>などからその作業過程がわかる。

これらの文書を見ると、琵琶湖西岸の近江国高嶋山作所、湖東の田上山作所・甲賀山作所などの山作所で、用材の伐採を行い、柱・桁柱・桁・歩板・長押・古万比・戸調度などの多種多様な製品に加工し、板材は樽として後の加工の素材として製品化された（表五）。また檜皮・葛・藁などの採取、筒坏・大筒・折櫃などの木製食器や容器、釘などの金属器の製作、製鉄用の和炭などの生産も行われた。これらから、古代の山作所は、木材の加工による製品と、山野の資源を利用した幅広い資材の生産を一手に担っていたことがわかる。

田上山作所	木材																
	柱	束柱	檜樽	桁	下桁	柱料桁	歩板	波多板	長押	簀子	古万比	佐須	薄風	比蘇	架	角木	机板
正月作材	10	4		22			43				19	11					
陸路 木本→石山寺											1	5					
陸路 木本→川津	10	4		22			21				18	6					
漕運 川津⇒石山寺	10	4		22			2				18	6					
木本残材							22										
川津残材							19										
正月残材計							41										
二月作材	23			22	2		36						4		101		16
二月総漕運材	23			22	2		77						4		101		16
陸路 木本→石山寺																	16
陸路 木本→川津	15			21	2		41								101		
漕運 川津⇒石山寺	13			15	2		60								39		
木本残材	8			1			17						4				
川津残材	2			6											63		
二月残材計	10			7			17						4		63		
三月作材				20		22	38	2	8			4	12	168	103	4	
三月総漕運材	10			27		22	55	2	8			4	16	168	166	4	
陸路 木本→石山寺														2			
陸路 木本→川津	8			21		22	55	2	8			4	16	168	103	4	
漕運 川津⇒石山寺	10			27		22	55	2	8			4	16	168	166	4	
石山寺の運材計	10			27		22	55	2	8			4	16	170	166	4	
総材と寺運材との差	2			6											63		
川津残材													1				
三月残材計													1				
四月作材	52		21				81		8	17		5	4	60	159		
四月総漕運材	52		21	6			81		8	17		5	5	60	159		
陸路 木本→石山寺										1							
陸路 木本→川津	52		21				81		8	17		5	5	60	159		
漕運 川津⇒石山寺	52		21				81		8	17		5	5	60	159		
木本残材																	
川津残材																	
四月残材計																	
正月～四月 作材累計	85	4	21	64	2	22	198	2	16	17	19	20	20	228	363	4	16

※「田上山山作所告朔解」『大日本古文書』第5巻77～83p、114～124 p、148～160 p、221～229 p、から作成した。月別の作材数の合計は1,323材になり、作材数に含まれない659捆の檜皮などを加えると、総数は1,998になる。

表5 田上山作所での作材と輸送・漕運過程一覧表(1)

3 木簡・削屑の保存処理方法と問題点

机足木	温船板	扇	戸調度	戸牒	樋	桙立	敷見・敷弥	鼠走	目草	綿栲	檜皮	明松	累計	備考
		6				12	6	3	3				139	
									1				7	
		2				11	3						97	
						1							63	
		4				1	3	3	2				35	
		2				10	3						34	五巻82Pでは24物、桙立10枝が抜けるか。
		6				11	6	3	2				69	59材であるが、上段の桙立10枝を加え69とする。
12	8	7	0	1		2			14	20			268	計算では256材、五巻114Pでは268材、目草が12枝不足か。
12	8	13		1		13	6	3	16	20			337	
12	8	5		1		1	1				400		444	檜皮400圍は、作材に含まれない。
		8							15	1			204	
		8				7	7	2.5	2.5	1			157	桙立并敷弥で十四枝、仮に半々にする。鼠走・目草で五枝、仮に半分にする。
						2				19			51	桙立并辺附二枝とある。仮に桙立二枝にする。
													71	漕材に残材を加えると102枝、1枝多いか。
0	0	0		0		2	0	0	0	19	0		122	桙立は0枝か、綿栲は10枝か。
		8	30							2.0			421	
		8	30			2				21			543	
											54		56	作材には含まれていない。この他に木製品が72物ある。
		8	30							12			461	
		8	30							12			532	
		8	30							12	54		588	陸道による石山寺へと、川津から漕運した合計。
						2				9			82	三月総漕運材と石山寺の運材との差、運材の記録がない。
						0				0			0	
		0	0			0				0			1	
		18	47		2				6	15			495	
		18	47		2	0			6	15	0			
											205		206	四月作材には含まれていない。
		18	47		2				6	15			496	
		18	47		2				16	15		3	509	目草10枝と、明松3荷は作材に含まれない。
		0	0		0				0	0	0	0		
12	8	39	77	1	2	14	6	3	23	37	0	0		

表5 田上山作所での作材と輸送・漕運過程一覧表(2)

山作所で加工された木材は、各川津まで車や人夫によって運ばれ、筏に組まれて漕運の準備がされる。田上山作所では木材を運び出すための道路が作られたことも知られる。

木材の輸送ルートを見ると、法華寺金堂の場合は、

甲賀山作所 矢川津↓野洲川↓琵琶湖↓勢多津↓宇治津↓泉津↓奈良

高嶋山作所 少川津↓安曇川↓琵琶湖↓勢多津↓宇治津↓泉津↓奈良

石山寺の造営では、

甲賀山作所 木本↓車庭↓川津↓夜須湖↓琵琶湖↓勢多津↓石山寺

田上山作所 木本↓川津↓勢多津↓石山寺

のルートで運ばれ、河川を中心とした輸送ルートが策定されている。

甲賀山作所では、伐採現場の木本から道路のある車庭まで、日に五回から八回運び出されており、その距離があまりなかったことが予想できる。川津まで運ばれた材の多くは筏に組まれ、野洲川・夜須湖・琵琶湖・勢多津と漕運され、石山寺まで運ばれた。<sup>註6</sup>

筏による漕運の日数を知る史料は多くないが、石山寺の造営時に甲賀山作所の三雲川津から野洲川河口の夜須湖までの漕運には二日、そこから石山寺までは三日を要している。その距離はいずれも二〇km前後であることから、野洲川の漕運は一日一〇km前後、琵琶湖は一日七km前後進むことになり、湖水の方が時間がかかっている。<sup>註6</sup>このように、川津から造営現場までの漕運に数日を要することから、各河川の津やその他の施設を宿泊に使用したと推定できる。

また、津は勢多津・宇治津・泉津のような陸上交通との接点や、瀧額津・大井津のような河川の峡谷部の入口と出口に設置され、いずれにおいても陸路との連絡が重要なポイントとなっている（表六・図一八）。

## ② 材木の輸送方法

木材の輸送については、『延喜式』卷三四木工寮車載条<sup>註7</sup>などで規定されている。木工寮では、人擔、車載、桴擔（筏）の三種類があり、それぞれ積載量を知ることができる。

人擔は、

「巨材積一千四百寸以上。一千六百寸以下。

応二人以上共擔者准此為一車。

雑材積三千二百寸以下。二千六百寸以上。…（下略）」

車載は、

「旧材積三万寸。

除影。穿積。但飛擔實子等類并准旧材。 雑材積二万七千寸。

相樽一六村。…（中

略）：藁五十捆。四尺檜皮十二捆。三尺檜皮十八捆各載二一兩<sup>一</sup>。…<sup>一</sup>」  
駄減三分之二。

桴擔は、

「楡樽五十材。

各長一丈二尺。廣六寸。厚四寸。

積十二万寸。

簀子卅五枚。

各長二丈一寸。方四寸。 積

一十一万七千六百寸。七八寸桁八枚。<sup>一</sup>積九万八千四百寸。各為

二一桴<sup>一</sup>自余雑材大者准二七八寸桁<sup>一</sup>。小者准<sup>一</sup>簀子<sup>一</sup>。」

とある。

各積載量をみると、車載は人擔の二〇倍、筏はその四倍にあたる量が課せられた。

法華寺金堂の造営に關した規定では、

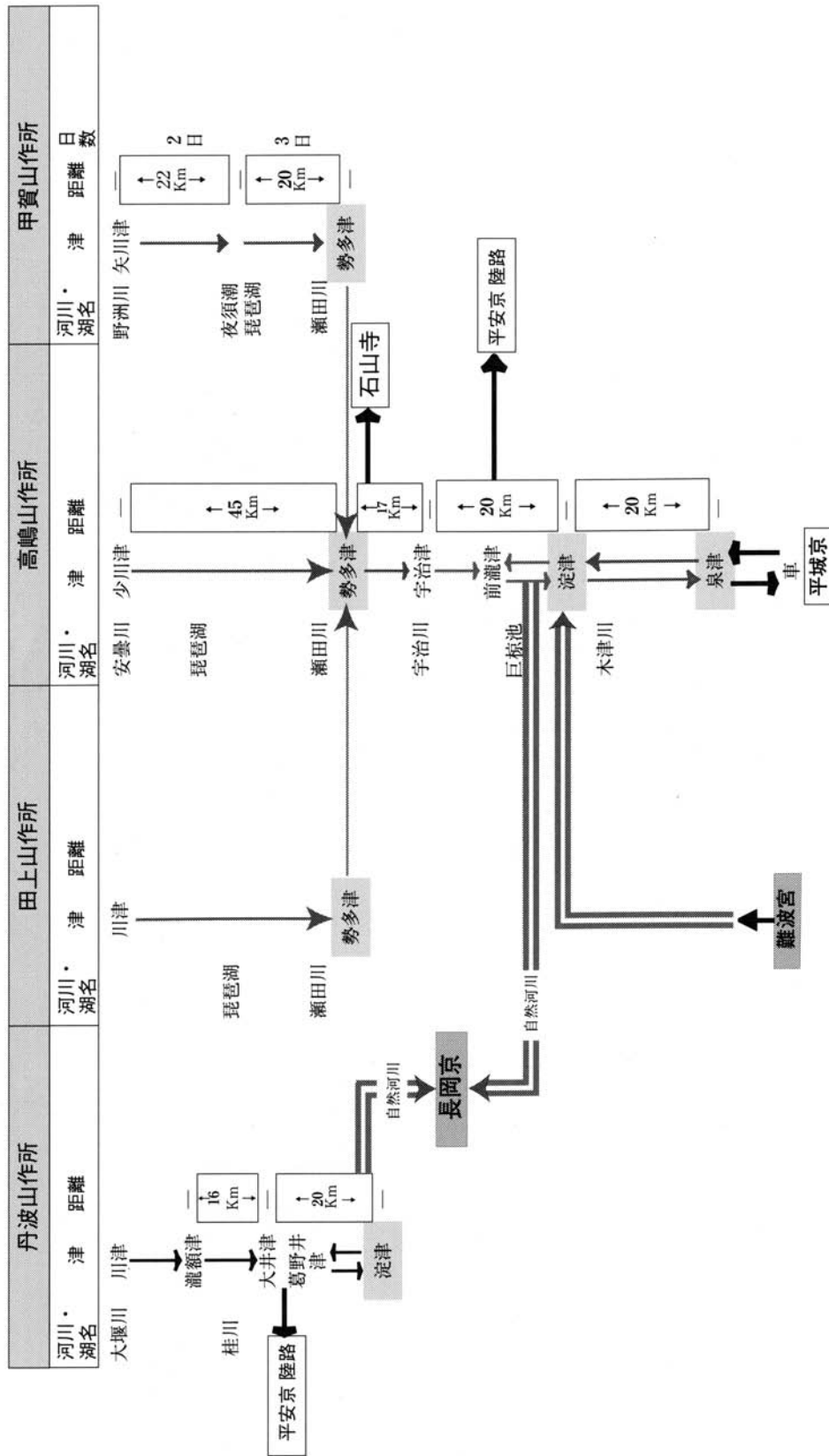


表6 各山作所からの漕運・輸送ルート

山作所	経路	材数	筏数	床別漕材賃金	一床の材木数	作材金額	一材の平均金額	一床×一材平均金額	備考
伊賀山	川津から泉津	1,441	157	165	9.2	25.905	0.018	0.165	
丹波山	川津から葛野井津	2,281	83	200	27.5	32.000	0.014	0.386	
丹波山	葛野井津から泉津	2,278	82	200	27.8				
高嶋山	少川津から宇治津	955	24.5	136	39.0	6.581	0.007	0.269	半床は76文
高嶋山	宇治津から泉津	955	24.5	132	39.0				半床は73文
合計・平均		4,677		166.6	28.5				

表7 山作所別筏による漕運量の比較



図18 柚と柚に関する遺跡 (1:500,000)

…(前略)…「一車負材法 柱二根 七八寸二丈三尺已下桁二枝、一丈六尺架方三寸各十六枝已下十四枝已上、三尺檜皮五十圍已下卅五圍已上、

右、泉負法如右、宣承知状施行、又夫日功十四文已下十二週文已上、食日五升已下四升已上、随人等耳、」…(下略)

とあり、泉津から法華寺阿弥陀浄土院金堂までの車一両の平均的な積載量が取り決められていた。<sup>註8</sup>

### ③ 古代の車の積載量

古代の車に関係した考古資料は少ないが、車輪や轆などが出土している。車輪は、兵庫県吉田南遺跡と平城宮の二遺跡で見られ、前者は、丸太を輪切りにしたもので直径が六〇cm弱である。後者は、厚い板材を輪状に削り、四枚を組み合わせて直径一二〇cm前後の車輪にしたものと推定されている。これらの資料では木材の輸送に使われた車の規模、特に荷台の幅・積載方法などを究明することは困難であるので、ここでは、遺構として検出されている轍の痕跡を元に、車の幅を推定する。

長岡京とその周辺の遺跡で検出された轍の幅は、一・三〜一・六mで、一・五m前後のものが多いことが報告されている。<sup>註9</sup>車の幅を一・二m、四尺前後であると仮定し、先の「一車負材法」により積載方法を検討すれば、下に桁を二枚並べその上に柱二根を並列に置いたことが推定でき、架の場合は、横八枚で二段に積載されたことが予想される。木工寮の樽も同様の積載が可能になる。これは、板材などでは嵩がない状態での積

載が可能で、目的物以外の軽い雑物の積載も十分可能であったことがわかる。檜皮は筏での漕運過程での濡れに対処したもののか、車での輸送を中心に行われた。

また、木材の比重から積載荷重を測れば、檜が乾燥重量で一立方寸あたり三・四g、杉が三・七g前後であるから、木工寮の規定の車載の三万寸では一〇二〜一一一kgになる。<sup>註10</sup>

### ④ 筏の編成と漕材

各山作所から川津に運ばれた多種多様な木材は、いったん樽に換算され、『延喜式』木工寮によると樽五〇材で一筏に組まれ漕運されたが、樽への換算率は材木によって異なる。長さ五尺、方五寸の綿栢は四一〇立方寸が、長さ一丈、広七寸、厚八寸の桁は三二〇〇立方寸が樽一材にあたるなど各種あり、一定の比率を求めることはできない。材の長さ、厚さとも無関係のようであり、平均は一九〇〇立法寸になる。各種の材の樽への換算が決まると筏の編成が行われる。

その準備作業として、木材に筏穴を開ける作業、材木を結束し筏に編成する葛などの採取があり、採葛は一人に一荷が割り当てられた。また、「六人編桴湊」<sup>註12</sup>などがあり、六人前後で筏の編成作業を行っている。筏による漕運料金と輸送量をみると、『延喜式』木工寮では、

「凡近江国大津雑材直并桴功銭者。五六寸歩板。一丈四尺柱直各卅文。簀子一丈二尺柱直各十七文。樽一材七文。自同津至宇治津。樽一材桴功一文半。

凡丹波国灌額津雜材直并桴功錢者。五六寸步板。一丈四尺柱直各卅七文。簀子一丈二尺柱直各廿二文。桴一材直七文。自<sup>二</sup>同津<sup>一</sup>至<sup>二</sup>大井津<sup>一</sup>。桴一材桴功一文半。

…(中略)…

桴擔

「楹桴五十材。各長一丈二尺、廣六寸、厚四寸。積十二万寸。簀子卅五枚。各長二丈一、方四寸。積

一十一万七千六百寸。七八寸桁八枚。各長二丈二尺。積九万八千四百寸。各為

二一桴<sup>一</sup>自余雜材大者准<sup>二</sup>七八寸桁<sup>一</sup>。小者准<sup>二</sup>簀子<sup>一</sup>。」

となっている。

法華堂阿弥陀浄土院金堂の造営史料では、丹波山・伊賀山からの漕材は他と比べ九材と少ない(表七)。この原因は、作材金額で材木数を割ると伊賀山が高く、高嶋山が安いことがわかる。したがって、高嶋山の漕材数が多いのは小材が中心で、これに対し丹波山・伊賀山は大きな材が多数を占めていたことがわかる。これは、「高嶋山漕材注文<sup>註13</sup>」にみえる樽への換算とも同一傾向を示し、柱などの大きな材は木工寮の規定に近い十二万立方寸の値が出るが、薄風・綿呂などの小材は、規定の半分から三分の二程度の換算しかできない。

### III 丹波国を中心とした山間部の遺跡

#### ① 遺跡の種類

山間部に所在する遺跡で、奈良時代から平安時代中期の遺跡を中心に

取り上げる。抽出条件は、竪穴住居・掘立柱建物、鍛冶工房、炭焼窯などの明確な遺構が検出されている遺跡とする。遺物では、鋸・鉋など材木の伐採に関する金属器、砥石などの直接的な遺物の他、漆など山野での採取が条件になるもの、また、長岡京・平安京など都城の土器様式と共通する要素の多い遺物、黒色土器、緑釉陶器、灰釉陶器、唐末・五代から北柴初期の中国陶磁器などを一定量出土する遺跡も取り上げる。

遺跡はその立地から、河川と隔絶された山の斜面を加工してテラスを作り住居を形成している遺跡や谷奥の低地に住居を構える遺跡をA類とし、河川を前面に控えた低位の河岸段丘に立地する遺跡をB類とする。

A類とした遺跡は、木材の伐採、運び出し、炭の生産、漆など山野からの物資の採取、祭祀などに関係する一時的なものが多いと考えられ、谷の奥地の遺跡はその母材ないし、拠点の集落が想定できる。また、B類に分類される遺跡の中には一般的に集落と規定されるものが多いが、中には材木の漕運に関する遺跡が含まれる可能性が高い。また、谷の形成が進んでいない地形では、A類の母材など多様な性格を持つ遺跡が、同一の立地に存在する。

#### ② A類の遺跡―山野の遺跡―

丹波国、現在の京都府亀岡市、園部町、八木町などでは、国道九号線バイパス工事に関係した調査が<sup>註14</sup>丘陵や山野を縦断して行われた。これらの調査では、丘陵の頂部ないし斜面に立地する古墳群・山城などの調査に伴って奈良時代の遺構が検出された例はない。したがって、やや広い



地域―滋賀県・奈良県の遺跡を視野に入れ、検索を行う。

大津市の東部から南部、栗東町にかけては、奈良時代の田上山・甲賀山・伊賀山の各山作所に関連する遺跡の存在が期待されるが、現状では明確な関連遺跡は調査されていない。しかし、先行する七世紀の須恵器窯、製鉄遺跡、炭窯の調査は丘陵部で進んでいる。この地域での先駆的な須恵器窯、山の神窯は七世紀の前半に開窯し、後半には瀬田丘陵窯跡群、御園古窯跡群、南郷古窯跡群などに拡散し、生産規模が拡大する<sup>註15</sup>。また、製鉄も窯の展開期に開始され、峠を越えた山科などにも拡散する。これらの遺跡と先の造営関係史料から判断すると、須恵器生産を契機に山野の開発が展開し、鉄生産などが続き、七世紀の後半からは奥地の杣の開発が進展したことがうかがえる。

奈良県では、A類の遺跡が調査されている。奈良市の北東部、京都府に接する添上郡月ヶ瀬村尾山代遺跡<sup>註16</sup>は、名張川を望む丘陵部に立地する。検出された遺構は奈良時代前期の竪穴住居・掘立柱建物、土壇などで、遺物は鉄器、輔羽口・鉄滓、「美濃国」押印の須恵器などが出土している。調査担当者の井上義光や、後にこの遺跡を中心に杣に関連した遺跡を検討した今尾文昭は、一、調査地点一帯が大安寺領の杣に含まれる。二、鉄器や小鍛冶に關係した遺物の出土が石山寺造営關係文書の杣での釘の製作、道具の修理などに合う。三、竪穴住居を先の、「宿所・大炊所」に充てる。四、「美濃国」押印の須恵器は大安寺を通じて入手した。として、この遺跡の性格を杣に関連した遺跡と考えた。

しかし、遺跡の立地と遺構・遺物からは杣に関連した遺跡であることは想定できるが、遺跡から七五〇m南を東流する名張川は、遺跡の周辺から下流にかけて峡谷をなし、この地点からは筏による材木の漕運はできない。遺跡から二・五km上流の支流をなす治田川の川岸は傾斜が緩やかであり、ここが筏を流す起点であり、杣や漕運に關係する拠点の集落が予想される。

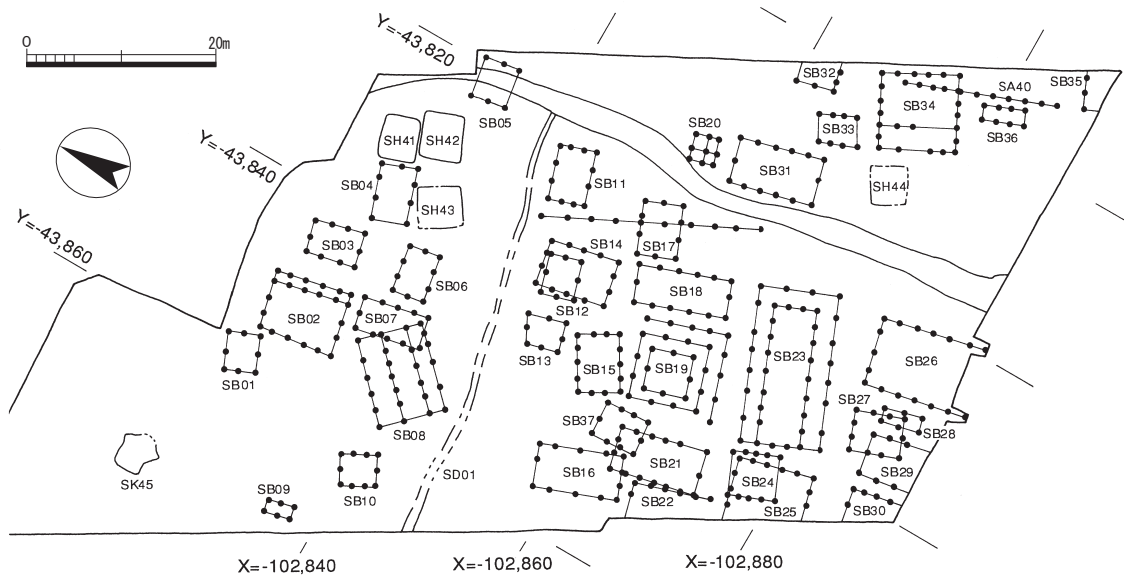


図19 八木嶋遺跡E区の遺構配置図(1:800)

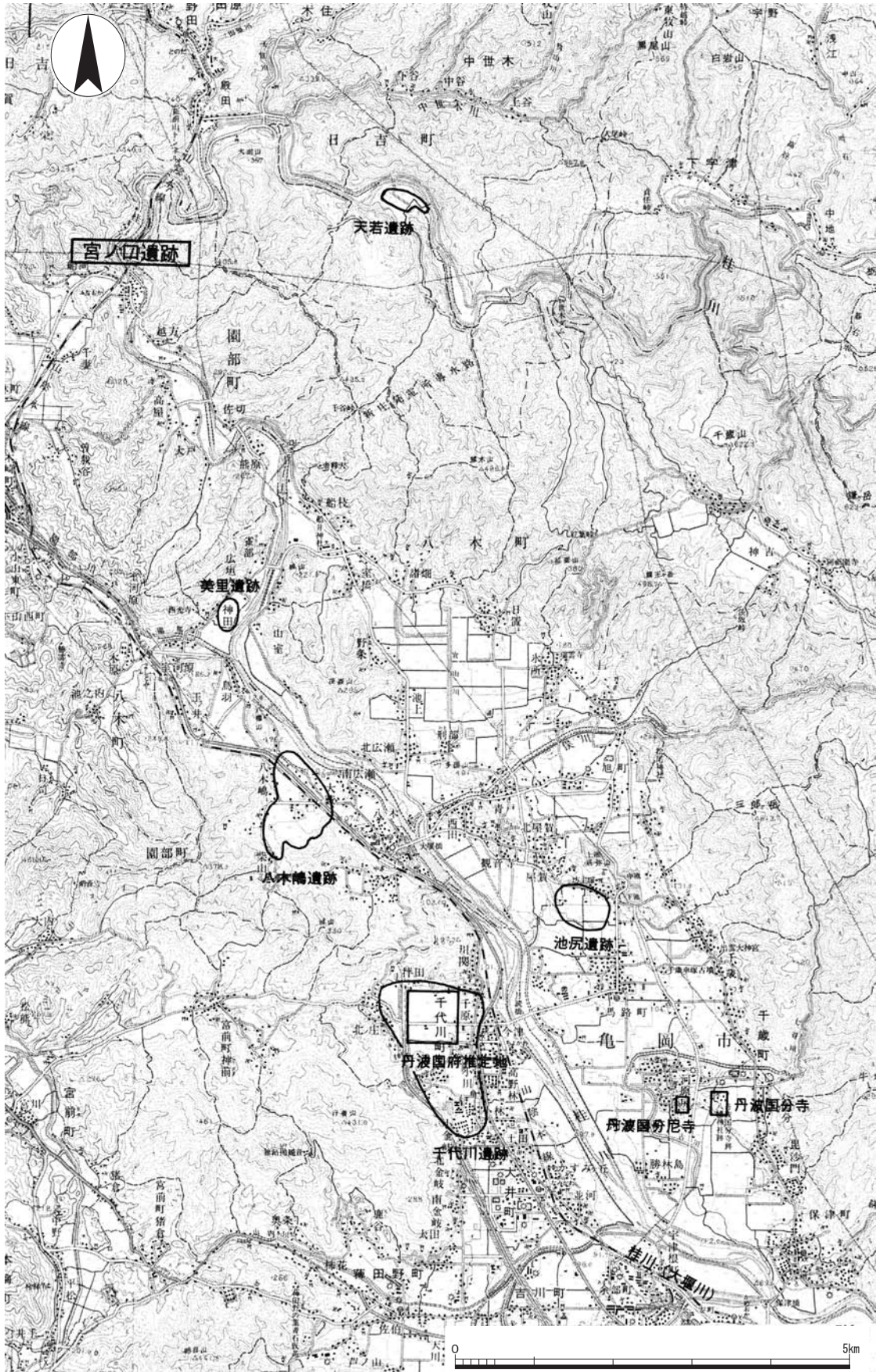


図20 丹波国の古代遺跡 材木の漕運に関係した遺跡 (1:75,000)

## ③ B類の遺跡―河川に望む低地の遺跡―

丹波では奈良・平安時代の遺跡の大半がこれに分類される。

**船井郡日吉町天若遺跡**<sup>特</sup> 大堰川<sup>おおい</sup>の右岸の河岸段丘上に立地している。

縄文時代から平安時代までの各時期の遺構が検出されているが、古代では、七世紀後半の土壙二基、八世紀前半の井戸一基、七世紀から八世紀にかけての掘立柱建物が六棟以上ある。建物の方位が二つに分かれ、時期差がある。

柱穴からの出土遺物は少なく時期を決めたいが、遺物の出土量の多いのは奈良時代の前半期である。天若には明治に筏の中継点があり、また遺跡が狭い河岸段丘上に立地し、建物群が検出されたことから、調査担当者は柚の遺跡と考えている。

**船井郡八木町美里遺跡**<sup>特</sup> 河川までは約三〇〇m離れた大堰川の河岸段丘上に位置する遺跡で、八木嶋遺跡から一・五kmほど上流の遺跡である。検出された遺構は、掘立柱建物三棟と土壙が一基ある。一〇世紀後半を中心とする遺物が出土しており、篠古窯跡群から須恵器が供給され、近江系の緑釉陶器も出土している。

**亀岡市池尻遺跡**<sup>特</sup> 大堰川左岸の遺跡で、河川は一km南にある。小規模な調査が行われ、溝、土壙が検出された。漆の容器として使われた須恵器長頸壺が土壙から多数出土し、その形態が複数に分かれることから、生産地が複数であることを示す。また、壺は相互に接合できることから、遺跡内で漆を取り出した後廃棄されたと考えられる。

**船井郡八木町八木嶋遺跡**<sup>特</sup> 大堰川を望む低位段丘に所在する遺跡で、

園部川との合流点から六〇〇m下流に位置する。七世紀の竪穴住居、奈良から平安時代初期の掘立柱建物などが検出されている。掘立柱建物は河川寄りのE区に集中しており、合計三七棟を数える。その方位は三群に分かれ、長期間存続したことを示し、かつ密集している。

出土遺物は、古墳時代後期、八世紀中葉から後期の土器などと、墨書土器・緑釉陶器・漆の付着した須恵器がある。

掘立柱建物群は、大堰川上流の遺跡においてもっとも規模と配置に優れ、官衙に関係した遺跡と判断できる。また、河川の合流点下流に位置し、「南広瀬」の字が残るなど広い川原があり、漕運した筏を一時的に泊めるのに良好な地形をしている。

**船井郡園部町宮ノ口遺跡**<sup>特</sup> 園部川左岸の遺跡で、河川から約二五〇m離れた低位段丘上に立地する。遺構は、幅一・三mの南北溝と三間×三間の倉庫が二棟あり、奈良時代の遺物が出土した。遺跡が園部川流域では広い平野部に占地していること、倉庫の出土から官衙的要素が強い。

このようにB類の遺跡には、奈良時代前期から平安時代まで継続する遺跡と、平安時代中期の一〇世紀に成立し中世まで継続する遺跡がある。前者には、天若遺跡・八木嶋遺跡・池尻遺跡・宮ノ口遺跡があり、後者には、美里遺跡がある。天若遺跡・八木嶋遺跡は調査面積が広く、遺跡の時代による集落の動態を明らかにすることができる。

天若遺跡は、峡谷部を屈曲して流れる大堰川の河岸段丘上に位置し、

陸上交通が峠越えであること、掘立柱建物が複数存在することなどから材木の漕運関連の遺跡として説得力を持つが、奈良時代前半が遺跡の中心でそれ以降は衰退したようで、古い段階の杣に關係した伐採・加工・漕運など多機能な拠点集落と判断される。

八木嶋遺跡（船井郡）は掘立柱建物が密集し、存続年代も古墳時代前期から鎌倉時代まで連続し、材木の漕運に關連した遺跡の規模を越え、官衙の様相を持つ。調査担当者は、建物の年代を六世紀後半から七世紀初頭に想定しているが、遺構配置・規模・柱間などから古墳時代後期の建物とするには無理があり、墨書土器の年代観などから奈良時代後期から平安初期が遺跡の中心年代であり、長岡京・平安京の設定を契機とする官衙遺跡としてとらえることができる。

この官衙的な要素の中に、筏の漕運に關連した宿所や官衙などの施設も含まれ、大堰川と園部川の合流点の下流に所在し、広い川原を持つ立地条件から、長期間機能した漕運関係遺跡としての性格も付与されているものとみられる。また、南東3kmの地点には丹波国府と推定される千代川遺跡（桑田郡）があり、相互に密接な關係を持つて遺跡が営まれていた。

#### IV 津に關係した遺跡

泉津は、大安寺伽藍縁起并流記資材帳<sup>註22</sup>に、

「一泉木屋并園地二町、

東大路、西薬師寺木屋、南目井一反許遺跡、北大河之隈

とあり、二町の園地が付属し、広い敷地を有し、東には大路が走り、北には泉川（木津川）で区切られていた。また、各寺院の木屋が東西に並ぶことから、大安寺木屋北辺ないし南辺にも大路と直行する道路があり、官衙や寺院の木屋が町並みを揃えていたことがうかがえる。このように、泉津<sup>註23</sup>は「藤原京」の造営時から材木津として使用され、中世においても南都の寺院の木屋としての機能を保持していた。

泉津に關連した調査は、昭和五二年（一九七七）に上津遺跡の第二次調査が行われてから進展し、遺構から泉津を復原できる状況になった。

木津町上津遺跡<sup>註24</sup> 昭和十三年（一九三八）に「伝誓願寺跡」として

田中重久氏が報告したが、発掘調査が開始されたのは、昭和五一年（一九七六）からで数回の調査が行われた。これまでの調査で、幅一・二（二・六mの東西溝（北三度四〇分東）が延長一八〇mにわたって検出された。建物遺構は、掘立柱建物を八棟検出しており、北・西・南の三面に底を持つ建物を中心建物と推定される。また、倉庫と考えられる規模の小さな総柱建物が三棟ある。

出土遺物は三彩陶器小壺・托、二採陶器、緑釉・灰釉陶器の他、「宮万呂」「大原」などの人名を中心とした墨書土器が四五点出土している。その他、皇朝十二銭、帯金具、鉄製の斧・刀子や鍵なども出土している。

遺物は、奈良時代中期からのものが多いが、平安時代前期の九世紀後半のものもある。また土壙からは製塩土器の出土が目立ち、炭なども共存することから、海岸部で生産され土器に詰められた塩を再度現場で焼



図21 上津遺跡遺構配置図(1:2,000)

き固めていたことが予想されている。この区画の機能・関係する寺院・官衙などは不明であるが、東西溝SD一が途切れる部分があることから、この部分を川に向かう出入口と考え、東西溝の北部から木津川の南岸部には遺構が少ないことから、南岸から溝までを材木などの置き場、溝を官衙の北限、その南部を官衙内部とする遺構配置を想定することができる。

**木津町作り道<sup>註25</sup>** 木津遺跡の西約七〇〇m地点で、南北と斜行する二本の道路遺構が検出されている。調査は昭和六二年(一九八七)に行われた八後遺跡・恭仁宮作り道に関係したもので、南北方向の路面と東側溝、その西側の運河と推定される幅一五m以上、深さ一・三mの堀が検出された。さらに東側溝の東地点では北三〇度東に斜行する路面も調査されている。

泉津をとりまく周辺地域の復元的な考察は少ないが、高橋美久二は木津遺跡の調査成果に加えて、相楽郡の条里上に泉津の復原を行い、作り道に接して興福寺と東大寺の木屋が置かれたことを提示した。<sup>註26</sup>

また、八後遺跡・恭仁宮作り道遺跡で検出された南北方向の道路遺構が、東作り道・西作り道のどちらに該当するか不明であるが、西側での運河と推定される遺構と合わせて注目され、運河を利用し奈良山の際まで漕運した可能性も考えられる。

泉津以外では、勢多津、宇治津、前瀧津、淀津、山崎津、葛野井津、大井津、瀧額津などが、奈良時代から平安時代前期の文献史料にみられ

るが発掘調査はまだ行われていない（表六）。しかし、淀津と推定される京都市伏見区淀の集落の西部から南部の桂川河川敷、さらに下流の淀川にかけては、明治に木津川の流路変更が行われたため、水流で遺跡の包含層が洗われて、平安時代後期の瓦や各時代の遺物が採集されている。これらは淀津に漕運中に落ちた遺物と考えられている。<sup>註27</sup>

V 平城京・長岡京・平安京で漕運に使われた河川

各都城において漕運の可能な河川を抽出する。都城を流れる現河川に、調査で検出した規模の大きな条坊側溝と自然流路をこれに加える。その目安としては、都城の存続期間に流れていること、規模が5m、深さが1m前後の流路であることを基本にする。

① 平城京

秋篠川・佐保川・岩井川・能登川・菰川などが現河川として平城京内を流れている。秋篠川は平城京の西二坊大路の一坪西を南流し、西堀河に推定されている。また、「藤原京」造営時には近江の田上山の木材を泉津まで漕運し、その後、奈良坂を越え、再び秋篠川を利用し漕運、造営現場まで送った歌が『万葉集』に収められている。<sup>註28</sup>

規模の大きな条坊側溝・自然流路として、平城京では朱雀大路の東西両側溝<sup>註29</sup>があげられる。西側溝は、幅が7m、深さ1m、東側溝は、幅四・五m、深さ1mあり、十分河川交通に使える規模を持つ。

近年の調査では、左京四条三坊十坪で幅8m前後の東堀河と、東岸に

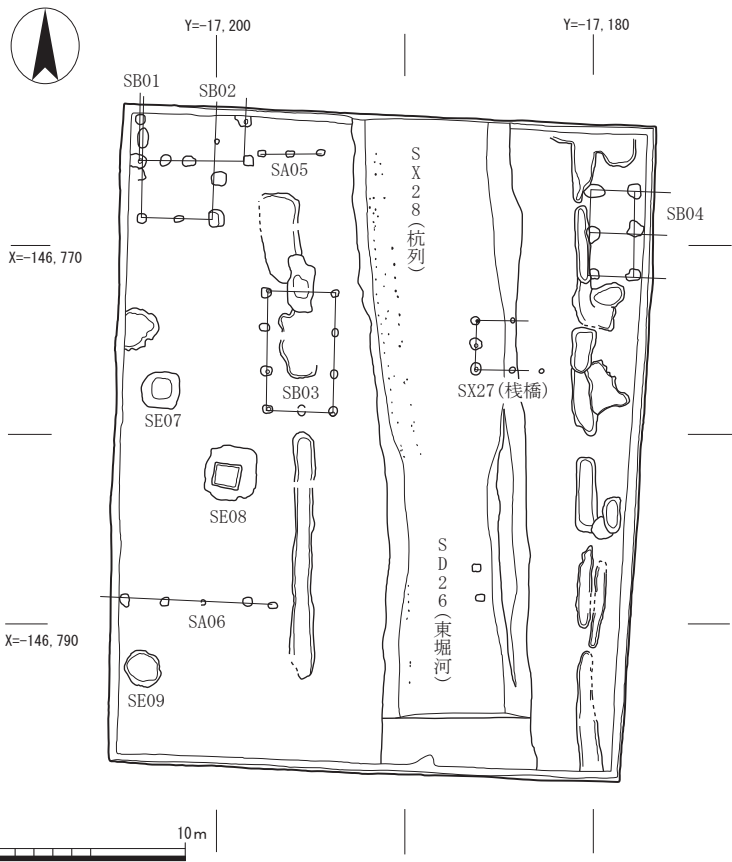


図22 平城京左京四条三坊十坪の堀河と棧橋遺構(1:400)

作られた幅二・七mの棧橋状遺構が検出され、堀河の両側に敷設された幅三mの空闲地を路面と考えると、引き船による河川交通が推定できる。また東市では市町の遺構と東堀河が検出されている。東市は平城京の左京八条三坊五・六・十一・十二坪に推定され、当該地点の調査では十一・十二坪の中心を流れる幅一〇m、深さ一・五mの東堀河を検出した。坪の中央を堀川が流れることから各大路・小路には橋が架けられ、市内の六条々間小路ではその遺構を確認している。<sup>註31</sup>

## ② 長岡京

長岡京城を流れる規模の大きな自然河川は、小泉川・小畑川の二つがあげられる。小泉川が長岡京城に流れ込む右京第一〇四次調査の西京極大路推定地点では、大規模な河川祭祀が行われ、多量の墨書人面土器・土馬・ミニチュア竈が出土している<sup>註32</sup>。もう一つの河川、小畑川は三条から以南では南流しているが、条坊設定時には北西から南東に流れていたことが一〇回を越える旧流路の調査で明らかになり、その幅も東一坊大路付近では五〇m前後に及ぶことがわかっている。現在の知見では、橋・津など交通に係した遺構は検出されていないが、堤防などが調査されている<sup>註33</sup>。

乙訓郡では、中世の水路として現在は寺戸川と呼ばれている今井用水がある。『東寺百合文書』の、「山城国桂川用水差図案」には、桂川右岸の上流から、「二井」「十一ヶ郷井 今井溝」「三井」などの取水口と対応する桂川に築かれた堰が描かれ、取水口の位置を現地形に推定することができ、その取水口は松室小学校の東に現存する取水口に当てることができ、昭和五九年（一九八四）に下流の西京区桂徳大寺町で行われた調査では東側の堤防遺構が検出されている<sup>註34</sup>。

今井用水が中世に新たに開削されたものか、自然流路ないし古代の流路を一部利用し掘削されたのかは、関連調査が少なく不明な点が多いが、秦氏が築造した葛野大堰や、平安時代の葛野川（桂川）の築堤記事が注目される<sup>註35</sup>。後述する松室小学校の古墳時代の後期に掘削された流路は、

用水路の開発が古く行われたことを示し、灌漑用水だけでなく小規模な水運に使われた可能性もある。

平城京と比べ、長岡京では条坊側溝の幅が五mを越えるものは少なく、左京第二九〇次調査で検出した二条大路の北側溝、宮内第一九六次調査の中軸街路の西側溝など、数例があげられる。溝の深さは〇・七〜一前後で浅いものが多い（表八）。

また、約四〇件の自然流路を検出しているが大規模なものは少ない。左京第一一二次調査<sup>註37</sup>で検出したSG二〇は弥生時代の後期から続く湿地とほぼ重なって長岡京期の溝があり、木簡削屑が二〇三点出土したが、浅くて筏の漕運はできない。

この他小規模であるが注目される流路が、西市の推定地で検出されている。右京第一〇二次調査地<sup>註37</sup>で検出したSD一で、幅一m、深さ〇・八mあり、大宰府の土師器、延暦三年一二月の木簡などが出土した。また同じ調査区に、幅が二・八〜五・四mで深さ〇・六mの東西溝がある。

## ③ 平安京

『延喜式』の左右京職では、東堀川小路・西堀川小路<sup>註38</sup>の中央に四丈規模の流路があり、左右に二丈幅の路面が敷設されたとされているが、右京三条と五条で検出した西堀川小路は、流路幅が七m前後と文献の記載より狭く、それに対して路面幅は広く一致しない。同様の構造を持つ流路は野寺小路にもみられ、これは、平安時代中期に側溝幅が九m前後と大規模に拡張されている<sup>註39</sup>。また、西鞠負小路、室町小路などのように平

安時代初期には小路の半分の約6mほどの流路が路面上に設定された例もある。<sup>註40</sup> さらに、条坊と無関係に蛇行する流路や、条坊と同一方位の流路が町内を貫流している例もある。<sup>註41</sup>

これら多様な河川のありかたは、条坊側溝だけでは都城内の流水を制御できなかった結果で、さまざまな方法で自然河川の水量を調整していたことがうかがえる。これは、平安京が鴨川と高野川によって形成された扇状地に営まれたことに主因があるが、一方で、規模の大きな流路は多様な形で河川交通の機能を持つことも可能で、東堀川小路には東市が近接し、西堀川小路・西鞠負小路は西市の漕運を担ったことが予想される。先の東と西の堀川小路は路面中央部に流路が掘削され、両側に路面がある。これは、平城京左京四条三坊の東堀河と同様の構造である。しかし、平安京では、津とみられる遺構はまだ検出されていない。

これらの京内に流れ込む自然流路も京城の発展に伴って、外郭で制御され、京城内の安定がはかられた。平安時代後期になると、かつて自然流路が流れていた地域の開発も進み、遺構が形成されるようになる。<sup>註42</sup>

## VI 長岡京の河川と京内の津

### ① 一〇三次調査SD五〇流路の復原

長岡京に関係した地域の旧流路復原は、橋本清一・中塚良によって行われている。<sup>註43</sup> その成果によると、旧流路は寺戸川水系、小畑川水系に大きく分かれている。遺構と関係する寺戸川水系をみると、松室遺跡のあ

る京都市西京区松室付近で桂川から分流し、複雑に支流を構成している。少し詳細に河道痕跡をみると、桂川の分流点から次第に東南方向に向かう流路が、調査地点の北二・五kmの地点で大きく二方向に分岐する。東の流路は南東に斜行し、大藪遺跡までは同方位をとるが、遺跡の南部から調査地点までは南北に流れ、検出した流路SD五〇とほぼ合う。これに対し西の流れは南に流れ、やがて南東方向に向きを変え、左京第二〇三次調査の南で合流し、南東方向に流れ、やがて桂川と合流する。

左京第二〇三次調査の上・下流でSD五〇と関連する流路を探すと、両域で同様の堆積と年代を示す流路が数箇所検出されていることがわかる。上流では、SD五〇の北東七〇〇m地点で調査した大藪遺跡の流路が候補にあがる。大藪遺跡は中学校内で過去六回の調査が行われ、そのうち五回が流路に関係している。検出の遺構は、流路の西肩の一部と杭列で護岸された東肩部で、護岸は延長三五m検出したが、3mを越える杭を使うなど非常に強固に作られ、東岸を護岸し北西から流れる流路を南に変えるための機能がある。

流路からの出土遺物は、西肩部で墨書人面土器、銅製のミニチュア鏡、皇朝十二銭、中心部と東肩部では墨書人面土器、ミニチュア竈などが出土し、馬・牛などの骨も多量に出土している。<sup>註44</sup>

さらに、大藪遺跡の上流でも立会・発掘調査で関連する流路を検出している。また下流では、第三〇四・三一四次調査の名神高速道路の拡幅工事で同一の流路を検出している。<sup>註45</sup>



2 杣・木材の漕運と京内の津

番号	都城名	遺跡名・ 次数・ 遺構名・ 条坊	規模			検出 面 標高	長岡の 現河川 との比 高差	方 向	備 考	文 献 番 号
			幅	深	検出 長					
1	京外	松室遺跡 SD9	140	1.0~1.6	140	28.8	A 4.6 B -19.3	↘	古墳時代後期に掘削し、中世に廃絶か。	1
2	"	大藪遺跡流路	30~	2~	60		A 18.5 B -5.4	↘	久世中学校内で7回の調査。東岸には大規模な杭列があり、岸を護岸。	2
3	長岡京	宮 196 次調査 SD19605	5	0.7~1.0	13	21.0	A 12.4 B -11.5	↓	墨書土器「主計」「主税」など。宮中軸街路の西側溝。	3
4	"	左京 203 次調査 SD20350 左京一条三坊	10~	1.5	30	13.2	A 20.2 B -3.7	↓	自然流路。木簡が多量に出土する。	4
5	"	左京 185 次調査 SD18503 左京南一条二坊	11	0.8	5	14.2	A 19.2 B -4.7	→	自然流路。	5
6	"	左京 112 次調査 SD11212 左京南一条三坊	0.9~2.6	0.3	16	12.7	A 20.7 B -3.2	↘	削屑が多数出土。弥生後期からの湿地の上層に長岡京期の遺物が出土。	6
7	"	左京 112 次調査 SG11220 左京南一条三坊	6	不明	18	12.7	A 20.7 B -3.2	↘		"
8	"	左京 290 次調査 SD29000 二条条間大路北側溝	4.1~5.9	0.5~0.7	45	12.2	A 21.2 B -2.7	→	2段堀、下段の幅は1.8m、深さ0.4m。	7
9	"	左京 305 次調査 SD30510 左京三条二坊	10	0.9~1.2	15	13.4	A 20.0 B -3.9	↘	北肩を杭で護岸、堆積は上下層に分かれ、下層は奈良。溝の上面を長岡に整地。	8
10	"	左京 88 次調査 SD8803 左 京三条二坊	1.8~2.5	0.2~0.8	10	14.4	A 19.0 B -4.9	→	溝は深いが幅は狭い。町内の区画溝。	9
11	"	左京 251 次調査 SD25103 左京七条二坊・六条二坊	5~10	1.0	250	8.5	A 24.9 B 1.0	↘	多量の人面土器が出土する。西二坊大路との交点には橋が架かる。	10
12	"	右京 102 次調査 SD10202 右京六条二坊	2.8~5.4	0.6	5.4	14.4	A 19.0 B -4.9	↘	平安時代前期。	11
13	"	右京 102 次調査 SD10201 右京六条二坊	1	0.8	54	14.4	A 19.0 B -4.9	↓	西市?大宰府の土師器、「延暦3年12月」「自司進」木簡。	"
14	平城京	朱雀大路西側溝左京六条 一坊・右京六条一坊	6.4~7.6	1.0	24	56.4		↓	側溝と直角方向の堰遺構がある。	12
15	"	朱雀大路東側溝左京六条 一坊・右京六条一坊	5	1.1	10	56.4		↓		"
16	"	SD650A 東三坊大路東側溝 左京一条三坊	3	1.1	270	70.2		↓	9世紀前半に埋没する。告知札木簡、皇朝十二銭が多数出土する。	13
17	"	SD650B 東三坊大路東側溝 左京一条三坊	2	0.5~0.9	270	70.2		↓	9世紀後半に埋没する。	"
18	"	314 次調査 SD26 左京四条 三坊	7.5~8.5	1.0	34	59.7		↓	奈良時代、最上層は平安時代前期。堀河からは棧橋の遺構が検出される。	14
19	"	344 次調査 SD02 左京四条 一坊	9	1.5	2	不明		↓	上層は平安時代後期、下層は奈良時代末から平安時代初期。	15
20	"	316 次調査 SD02 東一坊大 路西側溝左京五条一坊	7.0~4.0	2.0	3	55.9		↓	堆積は大きく3層に分かれる。規模などのデータは、中層と下層のもの。中層は10世紀末、下層は奈良時代後半。	16
21	"	東一坊大路西側溝左京七 条一坊十六坪	7.6~8.3	1.2~1.6	142	54.2		↓	堆積は五層、奈良前半から平安末期まで継続。平安初期は浅くなる。	17
22	"	SD920 西一坊間大路西側溝 右京八条一坊十一坪	5.5~ 11.0	1.5~1.8	75	53.3		↓	下層からは奈良初期、中層は中期、上層は末から平安初期。中層から祭祀遺物が多量に出土。また馬骨も多く出土。	18

※現河川の比高差は、A は京都市右京区嵐山渡月橋の西側中州、B は大山崎町離宮八幡宮南の淀川河川敷の標高を使った。

表 8 長岡京を中心とする規模の大きな側溝・流路（註 37）

これまで検討してきたSD五〇流路がどこで桂川と分岐しているかが問題になる。候補としては、松室小学校で検出した流路が桂川に近接し、最有力候補にあげられるが、この流路は、幅が7m前後と狭く、深さも一・五m前後で、SD五〇とは規模が異なる。また、堆積層に砂礫層がないなど幾つかの点で異なる。したがって、第二〇三次調査のSD五〇の桂川との分岐点は松室遺跡の東部で探す必要がある、中世の今井溝取水口の周辺部が候補地になり、この地点は、南流する桂川がほぼ東に向かつて屈曲した東端にあたる。推定地は水流の攻撃面にあたるが、逆の北岸は川原が広がり、筏や船の係留には適した地点で、大井津などの候補地にあげることができる。

SD五〇では弥生時代後期・古墳時代後期・七世紀・奈良時代後期・平安時代中期の各時代の流路を、層序と地点を変えながら検出した。その堆積をみると、弥生・古墳時代は、砂礫が堆積する流れの速い流路であったが、奈良時代以降は大規模な東肩の護岸、桂川からの分岐点での水量を調節する堰や堤防などの土木工事により水量の制御が行われたためか、泥土の堆積する流れの緩やかな流路となっている。これは、弥生時代から古墳時代の後期までは自然河川であった流路が、七世紀以降に分岐点での堰・堤防・取水口などの建設・整備・管理が行われ、次第に水量の管理できる人工河川となったことを示している。

これらの河川管理と同時に、物資の漕運に適した河川への改修工事が行われた。木簡が多量に出土した第三地点の東部は径四mほどが一段と

掘り下げられており、そこから和同開珎と墨書人面土器が出土した。これは、工事の安全・完成を祈念して祭祀を目的に投棄したものとも考えられ、流路の一部分が、漕運に使う段階で改造されたことを示している。

## ② 長岡京期の河川交通

長岡京は京城の東部に桂川が南流し、南東部には周囲一六kmの巨椋池があり、宇治川が流れ込んでいた。巨椋池の西に接して流れた桂川は、やがて木津川と合流し、山城盆地の峡谷部の山崎を流れ淀川となる。淀川は、難波を経て大阪湾、瀬戸内海につながっていた。このように河川の合流点が京に隣接していたため、水陸の便は格段に良かった。<sup>註46</sup>

長岡京の朱雀大路は台地の縁辺部を走り、宮の前で小畑川を渡河する必要があるなど位置的に水運には適していない。これ以外で条坊に沿った南北方向の河川交通を想定すると、東一坊大路などが最適な条坊として候補にあがるが、大規模な条坊側溝は検出されていない。

これは、短期間の都のため整備が遅れたとの見方もできるが、造営初期の京内における河川交通は、桂川の支流である寺戸川水系や小畑川などの自然河川を使うことで当初の目的が達せられたと考えられる。

この長岡京に対し平城京は、西堀河と推定された河川として知られる秋篠川を除けば、大規模な河川が貫流していない。したがって、河川交通を物資輸送の手段とするためには、必然的に掘削による新たな河川が必要になる。現在検出している東堀河、朱雀大路両側溝、東三坊大路東側溝などは、排水の機能もあるが規模が大きいことから、河川交通に

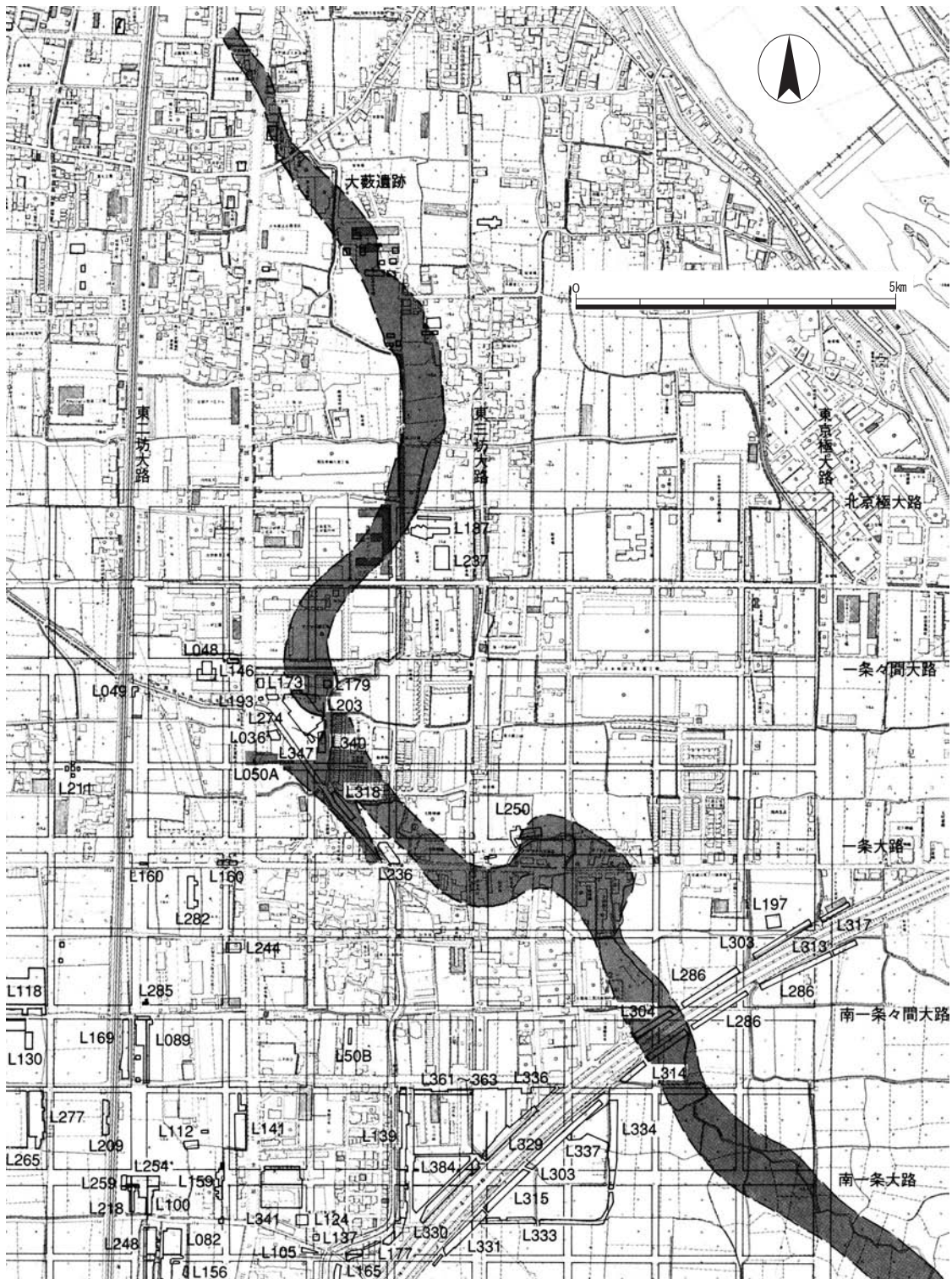


図23 左京第203次調査SD50流路の復原図(1:50,000)

対する意図も含まれていたと推定でき、左京四条三坊十坪で検出された東堀河と棧橋は重要な資料となっている。今後類似する遺構が各所で検出される可能性もある。

これまで材木の漕運に關係して河川交通を中心に述べてきたが、陸運に対しても視野に入れて考える必要がある。木簡二七には東廐で芻の刈り取りに従事する五名を書き上げた歴名があり、また、木簡五六六には「<sup>干</sup>馬とある。これは、馬が飼育されていたことを示している。大藪遺跡、木津川河床遺跡など近隣の遺跡では馬・牛骨が出土しており、その機能が問題になる。これまで河川で祭祀遺物と共伴する馬骨は、祭祀のために用いられたものと考えられてきた。しかし、すべてを祭祀で殺された動物と判断する必要はなく、交通など用途に使われた馬・牛の骨が

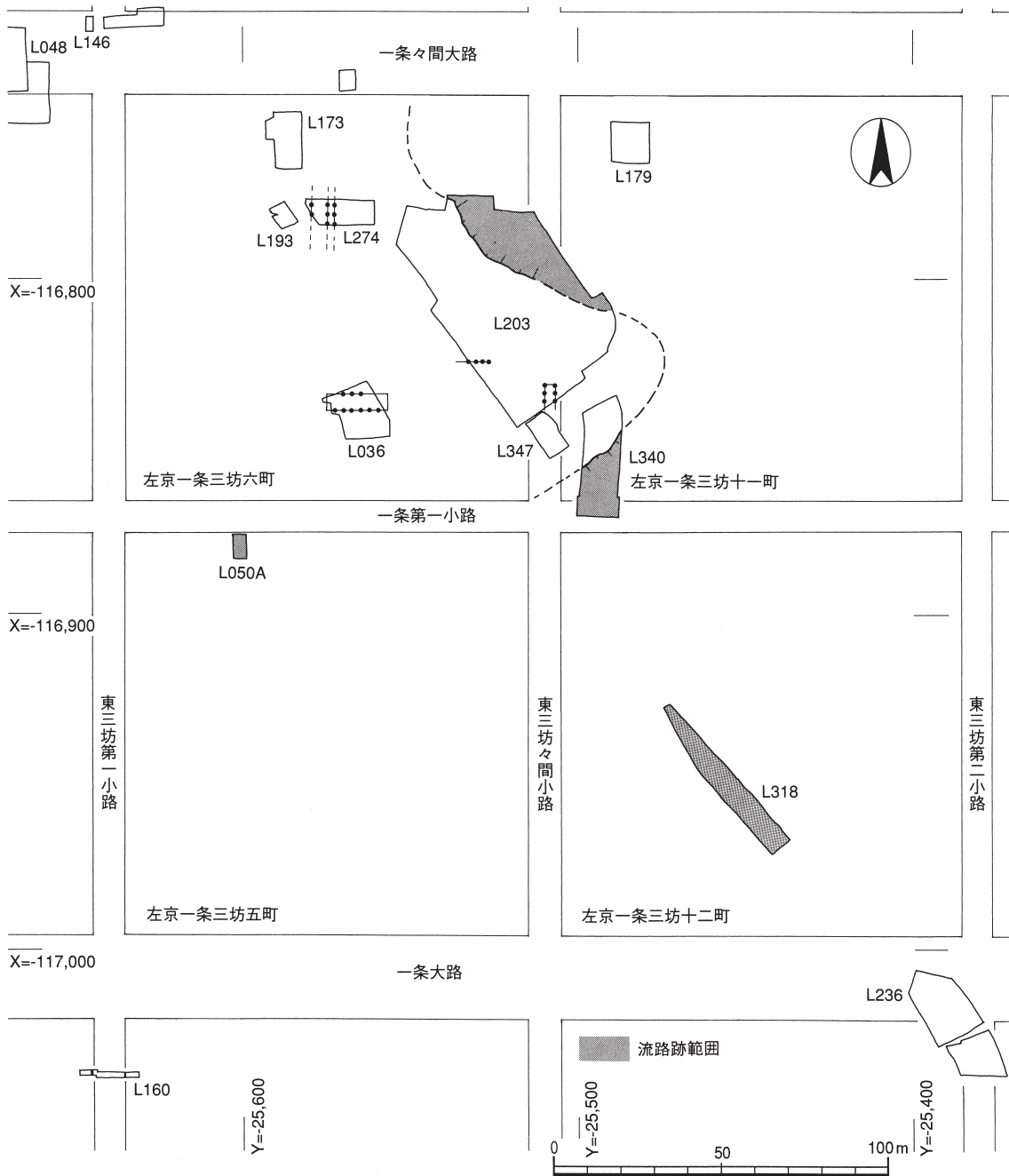


図24 左京第203次調査地と周辺の遺構配置図(1:2,000)

河川に廃棄された可能性も考慮する必要がある。<sup>註47</sup>

### ③ 京内の津

木簡の記載内容の検討などから、左京第二〇三次調査の自然流路SD五〇の西部に「兵衛府」に係る津の機能を有する施設の存在が明らかとなった。この京内に置かれた津をさきの官衙固有のものとして考える必要はなく、複数の官衙が流路の縁辺部を京内津として利用し、SD五〇の流路の上・下流を占地したことが予想される。この観点から周辺の遺構をみると、左京二七次調査<sup>註48</sup>で検出された南北五間、東西四間以上の総柱建物がSD五〇の東六〇mと近接し、注目される。この建物は倉庫と考えられ、単独で検出されているが、付近にこの種の建物が点でないし群集する状態で調査が進めば、漕運された物資の倉庫として、京内津の存在がより確実になる。

第二〇三次調査地点での建物遺構は、一棟、柵列一条と少ないが、空閑地が広がっている。その一部は窪みを整地しており、この空閑地が意味を持っていたと想定できる。ここは、木簡の記載内容などから、漕運された材木などの物資や、造営現場への物資などさまざまなものが一時的に蓄えられ、またその加工場として機能していた。

また、これと関連して考えられる遺物が数点出土している。木簡一五一は、全長八七mm、幅九mm前後、厚さは六mmで「浄人 浄 大歳大歳」と人名その他が書かれ、右側面には一寸間隔で三本の線が引いてある。文字があり、目盛りがあるものはこの一点であるが、これと同様の

ものが他に四点出土している。類例はみられないが、板材の厚さを測る物差として機能したものととらえることができる。奈良時代から平安時代前期の樽は平均的な厚さが四寸で、これをはかるにはやや短い、漕運された樽を現地で再加工し、薄い板材の作成には有効に機能する。

また、一〇cmほどの川蟹と長辺一五cmを越える鮑の殻が出土した。鮑は泉津での海産物の交易から考えると、淀川を漕上してきた船や筏に積まれた貢納品や交易品の一部としてみることができる。

この地点に津の機能を持つ施設が営まれた要因は、地理的には桂川から分流した二筋の流路の合流点にあたることとがあげられる。大規模な都城を短期間に造営するためには、河川交通に適し、また陸路との接点に津を設定し、多量の物資を輸送・分配する必要がある、長岡京の造営にあたって、宮域に近く、自然流路が合流するこの地が選ばれたのである。

#### 註

1 「奈良県月ヶ瀬村尾山代遺跡調査概報」『奈良県遺跡調査概報』

一九八五年度 奈良県立橿原考古学研究所 一九八七年

今尾文昭「奈良時代「柚」について―奈良・尾山代遺跡の検討―」『橿原考古学研究所論集』第九号 一九八八年

2 『大日本古文书』五・十五・十六・二十五卷 東京大学史料編纂所  
文書の錯簡は、左記の論文で正した。

福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」『奈良時代に於ける石山寺の造営』『日本建築史の研究』綜芸社 一九四三年

- 岡藤良敬「石山寺所関係文書の復原研究」『日本古代造営史料の復原研究』  
法政大学出版局 一九八五年
- 3 「造金堂所解案」『大日本古文书』十六・二五卷
- 4 『大日本古文书』五・十五・十六卷
- 5 「甲賀山作所告朔解」『大日本古文书』五卷 98～100 P  
大橋信弥氏は、石山寺造営の甲賀山作所は三雲山に置かれたとし、三雲川  
津も山頂から南二Kmほどの地点に推定する。
- 「甲賀山作所とその川津」『続日本紀研究』第二七八号 一九九二年
- 野洲川左岸の守山市二ノ畔遺跡では奈良時代から平安時代の掘立柱建物が  
多数検出されている。特に奈良時代後期の遺構群は、西部・南部には区画  
溝があり、その内部には掘立柱建物群が配置されている。中心建物は二間  
×八間の東西棟で、南北に庇が付く可能性もある。遺跡は、推定の東山道  
にも近接し、東山道の渡河点と野洲川の津の機能を複合的に持つ遺跡とも  
推定される。
- 『二ノ畔遺跡現地説明会資料』守山市教育委員会 一九九六年
- 6 「造石山院所解案」『大日本古文书』十六卷 201 P  
近世の桂川（大堰川）の筏流しでは、後述する日吉町天若遺跡のある天若  
から保津までの二五・五kmを九時間前後で漕運している。これは時間当た  
り三km前後になるが、雪解け水で増水する二月から三月は、時間当たり四  
kmになる。（青山淳二「生産と生業」『日吉ダム水没地区文化財調査報告書』  
日吉町 一九八八年 63～87 P）
- 7 「木工寮」『新訂増補国史大系 延喜式』吉川弘文館 一九八六年 793 P
- 8 「一車負材法」『大日本古文书』十五卷
- 9 竹井治雄「轍（わだち）論雑考」『京都府埋蔵文化財論集』第三集  
（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九六年  
『木器集成図録 近畿古代篇』奈良国立文化財研究所史料第二七冊 奈良国  
立文化財研究所 一九八五年  
「松ヶ崎天神縁起絵巻」「石山寺縁起絵巻」には、柱などを積んだ牛車が画  
かれており、荷台には柱が二本載る。
- 10 上村 武『棟梁も学ぶ木材の話』丸善株式会社 一九九四年
- 11 「高島山漕材注文」『大日本古文书』五卷 262 P
- 12 「甲賀山作所告朔解」『大日本古文书』五卷 102 P
- 13 註11
- 14 「国道九号バイパス関係遺跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要』  
一九七六～一九八〇 京都府教育委員会 一九七六～一九八〇年
- 15 畑中英二「滋賀県下における律令期須恵器生産の動向に関する検討」『紀要』  
第二号 滋賀県立安土城考古博物館 一九九四年
- 16 註1
- 17 「天若遺跡」『京都府遺跡調査報告書』第二〇冊（財）京都府埋蔵文化財調  
査研究センター 一九九四年
- 「天若遺跡」『京都府遺跡調査概報』第四二冊（財）京都府埋蔵文化財調査  
研究センター 一九九一年
- 18 「美里遺跡」『埋蔵文化財発掘調査概報』一九九五 京都府教育委員会  
一九九五年
- 19 「池尻遺跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第四八冊（財）京都府埋  
蔵文化財調査研究センター 一九九二年

- 20 「八木嶋遺跡」『京都府遺跡調査概報』第四六・第五六冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九一・九四年
- 21 「宮ノ口遺跡発掘調査現地説明会資料」園部町教育委員会 一九九四年
- 22 「大安寺伽藍縁起并流記資材帳」『大日本古文書』二卷 657 P
- 23 泉津やその材木の流通に関係した論文は多いが、ここでは木材関係の津に関連した論文を取り上げる。
- a 吉永 登「藤原の宮の役民の作れる歌」『近畿古文化論攷』橿原考古学研究所 一九六二年
- 松原弘宣「泉木屋所について」『続日本紀研究』第一八六号 一九七六年
- 田中 仁「泉津および泉木屋所と律令制下の材木交易」『京都地域史の研究』秋山國三先生追悼会編 一九七九年
- 24 「木津遺跡第二次発掘調査概報」『木津町埋蔵文化財調査報告書』四 木津町教育委員会 一九八一年
- 25 「八後遺跡 恭仁宮跡（作り道）発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』二八冊（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九八八年
- 26 高橋美久二「相楽郡条里と泉津」『京都府埋蔵文化財論集』第三集（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九六年
- 27 高橋美久二「平安京の外港淀津付近採集の古瓦」『京都考古』第一八号 京都考古刊行会 一九七五年
- 高橋美久二「長岡京へ運び損なった瓦―木津川底採集の平城宮瓦―」『京都考古』第一七号 京都考古刊行会 一九七五年
- 28 八賀 晋「古代都城の占地について―その地形的環境―」『学叢』1 一九七九年
- 29 『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市 一九七四年
- 30 『平城京左京四条三坊十坪の調査 第三一四次』『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成六年度 奈良市教育委員会
- 31 『平城京東市跡推定地の調査一〇・第一二次発掘調査概報』奈良市教育委員会 一九九二年
- 32 「長岡京跡右京第一〇四次（7ANOND地区）調査概要」『長岡京市埋蔵文化財調査報告書 第一集』（財）長岡京市埋蔵文化財センター 一九八四年
- 33 「長岡京跡左京第三五三次調査概要」『京都府遺跡調査概報』第六九冊 京都府埋蔵文化財調査研究センター 一九九六年
- 34 「山城国桂川用水差函案」『東寺百合文書』ツ函三四一 京都府立総合資料館「桂徳大寺遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和五九年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八七年
- 35 井上満郎「葛野大堰と賀茂改修」『古代文化』第二三卷一号 一九七一年
- 36 「松室遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和五八・五九年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八五・八七年
- 37 表八の関係文献は註の最後に一括する。
- 38 東堀川小路の調査は部分的に行われているが、堀川と路面の関係は究明できていない。『一遍上人絵伝』によると、京都の堀川の筏は四連で、一連八枚の一重に描かれている。また、滋賀県の大津、関寺近くの浜辺には琵琶湖を輸送された板材が正方形に三箇所に積まれた情景が描かれている。
- 『一遍上人絵伝』日本の絵巻二〇 中央公論社 一九八八年

- 西堀川小路の調査は数箇所で行われ、平安京右京五条二坊の調査では堀川と東側路面が検出されている。
- 「平安京跡発掘調査 平安京右京五条二坊」『平安京跡発掘調査報告』昭和五五年度 京都市埋蔵文化財調査センター 一九八一年
- 39 「平安京右京三条二坊2」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成元年度  
（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九四年
- 40 a 「平安京右京八条二坊・西市跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成元年度 京都市埋蔵文化財研究所 一九九四年  
b 「平安京左京八条三坊2」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成六年度  
（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九六年
- 41 「平安京右京三条二坊」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六一年度  
（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八九年
- 42 註40 b
- 43 a 橋本清一「長岡京跡第九八次発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要』一九八〇 第二分冊 京都府教育委員会 一九八〇年  
b 中塚 良「付載 京都盆地西縁・小畑川扇状地の微地形分析―長岡京左京 四条二坊（長岡京左京第二四二次調査地）を例にして―」『京都市埋蔵文化財調査概要』第四七冊（財）京都市埋蔵文化財調査研究センター 一九九二年
- 44 註37。大藪遺跡第一次・二次調査。また、第四次調査として第一次調査の西部で実施した調査では、西肩と護岸の杭列を検出し、西肩から投棄された万年通宝やミニチュアの銅鏡が出土している（未報告）。
- 45 「名神高速道路関係遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』第六一冊（財）京都市埋蔵文化財調査研究センター 一九九五年
- 46 a 中山修一「長岡京から平安京へ―交通と地形」『都城』日本古代文化の探求 一九七六年  
b 高橋美久二「都城の交通路」『古代交通の歴史地理』大明堂一九九五年
- 47 木津川に架かる御幸橋の下流一〇〇m地点で多量の獣骨が出土している。水流で包含層が削られたため、時代などは不明であるが、古代の山崎橋の近くであり、調査が必要な地点である。
- 「淀川・木津川の採集遺物」『中近世土器の基礎研究九 中世前期の流通―瀬戸内淀川水系を中心に―』日本中世土器研究会 一九九三年  
佐々木虔一「伊場遺跡と馬―「馬主」木簡の意義」『伊場木簡の研究』一九八一年
- 48 「長岡京左京一条三坊・大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』平成元年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九四年

## 表八関係文献

- 1 註36
- 2 「大藪遺跡発掘調査報告」一九七二 六勝寺研究会 一九七三年  
「大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六〇年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九八八年  
「大藪遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六二年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九一年
- 3 「長岡京跡第一九六次（七AN二G地区）（北辺官衙（南部）大蔵）発掘



- 調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第二四集 向日市教育委員会  
一九八八年
- 4 「長岡京左京一条三坊・戌亥遺跡」『京都市埋蔵文化財調査概要』昭和六三年度（財）京都市埋蔵文化財研究所 一九九三年
- 5 「長岡京跡左京第一八五次（七ANDKG・五地区）」左京南一条二坊九・十町、石田遺跡」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第三〇集（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九九〇年
- 6 「長岡京跡左京第一二二次（七ANEUK地区）」左京南一条三坊四町、鶏冠井遺跡」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第二七集（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九八九年
- 7 「長岡京跡左京第二九〇次（発掘調査概要）」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第三八集（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九九五年
- 8 「長岡京跡左京第三〇五次（発掘調査概要）」『向日市埋蔵文化財調査報告書』第三八集（財）向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 一九九五年
- 9 「長岡京跡左京第八八次（七ANFOT・六地区）」左京三条二坊十二町」『発掘調査概要』『向日市埋蔵文化財調査報告書』第一〇集 向日市教育委員会 一九八三年
- 10 『水垂遺跡 長岡京左京六・七条三坊』（財）京都市埋蔵文化財研究所調査報告第一七冊（近刊）
- 11 「長岡京跡右京第一〇二次（七ANNMK地区）」調査概要」『長岡京市埋蔵文化財調査報告書』第一集（財）長岡京市埋蔵文化財センター
- 12 一九八四年  
註29
- 13 『平城宮発掘調査報告』六 奈良国立文化財研究所学報第三二冊 奈良国立文化財研究所 一九七五年
- 14 註30
- 15 「平城京左京四条一坊十・十一坪（東一坊坊間路）」の調査 第三四四次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成八年度 一九九七年
- 16 「平城京左京五条一坊十五坪・東一坊大路の調査 第三一六次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成六年度 一九九五年
- 17 「左京七条一坊十六坪の調査」『平城宮跡発掘調査部発掘調査概要』一九九四年 奈良国立文化財研究所
- 18 『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』奈良国立文化財研究所 一九八四年

### 三 木簡・削屑の保存処理方法と問題点

#### I はじめに

近年、わが国においては全国各地で木簡やその削屑、柿経などが多量に出土しているが、まだ有効な保存処理方法が確立していないとの認識によるためか、未処理のまま水漬け保管している機関が多いと聞く。しかしながら、水漬け保管については定期的な水の取り替え、それに伴う人件費の負担、水替えによる脆弱遺物の損傷など、解決すべき点が多いと思われる。

木簡の保存処理方法についてはすでに、平城宮跡出土の木簡をはじめ各地の木簡について経験が蓄積されている。他方、削屑については、従来より木材組織の顕微鏡標本を作製する方法が応用されているが、この方法によると削屑一点一点を溶剤置換した上、ガラス板に樹脂で封入するといったもので、きわめて作業効率が悪く、しかも保管の上からもかなりの収納場所が必要となるなど、保存処理方法に多くの改善の余地があるものと考えられる。<sup>註1</sup>

左京一条三坊（第二〇三次調査）の調査では多数の木簡と削屑が出土した。この木簡は数量が多いことから、作業効率がよく、しかも処理後の取り扱いや保管が簡易な、従来の処理方法を改良した保存処理方法の

開発を試みた。その方法として、近年開発された高級アルコール法<sup>註2</sup>を採用し、従来より行われている処理方法に工夫を加え、木簡数百点と削屑数千点を約半年間で保存処理を終えることができた。

今行行った木簡や削屑を短期間で多量に保存処理する方法は、これまでに行われてきた方法と比較して非常に作業効率がよく、全国各地の未処理のまま保管されている木簡類の保存処理の指針となるものと思われる。以下、その処理方法と作業方法、現段階における問題点などについて述べる。

#### II 保存処理前の木簡の水漬け保管の問題点

木簡は出土後通常水漬け保管されているが、それらが貴重な遺物であることから、過去においては水漬け中の防腐剤としてホルマリンが用いられたことがあった。しかしながら、ホルマリンは人体に有害であり、現在ではホルマリンに代わってほう酸・ほう砂の水溶液が添加されることが多いようである。ただしこの場合にも、高濃度で用いていたために貴重な木簡の木材表面が溶け、資料価値を大きく減じている例を筆者は各地で見聞している。

現在ではほう酸・ほう砂をわざわざ調査しなくとも、現場で利用可能な抗菌剤が市販されている。したがって、それらを有効利用することにより、木簡だけでなく出土木材全般について長期間使用しても木材への損傷が少ない薬品類の選択が可能となっているので、現場においてそれ

ら取り扱いの簡易な薬剤を積極的に利用することを切望する。<sup>註3</sup>

次に、木簡を長期間水漬け保管しておく、文字の墨が薄れることがある。はなはだしい時には文字が完全に消えることもある点に注意する必要がある。<sup>註4</sup>

以上、出土後の木簡を長期にわたって水漬け保管することは、たとえ抗菌剤の助けを借りて長期間の水漬け保管が可能であっても、木材の劣化や墨痕が消える問題など、人為的劣化が避けられないことを認識すべきである。

### III 従来の出土木簡の保存処理方法

これまでわが国において行われてきた木簡の保存処理方法は、木簡だけを対象としたものでなく、出土木材全般に付いて行っている保存処理方法を木簡に適用したものである。出土木材の保存処理の基本は、長期間にわたって土中であつた木材はセルロースが溶出して木材組織が脆弱になっており、それを合成樹脂で補強することにある。その方法として、合成樹脂の種類や含浸の方法を工夫しているのが現状なのである。

以下、わが国においてこれまでに実際に行われてきた木簡の保存処理方法を略述し、それらの長所と短所を整理し、多数の木簡や削屑を短期間に効率的に保存処理するためにどのような方法が有効であるのか検討した。

#### ① PEG（ポリエチレングリコール）含浸処理法



写真5 処理前の木簡と処理後の木簡（内側が処理後）

出土木材の保存処理方法がわが国に本格的に導入されて二〇年以上が経過した。<sup>註5</sup>この間、もともと広く普及しているのが高分子化合物のポリエチレングリコール（以下PEGと略す）を出土木材に含浸して出土木材中の水分をPEGに完全に置換するいわゆるPEG含浸処理法<sup>註6</sup>である。

この方法の長所は、木材の樹種に関係なく、一定期間の含浸によって一定の寸法安定性が得られることにある。含浸期間中は濃度管理以外に特別な操作をほとんど必要としないことから、わが国において広く普及

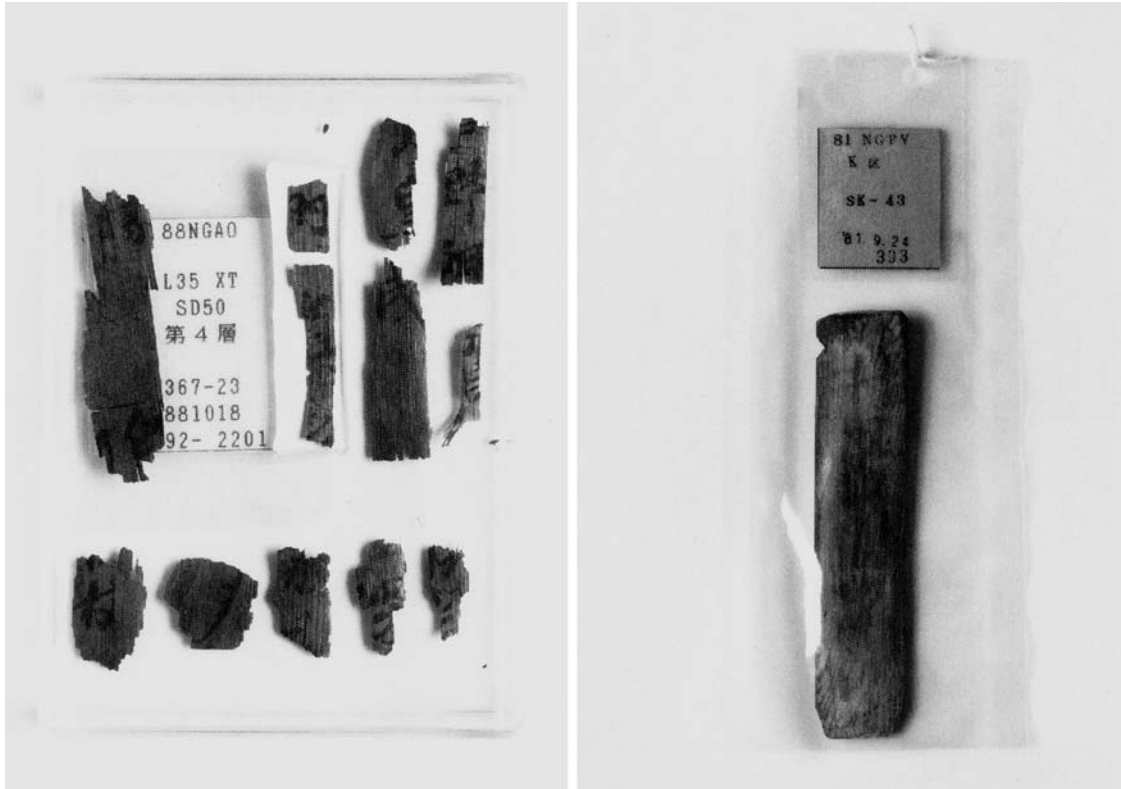
した。この方法の短所として、含浸期間が非常に長いこと、保存処理後、表面のPEGを洗い流しても全体に黒ずんでしまい、文字の判読が困難になることがあること、吸湿性があるため保管のために乾燥条件下に置く必要があることなどがある。以上から、この方法は出土木材の保存処理としては建築材や井戸枿材などの大型の木製品の保存処理に向いており、木簡や削屑のように、処理後においても細部までの観察が必要となる遺物には適切でないと判断した。

② 凍結真空乾燥法<sup>註7)</sup>

この方法は、PEG処理方法が長期間を要することの短所を補う目的で、木材中の水分を溶媒としてターシャリブタノールに置き換え、そこにPEGを溶融し、最終的にPEGの約六〇wt%溶液とし、含浸後に凍結真空乾燥して溶媒を除去する方法である。この方法では、PEG処理法よりも処理期間の短縮が可能となる。また、処理工程でアルコールに置換後加温するため、木材表面が漂白され、文字が鮮明に表出する傾向がある。以上はこの方法の長所といえる。ただし、処理期間によるものか、処理を通じて木材の表面がかなり黄ばんでしまい、木材本来の自然な色に仕上がらないことが多いようである。この方法ではアルコールを用いるため、専用の処理室、人体に対する健康の配慮も必要となる。以上は、この方法の短所といえる。

③ アルコール・キシレン樹脂法<sup>註8)</sup>

この方法は、アルコール・エーテル法を改良したもので、木材中の水



削屑 スチロール容器

木簡 ポリエチレン袋

写真6 処理後の木簡と削屑の収納容器

分をアルコールに置換し、さらに表面張力が比較的小さいキシレンに置換し、天然樹脂のダンマル樹脂その他を混合するものである。この方法では加温せずに保存処理が可能で、含浸期間が比較的短いことが長所としてあげられる。一方、短所は、含浸した天然樹脂類が木材組織の強化に長期間にわたって耐えるかどうか不安が残る点である。さらに、溶剤を用いるため、専用の処理室が必要なこと、人体への健康上の配慮が必要なこと、などが短所となる。

以上の他、近年になって、従来用いられてきたPEGと比較して分子量が約一〇分の一程度の高級アルコールや脂肪酸エステル法<sup>註9</sup>、糖アルコール法<sup>註10</sup>などが新しい含浸処理法として開発されている。以下では、そうした中で、開発後さまざまな遺物に対して処理の実績のあがっている高級アルコール法によって行った木簡とその削屑の保存処理の結果について述べる。

#### IV 木簡および削屑の保存処理の実施

木簡二五〇点以上と、三四〇〇点以上の削屑を早急に保存処理し、かつそれらを有効利用するため、保存処理方法として期間が短く、かつ処理後の保管が容易で高湿の梅雨時にも湿度の影響をほとんど配慮する必要のない高級アルコール法を優先した。この処理法を選択した理由は、本来同一素材である木簡とその削屑を将来も同一条件下で保管し、かつ展示に供することを前提とし、保存処理方法

を考えたものである。

木簡の保存処理については連結真空乾燥法によってすでに保存処理実績があがっている。削屑についてはこれまで短期間に多数の点数を処理する保存処理方法が日本において確立していないとの認識のもとに、多数の削屑を短期間に取り扱える方法を工夫した。

そこで、これまで行われてきた保存処理法を踏まえ、原則的には凍結真空乾燥法により、従来の処理法よりもさらに保存処理期間を短縮することを目的として、高分子化合物のPEGに変え、低分子の高級アルコール（ステアリアルアルコール）を採用することにして処理期間の短縮をはかった。

同時に、削屑は非常に薄く、かつ脆弱であることから、取り扱いには含浸する樹脂の粘度が低く、水と同様に扱えることが要求される。高級アルコールはそれら脆弱遺物の取り扱いについても要求を満たすものであった。

以上、木簡と削屑を保存処理する場合に両者の保存処理の作業効率と、処理後の保管の容易さの条件を満たすことにより、処理後に生じうる予期せぬさまざまな問題にも一定の対処が可能であろうと思われた。

実際の保存処理で工夫したことは、木簡の保存処理については従来の方法に依拠しながら、多数の木簡をできるだけ効率的に保存処理する方法を工夫することであり、削屑の保存処理方法については新たな処理方法を考案することの二点であった。そのために行った方法は以下の通り

である。

### ① 木簡の保存処理

#### 1 木簡を市販のポリエチレンフィルムに収納。

多数の木簡を効率よく保存処理するため、大きささまざまな大きさの木簡を個別に取り扱うのではなく、市販のポリエチレンチューブにドリルで直径6mmの穴を等間隔に開け、そこにシール機を利用して袋に木簡一点ずつに区切りながら約五点を単位として収納した。以後の処理においては含浸終了まで、木簡に直接手を触れることなく、ポリエチレンチューブの袋毎作業が進行し、二五〇点以上の木簡の点数を実質的な取り扱い作業として約五分の一で済ますことができ、実質的な省力化をはかった。

#### 2 メタノールに置換（液を一週間に三回交換して脱水終了）

高級アルコールを含浸するためには水分を含んだ木材に高級アルコールを直接含浸できないため、水漬けの状態からメタノールに置換する必要があった。そこで①で準備した木簡を収納したポリエチレンチューブの袋をプラスチック容器（約一〇リットル入り）の半分程度まで収納し、最初からメタノール九〇%液に漬け、数日おきにメタノールを三回ないし四回交換することで置換を行った。メタノールに完全置換したことの確認にはプラスチック容器内のメタノールを採取し、そこにキシレンを滴下して白濁の有無により白濁せずにキシレンがメタノールに速やかに溶け込んだ状態を置換の終了とした。

#### 3 ターシャリブタノールに置換（液を一週間に二回交換）

2の終了後、メタノールからさらにターシャリブタノールに置換した。ターシャリブタノールは二五℃以下では凝固しているため、稼働中のPEG含浸槽の棚の上で加温した。ターシャリブタノールを二回交換し、メタノールをできるだけ除去した。

#### 4 高級アルコール含浸（六〇wt%で一週間）

3の終了後、ターシャリブタノールに高級アルコール（ステアリアルアルコール）を六〇wt%溶かし込んだ溶液をあらかじめ準備し、そこに3の木簡を約一週間含浸した。

#### 5 凍結真空乾燥（乾燥三日間）

4の終了後、凍結真空乾燥機（東京理化）の棚温度をマイナス三〇度に設定し、三日間乾燥を行った。

#### 6 木簡表面に付着した高級アルコールを除去

凍結乾燥によって乾燥機から取出した後、木簡の表面にはまばらに高級アルコールが付着しているため、表面の高級アルコールを加温して除去した。

### ② 削屑の保存処理

削屑の保存処理方法も基本的には高級アルコールを用いているので同じ工程を経ているが、細部にわずかながら違いがあることからその点を中心に説明する。

#### 1 削屑をあらかじめ穴を開けたポリエチレンフィルムに収納

削屑は非常に薄く、かつ脆弱であり、取り扱いには細心の注意が必要

であったが、個々の削屑は厚さや大きさ、形状が違うので、削屑を個別に扱うことは膨大な労力を必要とすると思われた。そこで、実際の保存処理では、削屑を整理時に取り扱った単位のまま保存処理することを考えた。その方法として、市販の薄いポリエチレンの袋（発掘現場で使用している遺物袋）に千枚通しで多数の穴を開け、そこに不織布を支持台にして整理時の点数を単位として約二〇点程度の削屑を収納し、袋の端部をシール機でシールした。以後の取り扱いはすべてポリエチレンの袋を単位とし、含浸作業終了まで削屑に直接手を触れなかったのは木簡の扱いと同様であった。この方法によって、三千点以上の削屑は、実質的な取り扱いにおいて遺物袋を約一〇〇袋取り扱っただけとなり、木簡と同様に作業の効率化をはかることができた。

2 から5までの工程は木簡と基本的に同じであり省略するが、各工程とも、削屑は木簡と比較して非常に薄く、メタノールによる脱水と高級アルコールの含浸期間は、すべて木簡のそれよりも期間が短縮できた。

#### 6 表面処理。

基本的に木簡と同様に取り扱ったので省略する。

#### ③ 保存処理後の保管と問題点

木簡と削屑を短期間に同一の保存処理法で処理したが、処理後の保管方法について触れておきたい。それは、凍結真空乾燥の工程において溶媒としてターシャリブタノールを用いたが、乾燥時間については各機関によって経験的に設定されてきた。今回の乾燥においても、溶媒を完全

に除去できていないことが処理後半年後を経て明らかとなった。それは、凍結乾燥後の木簡を積層フィルムで真空パックして保管しておいた結果、夏になって三〇度を越える室内に放置した所、一部の木簡においてフィルム内で溶媒のターシャリブタノールが液化してきたことで判明した。これは三日間の凍結乾燥では木簡の大きさや厚さによっては乾燥が不十分であったことを示している。また、中には若干の収縮を生じたものもあった。

凍結乾燥法では過度の乾燥を行うと木材の表面が荒れることがあることから、そのような点を考慮すると、凍結乾燥後すぐに密封するのではなく、乾燥後も溶媒の蒸発が進行するような環境に保管することが望ましかったと思われる。

## 註

- 1 沢田正昭「考古資料保存の科学的研究一」『奈良国立文化財研究所研究論集』  
一 奈良国立文化財研究所 一九七三年
- 2 岡田文男・沢田正昭・肥塚隆保・吉田秀男「高級アルコール法による出土  
木材の保存処理」古文化財の科学三七 古文化財科学研究会 一九九二年
- 3 岡田文男・谷内暉「オレイルジヒドロキシエチルベンジルアンモニウムク  
ロライドによる出土木材の生物劣化抑止効果について」文化財保存修復学  
会 第一九回大会講演要旨集 一九九七年
- 4 奈良・平安時代の墨痕が短期間で消える例は比較的少ないようであるが、  
中世・近世の木簡では出土後一年以内に墨痕がほとんど消失する例をし  
ば経験している。おそらく、膠の質が影響しているのであろう。
- 5 増沢文武・西山要一「出土木製品のPEG含浸処理に関する実験Ⅱ」保存  
科学研究室紀要三 元興寺仏教民俗資料研究所 一九七四年
- 6 日本では、出土木材を水溶液に含浸しながら、最終的にPEG一〇〇%に  
置き換える方法をとっているが、外国ではPEG濃度をそこまであげない  
ことが多い。
- 7 註1
- 8 松田隆嗣「アルコール・エーテル樹脂法の応用」保存科学研究室紀要六  
元興寺仏教民俗資料研究所 一九七七年
- 9 井上美智子・植田直見・川本耕三「脂肪酸エステル法による出土木材の保  
存処理実験報告」日本文化財科学会第一四回大会研究発表要旨集  
一九九七年

10 今津節夫「糖アルコール含浸法による保存処理の実例」文化財保存修復学  
会第一八回講演要旨集 一九九六年



## 四 まとめ

京都市埋蔵文化財研究所が昭和五十一年（一九七六）十一月から平成八年（一九九六）三月までの二〇年間に長岡京に關係して実施した発掘調査は六四件を数える。なかには、本書に掲載した外環状線建設に伴う調査、水垂処分地の調査のように、いくつもの重要な成果がある。このうち、木簡の出土した調査例は十一例（表一）と多くないが、総数は三八六〇点（三四八三点は削屑）を数える。長岡京全域では、八〇箇所を越える地点で木簡が出土しているが、その多くが数点の出土で、一〇点以上を出土する地点は九地点と限られる。また、削屑を数十点出土する地点は、二〇三次調査を加えても三箇所と少ない。このことから、第二〇三次調査で出土した木簡群の特徴は点数の多さ、特に削屑が多いことである。

以下、本報告書の大半の木簡を出土した第二〇三次調査に関する考察を要約し、まとめとする。

**木簡群の性格** 木簡群には、①官司名・官職名・位階名・氏族名、②施設名・機関名・組織名、③職務に関する事柄が記載されている。①には「中務省」「太政官」などの記載も少数あるが、多くは在京の武官司である「兵衛府」に關係したものである。これに官職名・氏族名を加味して内容を検討したが、ここでも「兵衛府」に關係したものが大半で、一部に中務省に關したものが含まれる。さらに②をみると、東南門・東廡・

曹司などと、酒人内親王所や葛野府所、春日所と読める一群がある。墨書土器も加味して考えると曹司とその官人の存在は確実になる。

これらに加え③の職務に關するものがある。樽木簡は、某衛府Ⅱ兵衛府か、の管下で当地にある施設から本府の兵衛府に造営用の樽を進上する際に作成したものであることがわかり、朱書きで受け取りの担当者が書き込みをしていることから、先の推定が補強される。また、進物木簡には「穿」「鑿」などの作業が書かれ、材木に加工を施し、また樽を長押に加工するなど、製品も当地で作っていた。このように、ここでは兵衛府に樽などの木材を進上し、また一部は長押などの製品に加工する作業場所、木屋があり、それらに關係した事務機関が置かれていた。加えて、近衛府や中務省、酒人内親王などに対しても同様の機能を持つ施設が併存した可能性がある。

**遺跡の性格** この木簡群は、幅が五〇m前後と推定できる自然流路から出土した。流路は桂川の分流と考えられ、その分岐点は桂川が峡谷部から出て二kmほど下流の地点である。調査地点の南では西側を流れた流路と先の流路が合流していたことが、旧流路の判読などからわかり、宮に近いことと合わせ、水上交通の要衝の地であった。また、大藪遺跡の祭祀遺物を、橋の近隣で使われたものと考ええると、道路にも近接していることになる。長岡京の造営は前後の二時期に分かれ、前記の造営は延暦三年（七八四）から五年（七八六）にかけて、主として官衙域は難波宮の資材を使って造営したことが明らかとなっている。第二〇三次調査

地点は長岡京の東北隅に近いが、現在の河川と調査で検出した流路のレベルをみると、当時の桂川・宇治川・木津川の水面レベルが現在よりも低いことを加味しても、その差は5m前後であり、大きな労力を使わずに、淀川からの物資も筏や船で漕上することができた。類似の遺跡は長岡京の要地に分布していることが予想されるが、北部の主要な津としての機能を当該地周辺が持っていたことは明らかであろう。

**保存処理について** 報告書に掲載した木簡は数点を除き保存処理が行われた。第二〇三次調査以前の木簡はPEGで処理され、第二〇三次調査で出土したものは、高級アルコール法で行われた。したがって、形状や積文の観察は水漬けの状態と比べ、日常的に身近な所で行うことができ、その取り扱いも格段に容易であった。この方法は、短期間で作業が完了したこと、文字の消えることが少なかったこと、など多くの利点があった。しかし、取り上げ・洗浄時に分断され細片になった削屑が、処理によりさらに微細片になったものもあり、保存処理により文字が鮮明になったものの再写真など、接合作業に多大の時間を要した。

**最後に** 現場作業が円滑に行えたのには次ぎの条件があった。試掘で砂礫層の流路埋土を検出したため、過去に周辺で行われた調査例からして湧水で調査の続行が危ぶまれたが、幸いなことに地下貯水タンク建設に伴う調査のために、工事範囲の全面に止水壁が作られていた。このため、その中の礫層に含まれた水を抜けば外部からの湧水への対処は必要がなく、完全に木簡の取り上げと流路の完掘を行うことができた。

発掘調査は、試掘を経て本調査になることが大半であるが、試掘の所見が流路・沼地・池などで調査にならないことが間々ある。多くの調査成果が示すようにこれらの遺構には、木質遺物が残存し、時に木簡が出土することもある。その史料が遺構と相まって遺跡の性格を決め、豊かな歴史像、地域史を語る資料となることが多く、今後注意して調査に望むことが求められる。

木簡が発見されてから、現場、整理、報告書の作成過程で多くの関係者から有形無形の協力を得た。調査現場では作業の終了後に木簡・削屑を洗い、赤外線ビデオカメラで積文の作成作業を行った。「酒人内親王所」「神王」など『日本古代人名辞典』に掲載の人名が確認される度に、モニターの周りでは溜息が漏れた。平成元年（一九八九）二月には二〇〇箱を越える未洗浄の削屑や木器に大きな期待をし、かつその洗浄方法を模索しながら現場作業を終えることができた。

その後、木簡・削屑の洗浄、積文作成の研究会、報告書の作成と、一通りの過程を経てようやく本書を上梓することができたが、作業の中断などもあり、昭和六三年（一九八八）夏に調査を開始してから九年を越える月日が経過した。この間、長岡京に関係して多くの教示を受けた木村捷三郎氏、福山敏男氏、中山修一氏が故人になられた。また、刊行を待たれた関係各位に対し、報告書の作成が遅れたことをお詫びする。なお、木簡の報告書であるため、積文作成に関った方々のお名前だけを掲げ、その他の関係者や御教示をいただいた各位のお名前は省略させていただきます。

第四章  
積  
文

# 凡例

- 一 積文の記載形式などは、奈良国立文化財研究所の『平城宮木簡』に準拠し、以下のように表した。
- 二 積文の漢字は常用字体を用いたが、「廣」「當」「廳」「縣」「國」などについては正字体を使用し、異体字は「舩」「京」に用いた。
- 三 積文下段のアラビア数字は、木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下に三桁で木簡の型式番号を示した。ただし、削屑は（-）を省いた。
- 四 積文に加えた符号は次の通りである。
  - < 木簡の上端あるいは下端に切り込みのあることを示す。
  - 木簡に穿孔のある場所を示す。
  - 欠損文字のうち字数の確認できるもの。
  - 欠損文字のうち字数の数えられないもの。
  - 『 』 異筆・追筆の文字を示す。
  - ） 合点を示す。
  - 〔 〕 校訂に関する註で、本文に置き換えるべき文字を含む場合。原則として積文の右傍に付す。
  - （ ） 右以外の校訂註および説明註を示す。
  - 〔 × 〕 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正個所の左傍に、「・」を付し、原字を右傍に示した。
- カ 編者が加えた註で疑問の残るものを示す。

- マ、 文字に疑問はないが意味の通じ難いものを示す。
- 五 木簡の形態を型式番号で示す。本報告には以下の一型式がある。

- 011 型式 短冊型。
- 019 型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。
- 031 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。
- 032 型式 長方形の材の一端の左右の切り込みを入れたもの。
- 039 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明なもの。
- 051 型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
- 059 型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明なもの。
- 061 型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。
- 065 型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。
- 081 型式 折損、腐蝕その他によって、原形の判明しないもの。
- 091 型式 削屑。

- 六 写真図版中の横材の木簡には番号の下にアンダーラインを引き示した。

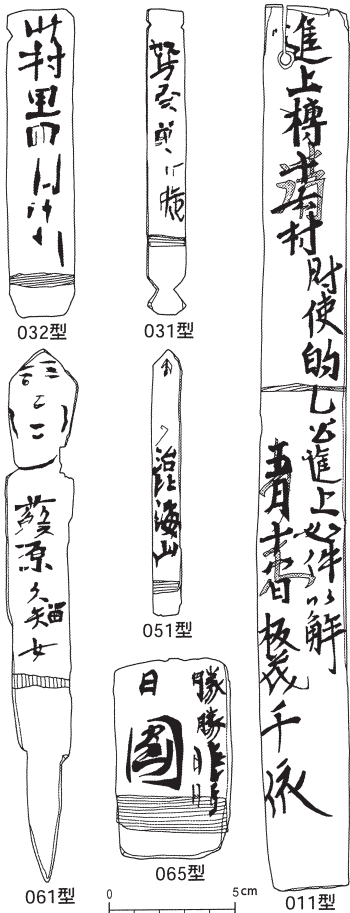


図 25 木簡の形態分類

## 左京第五〇A次調査

一  
□<sup>〔百カ〕</sup>二百

上端は折れ、下端は刀子で方形に切断する。右側面は破損する。

(不明) 081 板目

## 左京第七六次調査

二  
・白□□法<sup>〔印カ〕</sup>□□□

・八月六日

109 × 170 × 5 051 板目

完存。上端は方形で両面から刀子で傷を付けて折り、下端は山形に削る。表・裏面、側面は削り調整を行う。全体に腐蝕が進み、微細な穴が空く。

三  
・<知額田部庭虫

・<山村里四月十八日

123 × 27 × 7 032 板目

完存。上端は裏面から刀子で傷を付けて折り、その後には右側だけ切り込みを入れる。上部と右側は七mmと厚いが、下半部の左側は薄く一mm前後である。下端も刀子で傷を付けて折る。表・裏面と側面は削り調整を行う。『和名抄』によると、山村里は大和国添上郡、尾張国春部郡、近江国甲賀郡にある。

## 左京第九三次調査

## 四

- ・ □□□□□□<sup>〔財カ〕</sup>
  - 符便添上郡□
  - ・ □合銭一貫二百文 右銭限□
- (310) × (32) × 8 081 板目

上端は裏面から刀子で傷を付けて折り、下端は破損する。表・裏面は削り調整が明瞭であるが、各側面は割面を削り調整したか不明。各面とも腐蝕が進み、上端の左側面は破損する。銭の貸借あるいは進納に関する文書か。添上郡は大和国添上郡。

## 五

- ・ 謹啓 欲□□□
  - ・ □□□ □□進□銭期
- (171) × (26) × 8 019 板目

上端は表・裏面から刀子を入れて折り、下端は破損する。左側面は割り面。表裏と右側面は削るが、共に腐蝕が進み、表の下部は割れ、剥がれた部分がある。銭の進納に関する啓状。四と一連のものか。

## 六

- <sup>〔共カ〕</sup>六十二□□
- (77) × 21 × 4 031 板目

上・下端共に切り込みを入れるが、下端は切り込みの下半から折れる。上端は表・裏の両面から刀子で傷を付けて折る。表・裏面と側面は削り調整を行う。表面は腐蝕が進んでいる。

## 七

- ・ 刑マ酒力自女<sup>〔刀〕</sup>
  - ・ □□□□□□
- 131 × 18 × 3 051 板目

完存。上端は刀子を入れて折る。表・裏面と側面は削り調整を行う。

左京第一三九次調査

八

・ □□□ 我林延志 虫□

・ □□

(191) × (17) × 9 081 板目

上端は半月形に削るが、下端は破損する。表面と側面は丁寧削るが、裏面は粗い。

左京第一四〇次調査

九

・ □富富 □

・ □□□□□□□□ □□

(179) × 23 × 4 081 板目

上端は折れ、下端は表面から刀子を入れて折る。表・裏面と各側面は削り調整する。表裏天地を逆にして文字を書く。表に「富」、裏に「口」の字を続けて書くのは呪句であろうか。

一〇

・ □□□□□□□□ (右側面)

・ 卅五 四九卅六 三九卅七 二九十八 (表面)

・ □□□□□□□□ (八七五十六カ) 七、卅九 (左側面)

・ □□□□□□□□ (四六カ) 卅四 三六十八 (裏面)

(258) × (20) × 15 059 板目・板目

上端は破損し、下端は山形に尖らず。表面・裏面は削り調整するが、右側面の上部はささくれ、文字が不明である。厚さ〇・五cmの板二枚に割れた状態で出土した。板材の表裏、左右の四面に九九を書く。表面には九の段、左側面には七の段、裏面には六の段を記すが、右側面は墨痕のみ確認でき判読できない。

## 左京第一六四次調査

一一 <地子米川□ (70) × 17 × 5 039 柾目

頭部の両側面に両側から切り込みを入れる。下端は破損する。地子米の荷札。長岡京跡では多数の地子米の荷札が出土している(向日市教育委員会『長岡京木簡 一 解説』)。それらの書式は多様であるが、いずれも冒頭に貢進主体(国郡名)を記し、本簡や一二のように品目(地子米)から直ちに書き始める例はみられない。また品目に続けてその数量を記すのが普通であるが、本簡では数量を記していない。「川□」は地子米の貢進主体か。

一二 <地子米五斗 92 × 21 × 2 032 柾目

ほぼ完存。頭部の両側面に切り込みを入れ、頭部を細く作る。下端は山形に尖らず。地子米の荷札。

一三 <□□□十口 (120) × 26 × 7 039 柾目

上端は、両側面に切り込みを入れるが、下端は破損する。

十四 <sup>[良カ]</sup> □□□黒米〇五斗 131 × 21 × 2 051 柾目

上端は中央部をやや山形にし、下端は山形に尖らず。上端下方六・五mmに径四mmの穴を空ける。庸米の荷札か。

一五 進上 <sup>[謹解カ]</sup> □□□ (140) × (20) × 7 081 板目

上端は方形に切り、下端は斜めに切る。



# 左京八八年 No. 一二 試掘調査

一六

□□□□  
□□□□  
□□□□

(塀塀カ)

・子□

上・下端共に刀子で方形に切る。側面は割れる。裏面の下半にはケビキ線が一本はいる。

(61) × (10) × 3 019 板目

# 左京第二〇三次調査

一七

・進。上樽十六村 附使川原万呂進上如件以解  
『請』(朱書)

・○

四月廿二日板茂千依  
『少志』(朱書)

379 × 23 × 4 051 板目

完存。上端は裏面から刀子で傷を付けて折り、下端は山形に尖らす。上端下方一・二cm左側に径五mmの穴を空ける。表・裏面、側面共に丁寧削るが、裏面は中央部から上下端の両方向に削り、上部は二mmと薄い、下部は厚く六mm前後ある。樽の進上状。一八〇二一も同様。これら樽の進上状には、墨で書かれた樽進上に関する文言と月日・進上責任者名を記す箇所(二箇所)に重ねて、朱書で「請」と「少志」と追記するものがある(一七〇一九)。朱書は樽を受け取った側で受領した旨を示す「請」と、受領責任者である人物が自ら帯びる官職「少志」を記した受領・返抄文言である。「少志」は衛門・左右衛士・左右兵衛五府の第四等官で、本状の宛先はこれら五衛府のいずれかである。樽の進上単位は、いずれも十六村で、『延喜式』卷三四木工寮車載条によれば、楹樽を車で運ぶ場合の一両当たり積載量が十六村とされているから、樽は車で運ばれ、

の運送責任者である使に進上状が付けられて進上先の衛府に送られた。樽は衛府で車から降ろされ、その受領責任者である少志が木簡に受領文言を朱で書き込み、再び使と共に樽の進上主体に戻り、上端近くに穴を空けて綴られ、やがて不用となって廃棄されたと考えられる。

一八

板茂千依は樽の進上に関する責任者で、一八〇・二六・三七七・六七九にもみえる。なお村が材木の単位として使用される例の多いことについては、田村悦子「藤原佐理書状去夏帳について―樽の単位は材か村か」（『美術研究』三〇八号 一九七八年）参照。

- ・進〇上樽十六村 附使川原万呂進上如件以解  
四月廿二日板茂千依

『請』（朱書） 『少志』（朱書）

302 × 39 × 4 011 板目

- ・一長〇押以今日夕進上以解

完存するが三片に割れる。上端は直角に、下端はやや斜めに切った後、丁寧に削り、面取りを行う。上端下方2cm左寄りに径5mmの穴を空ける。表・裏面と側面は丁寧に削る。裏は長押の進上についての追而書。

一九

- 進〇上樽十六村 附使的乙公進上如件以解  
五月十八日板茂千依

『請』（朱書） 『少志』（朱書）

352 × 35 × 2 011 板目

完存。上端部は直角に切り取るが、下端は切り目を入れ折り取ったものか。上端下方2cm左寄りに径4mmの穴を空ける。表面は丁寧に削るが、裏面は粗い。側面は削る。

二〇

- ・進〇上樽十六村 附使的笠万呂進上如件以解  
〔板茂千依カ〕

□□升□□□□□□

289 × (25) × 3 011 板目

左三分の一ほどを欠く。上端は刀子で切れ目を入れて折り、下端は切断する。上端下方2cm左側に径3mmの穴を開ける。表・裏面共に丁寧に削り、平坦である。

二一

- (進上樽十六村カ) (使附カ)



(212) × (12) × 4 019 柾目

上端は折れ、下端は裏面から刀子を入れて斜めに切り取る。両側面には削り痕が残る。これらの作業で文字が削られていることから、二次的な加工である。表・裏面は丁寧に削る。

二二

- 進上



- (六カ)  月三日

(140) × (19) × 2 019 柾目

上端は切り取った痕跡を丁寧削るが、下端は破損する。右側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。進上状。

二三

- (進カ)  上

(78) × (9) × 5 081 板目

上端は刀子で切り、下端は破損する。右側面は削り、左側面は割れる。進上状の書出部分。

二四

府謹解 (里之里之里之カ)

(172) × (13) × 2 081 柾目

上端は折れ、下端は刀子痕があるが、文字が切断されていることから二次的な加工である。両側面は割れる。表面は軽く削るが、裏面は割面のままである。某府の解。四文字目以降に「」の二文字を繰り返し書くのは、追筆の習書か。

二五

□ 進如件以解

(163) × 15 × 3 019 板目

上端を二次的に薄く削りへら状に加工する。下端も二次的な切り取りか。右側面は割れ、左側面は粗く削る。進上状の書止部分。

二六

- 如件以解

- (字カ)  依

(120) × (13) × 3 081 板目

二七

上・下端は折れ、左右側面は割れる。表・裏面は削り調整を丁寧に行う。進上状の書止および署名部分。

・東廐葛刈合五人 宅守 宅万呂 大海

□主 □万呂

七月十三□廣□○

251 × 25 × 4 011 板目

二八

完存。上・下端は刀子で切る。左右の側面は削り調整をする。東廐で用いる藪の刈り取りに従事する宅守以下五名の名前を書き上げた歴名。律令官制では左右馬寮うまやに閑うまやが設けられていたが（職員令左右馬寮条）、馬を用いる衛府に廐の規定はない。

・督曹司 請錢伍拾文 買食座料

七月廿七日御使當繼

315 × 40 × 6 011 板目

ほぼ完存。上・下端は両面から刀子を入れて折る。表・裏面と両側面は丁寧削り調整を行う。食座を買うための費用として錢五〇文を督曹司に請求した文書。督は衛門・左右衛士・左右兵衛五府の長官で、督曹司はこれら五府いずれかの長官の曹司。雑令庁上及曹司座者・在京諸司の両条に「凡庁上及曹司座者、五位以上、並給<sub>二</sub>牀席<sub>一</sub>、其制従<sub>二</sub>別式<sub>一</sub>、あるいは「凡在京諸司主典以上、毎年正月、並給<sub>二</sub>座席<sub>一</sub>、以下随<sub>レ</sub>壞即給とあり、五位以上や在京諸司の主典以上の官人が庁（朝堂）や曹司で用いる座は官給された。これらは執務のための座であり、食座はこれらと異なり、食事の際に用いる座であろう。

二九

・着到 田中継万呂 船国守

五月廿六日 〔×五〕

(123) × 18 × 2 059 板目

上端は山形に尖らすが、下半部は折れる。左右両側面、表・裏面は削り調整を行う。着到状。三〇・三一も同じ。いずれも「着到」と書き出し

続けて人名と月日を記す共通の書式を持つ。

三〇 着到石川家守 □月九日 183 × 26 × 5 011 板目

完存。上・下端共に裏面から刀子で切る。下端の左側は斜めに切り、右側は平行に切り取った痕跡が明瞭に残る。各側面は削り調整を行う。  
表・裏面も削るが裏面は粗い。

三一 着 (到カ) □□ □□ (64) × (7) × 4 019 板目

上端は表裏から刀子で切るが、下端は折れる。両側面は割れる。

三二 請 (紙カ) □□ □□ (72) × (8) × 2 081 柾目

上・下端共に破損する。両側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。紙を請求する文言の一部と思われるが、上下両端共に折損のため文書の冒頭か途中かを確定できない。

三三 □○□□官物 (非カ) □□ (162) × (18) × 4 019 板目

上端は裏面から刀子を入れて折り、下端は折れる。ほぼ中央で割れ、右半分を欠く。上端下方一・九cmに径五mmの穴が空く。左側面と表・裏面は丁寧に削る。

三四 ・務省判

・ (線刻) 加賀采女道公 □ 刀自女 (線刻)  
久米采女久米直飯成女  
女孺従八位下 □□□□ (190) × (28) × 4 019 板目

上・下端共に数回裏面から刀子で傷を付けて折る。両側面は割れる。表・裏面は丁寧な削り調整を行う。刻界線が上端に三本、下端に一本引かれる。

三五

表は「中務省判」と書き出すが、判の内容は書かれていない。裏は采女・女孀ら官人の歴名。采女二人の出身地、加賀と久米はそれぞれ越前国加賀郡と伊豫国久米郡。

・ □巡三犬年継

正六位上行少尉紀朝臣 □□

(56 + 246) × (21) × 3 011 板目

同一木簡であるが、接合しない。上・下端は刀子で切る。右側面は削り調整、左側面は割れ、表・裏面は削り調整する。表の一字目は鳥・島いづれかと思われるが決め難く、またそれに続く字句の意味も明らかでない。ただ年継は名前であろうから、この上に書かれた文字には氏名 うじのながが含まれる可能性があり、あるいは犬は犬養・犬上などの略か。裏の少尉は衛門・左右衛士・左右兵衛五府の第三等官であるが、いづれも相当位階が正六位上より低く、少尉とは行の関係となり、いづれとも決め難い。

三六

・ 廿六日進物

廣湍<sup>〔未カ〕</sup>□足 □□ 川合乙人鑿  
矢作廣千萬呂 □□ 危寸□倉<sup>鑿七十</sup> □□

・ 廿七日進物 危寸<sup>〔千カ〕</sup>□倉 矢作廣<sup>〔千カ〕</sup>□万呂 川合乙上  
川合乙人 廣湍□足 五人□

(235) × 29 × 2 019 柾目

五片に割れる。上端は刀で切り、下端は破損する。両側面と表・裏面は削り調整をする。毎日の進物状況を人毎に記した記録。三七も同様。三八から四二も同様の記録の断簡か。進物の内容は「鑿」あるいは「穿」の数だけで、具体的にはわからないが、いづれも木材加工に伴う作業を意味するか。

三七

進物 □□

□□ □□

四尺

川合乙人<sup>鑿五十</sup>穿

(253) × (20) × 4 081 板目

上端は折れ、下端は表・裏面から刀子を入れて折る。両側面は割れ、表・裏面は粗く削る。

三九 〇〇〇〇 万呂 漆常陸万呂 (187) × 13 × 2 081 柾目

上端は端部がへラ状に薄くなり、二次的な加工か。下端は切る。両側面と表・裏面は丁寧削る。

三九 〇〇四 川合乙人五十切穿 (110) × 22 × 3 019 板目

・ 〇 生河内万呂

上端は焼け、下端は刀子で切る。左右の側面と表・裏面は削り調整を行うが、裏面には割面が残る。「切穿」は他にみえない。

四〇 漆常陸万呂 鑿七十磨 (126) × (12) × 2 019 板目

・ 〇〇

上端折れ、下端は刀子で切る。両側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。「磨」は他にみえない。

四一 井二日作 (81) × (24) × 3 019 板目

上端は刀子で切る。下端は折れ、表面がささくれる。右側面は削り、左側面は割れる。表・裏面共に削るが、裏面は粗い。

四二 〇 万呂五十〇五十 (97) × 21 × 4 019 柾目

上端は折れ、下端は表裏から刀子で傷を付けて折る。両側面と表・裏面は削る。

四三 石七斗四升四合 『〇〇』

・ 〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (212) × (37) × 6 019 板目

上端は折れ、下端は刀子で切る。右側面は削り、左側面は割れる。表・裏面共に削り調整する。

四四

・残四升 

・斗 

上端は折れ、下端は刀子で切る。右側面は削り、左側面は割れる。表・裏面共に削り調整する。

(110) × (18) × 3 019 板目

四五

□ 升又任文千十卅文 □

(165) × 22 × 4 081 板目

上・下端共に折れる。両側面、表・裏面共に削り調整する。

四六

□ 九丈受宇治案主 〔椽カ〕  
仕丁  
京万呂

(120) × 40 × 4 019 板目

上端は二次的に表・裏面から刀子を入れて切る。下端は表面から切る。各側面、表・裏面共に削るが、裏面は粗い。

四七

・五斗神嶋人 □

・  (65) × (11) × 2 081 板目

上・下端共に折れる。右側面は削り調整、左側面は割れる。

四八

□ 継六合 〔眞カ〕 大炒女六合 〔眞カ〕

□ 八合別日 〔塩カ〕 令間此中 □ 直出 〔眞カ〕  
□  (207) × 39 × 2 019 板目

各面共に削り調整が残り、ほぼ完存するが、上端は二次的な加工で文字が切れている。下端は裏面から刀子で傷を付けて折る。裏面の下端上方二・五cmに材と直角に刀子を入れ、この部分から上部を薄く削る。

四九

□ 拾肆人 (240) × (42) × 4 019 板目

上・下端共に両面から刀子で傷を付けて折る。裏面の上端には材と直角方向の刀子痕が五本残る。各側面と表・裏面は削る。上端の切断は文字を切ることから二次的である。



五〇

- 伊
- (17) × (191) × 9 081 板目

横材の木簡。上・下端は割れる。左側面は切り、右側面は破損する。表・裏面の削りは丁寧である。

五一

- 伊
- (13) × (190) × 2 081 板目

横材の木簡。上・下端は割れ、両側面は破損する。表・裏面は削り調整を行う。

五二

- 伊
- (23) × 232 × 10 081 板目

横材の木簡。八片が接合する。上・下端は割れ、左右の側面と表・裏面は丁寧に削る。

五三

- 伊
- (19) × (90) × 11 081 板目

横材の木簡。上端には丁寧な削り痕が残り、下端は割れる。左側面は表裏から刀子を入れて折る。右側面は焼ける。表・裏面共に丁寧な削り調整を行う。

削り調整を行う。

五四

- 伊
- (135) × 14 × 3 019 板目

上・下端共に刀子で切る。五片に割れる。上日の報告など勤務評定に関する文書か。

五五     〔五月カ〕 (89) × (12) × 1 081 板目

上端は折れ、下端は刀子で切る。両側面共に割れる。

・

五六 十月八日 (118) × (12) × 3 059 板目

上端は折れ、下端は山形に尖らす。両側面共に削り調整痕が残るが、左辺の文字が切れており、側面の削り調整は二次的なものである。  
表・裏面共に丁寧な削り調整を行う。

五七 兵衛府

・ 月廿九日   (124) × (19) × 3 059 板目

上端は折れ、下端は二次的に削って山形に尖らす。両側面と表・裏面は丁寧な削り調整を行うが、文字が切れており、側面の削り調整は二次的なものである。

五八     〔守カ〕 (71) × 23 × 1 081 板目

上・下端共に破損する。両側面と表・裏面は丁寧に削る。

五九     〔五月カ〕〔日カ〕 (44) × (14) × 2 081 板目

上・下端は破損する。右側面は削り、左は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

六〇 嶋宿 十月十八日 (225) × 17 × 3 059 板目

上端は折れ、下端は山形に尖らす。五片に割れる。両側面と表・裏面は削る。下端上方五・七mm右側に径二mmの穴が空く。

六一 <sup>〔十九〕</sup> <sup>〔伯カ〕</sup>  
□□□□□□□□ (105) × (15) × 3 039 板目

上端は刀子で切り、左側面に小さな切り込みを入れる。下端は折れる。右側面は割れ、左側面は削る。

六二 依有客人所 <sup>〔請カ〕</sup> □□□□□□□□ <sup>〔願カ〕</sup> □□□□□□□□ (147) × (12) × 2 081 板目

四片に割れる。上端は折れ、下端は刀子で切る。左側面は割れ、右側面は削り調整をする。表・裏面は丁寧削る。

六三 <sup>〔右カ〕</sup> □□□□□□□□ <sup>〔重ね書き〕</sup> 『□□□□□□□□』 □□□□□□□□ (174) × (15) × 5 081 板目

・ 衣衣 □□□□

□□□□□□□□ 所 (174) × (15) × 5 081 板目

上端は裏側から傷を付けて折る。下端は折れ、右側面は削り、左側面は割れる。

六四 借貸事 □ 事事 (137) × (13) × 3 081 板目

□□□□□□□□

上・下端共に折れる。左側面は削り調整、右側面は割れる。裏面には割面が残り、削りが粗雑である。本来は板目の木簡を薄く削り、二次的に柁目の木簡として使用したもののか。同じ字を続けて書く箇所があり、習書か。

六五 □ 人給米 (63) × (9) × 3 081 板目

□□□□□□□□

上・下端は折れ、両側面は割れる。

六六

中務省

(96) × (11) × 7 081 板目

上・下端は折れ、両側面は割れる。表・裏面は丁寧に削り調整を行う。

六七

□丈殿

(97) × 19 × 3 081 板目

上端は折れ、下端は刀子で切る。左右両側面と、表・裏面は削り調整を行う。腐蝕が進み、裏面は縦方向にひび割れる。

六八

御薪

(47) × (16) × 3 081 板目

上端は折れ、下端は刀子で切る。下端の切断は文字が切れることから二次的なもの。両側面は共に割れる。裏面にも墨痕が残るか。

六九

□事

(37) × (11) × 3 081 板目

上・下端は破損する。右側面は割れ、左は削り調整が残る。

七〇

氷継益

丸子楮万呂

・ □部大□  
 153 × 40 × 3 011 板目

完存。上端は表面から、下端は裏面から刀子で傷を付けて折る。両側面、表・裏面は共に丁寧に削る。裏面の文字の大半は削られる。

七一

○□□□

(297) × (19) × 6 019 板目

上端は刀子で切る。下端には径3mmの穴が空き、この部分で折れる。上端下方九・四cmに径2mmの穴が空く。上下の穴の間隔は、一九・

六cmある。両側面は割れ、表・裏面共に丁寧に削る。

七二

内堅舎人矢田部伯□

□舎人□

307 × (15) × 8 051 板目

右半分が残存する。上端は方形に切り、下端は山形に尖らず。右側面は削り調整、左側面は割れ、表・裏面共に丁寧に削る。

七三 西嶋宿 額田部□ (114) × 22 × 2 081 板目

上・下端共に割れる。両側面は削り調整が残る。表・裏面は丁寧に削る。西嶋の宿にあたる人名を記したものの。六〇も同様のものか。

七四 乙成女 (122) × (14) × 2 019 板目

上端は折れ、下端は刀子で切る。右側面は割れ、左は削る。表・裏面の削りは粗い。

七五 藤原岡継 守山王 (194) × (13) × 2 081 板目

上・下端は楕円形に二次調整する。側面も丁寧に削るが、これも再加工痕である。

七六 大<sup>〔判カ〕</sup>永岡佐伯高主□ (184) × 21 × 4 019 板目

上端は両面から刀子で傷を付けて折る。下端は折れる。両側面は削る。

七七 <sup>〔直カ〕</sup> <sup>〔嶋カ〕</sup> (155) × (13) × 5 081 板目

上端は折れ、下端は表裏から刀子を入れて折る。右側面は削るが粗く、左側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

七八 人給所<sup>〔小カ〕</sup> 兵衛<sup>〔小カ〕</sup> (161) × (13) × 2 081 柁目

・ □ □ □ □ 『 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 』

上・下端共に折れ、右側面は割れる。左側面は削り調整する。

七九 宅万呂□ (55) × (7) × 2 081 板目

上・下端共に裏面から刀子で傷を付けて二次的に折る。右側面は折れ、左側面は削る。表・裏面は丁寧に削る。

- 八〇  $\square$  田王 内王  
 $\square$  上嶋成  
 $\square$  日  
 上端は折れ、下端は削って尖らす。両側面は削りが粗いが、表・裏面は丁寧である。
- 八一  $\square$  蔵麻呂  
 $\square$   
 上端は折れ、下端は刀子で切る。右側面は削り調整、左側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。
- 八二 无位大伴宿祢  $\square$   
 上端は折れ、下端は刀子で切る。上端の裏面は焼け、両側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。
- 八三  $\square$  山<sup>〔朝臣カ〕</sup>  
 $\square$   
 上・下端共に折れ、両側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。
- 八四  $\square$  藤原朝臣朝  $\square$   
 上・下端共に破損する。右側面は割面、左側面は削る。
- 八五  $\square$  紀魚足  $\square$  永<sup>〔原カ〕</sup>  
 上・下端共に折れる。両側面は削る。
- 八六  $\square$  人<sup>〔氏カ〕</sup>  
 上端は折れ、下端の裏面は焼ける。両側面共に割れる。
- (85) × 17 × 3 059 板目
- (107) × (19) × 2 081 板目
- (153) × (14) × 3 081 板目
- (140) × (7) × 3 081 板目
- (125) × (12) × 2 081 板目
- (122) × 18 × 3 081 板目
- (110) × (16) × 10 081 板目

八七

□□曾万呂

上・下端は折れ、右側面は削る。

(98) × (10) × 3 081 柁目

八八

・ □□□三□部□

・ □□□□□□

上下端は折れ、両側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。

(90) × (4) × 3 081 板目

八九

田マ□

上端は刀子で傷を付けて折り、下端は破損する。両側面は削る。

(35) × (8) × 1 081 板目

九〇

・ □□ 藤原 □□

・ □□ □□

(88) × (8) × 1 019 板目

九一

・ □□<sub>(カ)</sub> <sub>(カ)</sub> <sub>(カ)</sub>

・ □□ □□ □□

上端は刀子で切り、下端は折れる。右側面と表・裏面は丁寧削る。

(13) × (100) × 3 081 板目

九二

マ縄万呂 □

阿刀<sub>(カ)</sub> □万呂

□

横材の木簡。上・下端共に割れ、右側面は焼ける。左側面は削る。

(201) × (17) × 4 081 柁目

上端は折れ、下端は切る。右側面は削るが、左側面は割れる。

九三

- ・ 秦道〔大カ〕 □

(155) × 30 × 3 019 枳目

上端は刀子で切るが、下端は折れる。両側面の削りは丁寧に行うが、表・裏面は割面が主体で削りが明確でない。材の厚さは均等ではなく、右側面が厚く、左側面は薄い。

九四

卜部清成

□

151 × (15) × 3 011 枳目

上端は裏面から刀子で傷を付けて折り、下端も同様に表面から折る。左側面は丁寧削るが、右側面は割面で削りを行い。左側の文字が切れることから削りは二次的である。表・裏面は丁寧に削る。

九五

- ・ 子足

- ・ 〔安真カ〕  
□ □ □ □

(98) × (13) × 4 081 枳目

上端は焼け、下端は破損する。右側面は削るが、左側面は割れる。

九六

- ・ 〔上毛野朝臣カ〕  
□ □ □ □ □ □

(87) × (6) × 5 081 枳目

上端は折れ、下端は表裏から刀子を入れて切り取る。両側面は割れる。表・裏面は削る。

九七

□ □ 丹比 □ □

(82) × (5) × 2 081 枳目

上端は表面から削る。下端は破損する。右側面は削り、左側面は破損する。

九八

外従五位

(65) × (10) × 6 081 枳目



九九

上・下端共に刀子で傷を付けて折る。左側面は二次的に削る。

□従五位

上端は折れる。下端は表から斜めに刀子を入れて折る。両側面は削る。

(55) × (11) × 5 081 板目

一〇〇

・授大和長官〔神カ〕  
田使大和長官神王〔神カ〕

□朝臣〔神カ〕  
□朝臣〔神カ〕

・  
人人人人人  
太政官誠忌忌忌  
人忌忌忌忌忌

156 × 66 × 11 065 板目

一部に切り込みのある厚い板材の表・裏面を削って墨書する。側面も全体を削る。授田使は班田使のこと。大和長官は大和国を担当した授田使の長官。『続日本紀』延暦五年（七八六）九月乙卯条に、大和河内和泉撰津山背など畿内五箇国の班田使任命記事があり、大和国班田使には左右があるが、そのうち左長官に神王が任ぜられているから、この木簡の年代は一応上限が延暦五年九月となる。

一〇一

・  
□廣〔買カ〕  
闌入闌入 ○闌入〔重ね書き〕

・  
□〔如酒カ〕  
闌入門〔如酒カ〕 間〔如酒カ〕 闌入〔重ね書き〕

(166) × 40 × 2 059 板目

下端は刀子で山形に尖らせ、上端は折る。下端より三・五cm上方に径六mmの穴が空けられる。左側面は焼け、右側面は削る。



一〇七 合 合

・  部豊 (重ね書き)  
[進進カ]  
 (78) × (16) × 2 081 板目


上・下端は切り込みを入れて二次的に表から折る。両側面は削るが、表・裏面は粗い。木簡を二次的に整形し、習書したもの。

一〇八

・   
[金金金金カ]  
 (92) × (5) × 3 081 板目

上・下端共に刀子を入れて折る。両側面は割れる。

一〇九

・   
 (103) × (7) × 3 081 板目

上・下端共に刀子で切り目を入れて折る。両側面は割れる。表・裏面は丁寧削る。

一一〇


・   
[進カ]  
 進 進

進 

・   
 (216) × (57) × 8 061 板目

口径二三cm前後の挽物の皿の内外面に表裏逆に墨書する。内面は刀子痕が多く、作業台として使ったもの。

一一一

・   
 174 × 34 × 3 032 板目

完存。上端の両側面を切り欠き頭部を作る。上端は表面から切り、下端は裏から切る。両側面は削り、表・裏面も同様の調整を行う。

一一二

〈鴛鴦翼一籠〉

122 × 16 × 3 031 板目

完存。上・下端共に側面に切り込みを入れるが、下端の方が大きい。両側面の削りは粗いが、表・裏面は丁寧である。『延喜式』卷二九内

膳司諸国貢進御贄の年料に「尾張国為伊二擔廿壺、白具二擔四壺、鱒蛭二擔四壺、雉膳納二十八籠、籠別六翼」とあるように、雉などの鳥類は翼を持つて数えられ、籠に納めて貢進された。

一一三

〈鹿穴乾〉

73 × 13 × 5 031 柾目

上・下端共に側面に切り込みを入れるが、下端は一部欠損する。両側面と、表・裏面は丁寧に削り調整する。

一一四

□ 多治比海山

108 × 12 × 6 051 板目

上端は山形に尖らず。下端は、刀子で傷を付けて折る。両側面は粗い削り調整、表・裏面は粗く削る。

一一五

近衛府所

626 × 直径 28 ～ 35 × 1 061 丸杭

完存。丸杭の頭部から7cm下を、幅二・五、長一七cmにわたり平坦に削り、墨書する。下部には抉りがあり、先端は尖らず。

一一六

・ □ □ □ 年

(149) × 13 × 3 061 柾目

・ □ 文 題箋軸。題箋部は軸部方向から削られ薄くなる。軸部は二次的に斜めに切る。側面と残存軸部は丁寧に削ってある。表には出土木簡中唯

一の年紀を記すが、元号と年数は判読できない。

一一七

(人面) 蘇原久矢<sup>留</sup>女

213 × 27 × 4 061 柾目

人形。ほぼ完存。上端を小さく三角に削り頭部を作り出す。手は下部から側面を割り割き作り、脚部は山形に尖らして表現する。頭部に

は顔を描き、体部に人名を墨書する。板は、左側面が厚く右が薄い。表面の削りは丁寧だが、裏面は粗い。

一一八

・ 信濃國

・ 川合乙上

(88) × (12) × 2 081 柾目

一一九 上端は切り、下端は上部から斜めに刀子を入れて切る。右側面は割れ、左側面は削る。  
・御得 □

(82) × (14) × 3 019 板目

上端は両面から刀子を入れて折り、下端は山形に尖らす。左側面は削り、右側面は割れる。裏面上部には材と直角方向の刀子痕がある。表面の文字は完存するが、裏面は欠け、現形は二次的なもの。

一二〇 □□□□□□ □□□□□□ (145) × (11) × 10 081 板目

上・下端共に折れ、両側面は割れる。表面は丁寧に削る。

一二一 <sup>〔天カ〕</sup> □□□□□□ <sup>〔國カ〕</sup> □□□□□□ (118) × (13) × 5 081 板目  
・伴吉髯

<sup>〔石川カ〕</sup> □□□□□□ □□□□□□ (255) × 15 × 5 059 板目  
・泉

上端は折れ、下端は焼ける。両側面は割れる。

一二二 左 上端は折れ、下端は斜めに切る。両側面は削る。表・裏面の削りは粗い。 (204) × 35 × 3 019 板目

一二三 左 上端は両面から削り、下端は斜めに切る。下端は折れ、両側面は削る。表・裏面は丁寧削る。右上端角に墨痕があるが、文字ではない。また二次的な加工痕もない。 (93) × 24 × 3 081 板目

上端は両面から削り、下端は斜めに切る。下端は折れ、両側面は削る。表・裏面は丁寧削る。右上端角に墨痕があるが、文字ではない。また二次的な加工痕もない。

一二四 □□□□□□ □□□□□□ (93) × 24 × 3 081 板目

上・下端は破損する。各側面は削る。

一二五 □□公 (75) × 23 × 3 081 板目

上端は折れ、下端は表裏から削る。両側面は割れた部分が多いが、削りか。上部の文字は刀子で削られる。

一二六 □官原□ (35) × 15 × 2 081 柁目

上・下端は破損する。両側面、表・裏面は丁寧に削る。

一二七 □部 (42) × (7) × 6 081 板目

・□

上・下端共に折れ、両側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

一二八 ・野□□ (68) × (23) × 6 081 板目

・□□□

□□□□

上端は焼け、下端は折れる。両側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

一二九 ・□百塗 (60) × 16 × 2 081 柁目

・□□□□

上・下端は折れ、両側面は削る。

一三〇 □長官多〔比カ〕 (80) × (8) × 4 081 板目

上端は二次的に表・裏面から刀子で傷をつけて折る。下端は折れる。両側面は割れる。「長官多」は某司の長官である多某あるいは多治比

某のことであろう。因みに『続日本紀』延暦九年（七九〇）十月己酉条に従五位下多治比真人乙安の鑄銭長官任官記事がある。

一三一 ・大□南□□ 80 × (8) × 4 081 板目

・□□

- 上・下端共に刀子で切るが、下端の一部は焦げる。両側面は割れるが、左上部側面に刀子痕がある。形状と長さから判断し、板材の厚さを測る物差しか。一五一も同様のもの。
- 一三二 □□□ (75) × (8) × 2 081 板目
- 一三三 上端は刀子で切るが、下端は破損する。右側面は削り、左側面は割れる。表・裏面共に丁寧削る。  
文字 66 × (7) × 4 081 柾目
- 一三四 上端は刀子で切り、下端は周囲に刀子で傷をつけて折るが、二次的な加工の可能性がある。右側面は割れ、左は削る。表・裏面共に丁寧に削る。  
中官西□ (65) × (15) × 3 081 板目
- 一三五 上・下端共に破損する。右側面は割れる。表面は丁寧削る。  
□伴 (57) × (6) × 2 081 板目
- 一三六 上・下端共に破損する。側面は削る。二次的に棒状に加工する。  
<sup>(三又カ)</sup> □□□ (55) × (11) × 1 081 板目
- 一三七 上・下端は折れ、左側面は割れ、表・裏面は丁寧削る。  
□浄乎□ (54) × (10) × 4 081 柾目
- 上・下端共に破損する。右側面は割れる。
- 一三八 <sup>(得カ)</sup> □□一 (51) × 12 × 2 081 柾目
- 上端は折れ、下端は表から切る。両側面は削る。表面は丁寧削る。

一三九

□<sup>〔遭遭カ〕</sup>  
□

上・下端共に折れ、右側面は削るが、左側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

(44) × (11) × 3 081 板目

一四〇

・嶋所

□

上端は折れ、下端は焼ける。右側面は削るが、左側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

(43) × (12) × 4 081 板目

一四一

知豊□

上・下端共に破損する。左側面は割れ、右側面は削る。表・裏面は丁寧に削る。

(44) × 17 × 2 081 板目

一四二

・□附

□

上・下端は折れ、側面は削る。表・裏面は丁寧に削る。材の断面は、裏面が丸く半円形を呈する。

(27) × 14 × 3 081 板目

一四三

・□袴

□

二次的に上端を山形に作る。下端は折れ、両側面は削る。

(28) × 10 × 1 081 板目

一四四

□<sup>〔山カ〕</sup>  
□

上・下端は破損する。右側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

(31) × (9) × 1 081 板目

一四五

蔭

上・下端は折れ、右側面は割れる。表・裏面と左側面は丁寧に削る。裏面には材と直角に火箸で幅三㎢、深さ二㎢の溝があり、当初は厚

(25) × (18) × 6 065 板目

い材



の側面から穴を穿ったものか。文字の右三分一が削られ、文字が消える。

一四六 □嶋 『□』 (50) × (8) × 2 081 板目

上端は折れ、下端は裏面から刀子で傷をつけて折る。両側面は割れる。表・裏面は丁寧に削る。

一四七 □本 (45) × (10) × 1 081 柾目

薄い材、上・下端共に折れ、右側面は割れる。

一四八 □五十□ (40) × (4) × 3 081 柾目

上・下端共に折れ、側面も割れる。

一四九 □□□□□□□□  
〔各カ〕〔八真カ〕

〔軍カ〕青海乙万呂 (171) × (19) × 5 019 板目

上端は折れ、下端は表裏から刀子を入れて折る。側面は何れも折れ、表・裏面は削る。

一五〇 『□□□○□□□』 (178) × (18) × 6 065 柾目

□○□□□□□□

上・下端は削り、右側面は割れる。上端下方七・六mmに径二mmの穴が空く。裏面は材に平行に直線が引かれ、線と直角に二・九mm間隔の目盛りを六本打つ。目盛りが材の端から始まらないことから、物差の上下を切り落とし、木簡に転用したものか、裏面は丁寧に削る。

一五一 浄人 浄 大歳大歳 87 × 9 × 6 061 板目

完存。上・下端や両側面など各面を丁寧削る。表に文字があり、左側面に二・九cm間隔の目盛線を三本引く。形状から板材の厚さを測る物差か。

一五二二 大大大大 〔禾カ〕 □ 272 × 26 × 1 061 柾目

柾扇に文字と絵を描いたもの。側面の左上部を斜めにカットする。扇の左端の骨か。上端から六・七cm下に綴じ穴が二箇所ある。下から一・四cm上には要穴が空く。一から九は重なって出土したが、整理過程で上下が不明になった。

一五二二 大大大大 大 270 × 26 × 1 061 柾目

柾扇に文字と絵を描いたもの。上端から六・七cm下に綴じ穴が二箇所ある。側面からは二〜三mm内側にあり、間隔は一・五cm前後である。下から一・四cm上には要穴が開く。

一五二三 大大大大 272 × 24 × 1 061 柾目

柾扇に文字と絵を描いたもの。上端から六・七cm下に綴じ穴が二箇所ある。

一五二四 □ □ 目 271 × 24 × 1 061 柾目

柾扇に文字と絵を描いたもの。上端から六・七cm下に綴じ穴が二箇所あり、間隔は一・五cm前後である。

一五二五 ・ □ □ □ 大大大 272 × 25 × 1 061 柾目

・ (人面)

柾扇に文字と絵を描いたもの。

一五二六 ・ 大大 □ □ 271 × 25 × 1 061 柾目

・ □ □ (人面)

柾扇に文字と絵を描いたもの。

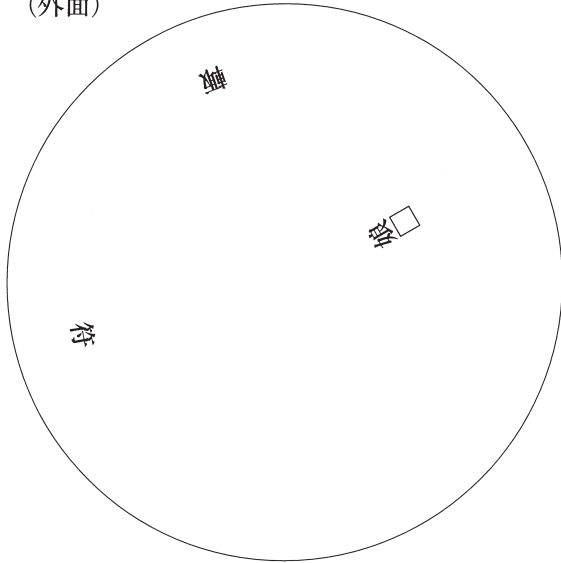
一五二七 □ □ (人面) 272 × 25 × 1 061 柾目

柾扇に文字と絵を描いたもの。

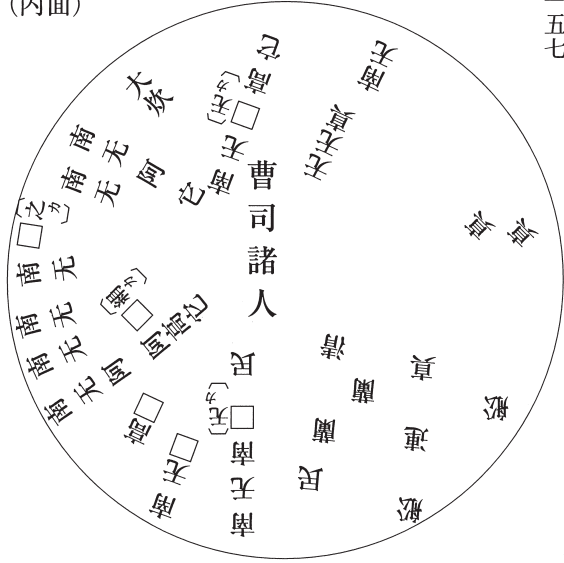
- 一五二八 (人面) 272 × 26 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。ほぼ完形。上端から六・七 cm 下に綴じ穴が二箇所あるが、割れて不明瞭である。
- 一五二九 (人面) 271 × 26 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。ほぼ完形。上端から六・七 cm 下に綴じ穴が側面から二〜三 mm 内側に二箇所あり、間隔は一・二 cm 前後である。  
 下から一・四 cm 上には要穴が空く。
- 一五三 (人面) (194) × 24 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。上・下端は破損する。
- 一五四  
 ・ □ □ □  
 ・ □ □ □  
 271 × 24 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。上端下方六・七 cm に綴じ穴が二箇所あり、間隔は一・六 cm 前後である。
- 一五五 □ □ □ (243) × 24 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。上端は欠損する。要穴は下端から一・四 cm 上に空けられる。
- 一五六 (人面) (213) × 26 × 1 061 柁目  
 桧扇に文字と絵を描いたもの。三片に割れ接合しない。上端から六・七 cm 下に綴じ穴が二箇所あり、間隔は一・二 cm 前後である。

一五七

(外面)



(内面)



220 × 25 × 9 061 板目

ほぼ完形の直径二二cm、高さ二・五cmの挽物の蓋。厚さは頂部で最も厚く九mm、端部で三mmある。頂部には三cmの宝珠形の鈕が付き、わずかに弧を描く体部には一条の沈線が巡り、縁部は平坦になる。横挽きの挽物漆器の蓋の素地の内・外面共に文字を習書したものの。文字の他にも墨で絵模様を内・外面共に描く。

内面には「曹司」の文字の右上方に馬と人が描かれている。馬は頭部・胴部・脚部が見え、二頭を描いているらしいが、明確ではない。また、右下方の「船」の文字のあたりにも絵模様らしき墨痕が残る。外面には多くの絵模様が残る。特に周縁部に多く、下半には草木らしき絵、上半には草花と共に蝶と小鳥が描かれている。その他にも墨痕が多数みられることから、本来は表面全面に絵模様が描かれていたものと思われる。

二八九	五人東南門 秦上麻呂 <input type="checkbox"/>	195 × 20 × 1	091	柁目
二九〇	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 進上 <small>〔如カ〕</small> 進上状の書止部分。	156 × 18 × 1	091	柁目
二九一	廳 <small>〔間食カ〕</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 左兵衛	116 × 12 × 1	091	板目
二九二	<input type="checkbox"/> 人所謹 <small>〔随申カ〕</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	109 × 11 × 1	091	柁目
二九三	府生三人九升	113 × 12 × 1	091	板目
二九四	<small>〔上カ〕</small> <input type="checkbox"/> 番料	99 × 17 × 1	091	板目
二九五	上樽十六 <input type="checkbox"/> 樽進上状の書出部分。材は二九〇に類似する。あるいは同一簡か。	101 × 21 × 1	091	柁目
二九六	<small>〔請紙貳カ〕</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 紙の請求文書か。	76 × 7 × 1	091	板目
二九七	<input type="checkbox"/> 請絶 <small>『<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>』</small> <input type="checkbox"/> 請絶 <small>『<input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>』</small> 絶を請求する文言に、異筆で「万」などの文字を習書した削屑。	62 × 24 × 1	091	板目

二九八 生江廣□  
□□□□□

64 × 14 × 1 091 榎目

二九九 □□ 四丈尺五〔寸カ〕 『皆々所知里長□□〔部カ〕』  
異筆箇所は里長への命令文言か。

211 × 18 × 1 091 榎目

三〇〇 □□□□忍海□

144 × 29 × 1 091 榎目

三〇一 男人 □□大〔原カ〕□□

117 × 18 × 1 091 榎目

三〇二 川合乙人 □□□□□

94 × 18 × 1 091 榎目

三〇三 □合乙人〔川カ〕 六人、

84 × 18 × 1 091 榎目

三〇四 □□□□〔位上カ〕 采女朝臣牧麻呂  
□□□□〔采女カ〕 朝

103 × 21 × 1 091 板目

三〇五 色□直人石〔案カ〕  
□□□□□

95 × 19 × 1 091 榎目

三〇六	益 <input type="checkbox"/> 万呂 <input type="checkbox"/> 尾張大	85 × 16 × 1	091	枳目
三〇七	黒 矢作息 <input type="checkbox"/>	79 × 15 × 1	091	枳目
三〇八	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 文 <input type="checkbox"/> <small>〔百カ〕〔主カ〕</small>	118 × 14 × 1	091	枳目
三〇九	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	110 × 17 × 1	091	枳目
三一〇	<input type="checkbox"/> 足、宇 <input type="checkbox"/> マ真 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 『 <input type="checkbox"/> 』	95 × 15 × 1	091	枳目
三一一	秦 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>〔奥カ〕</small>	89 × 6 × 1	091	枳目
三一二	日置秋万呂 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 嶋 <small>〔天カ〕</small>	80 × 17 × 1	091	枳目
三二三	<input type="checkbox"/> 成 <small>〔冢カ〕</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	70 × 15 × 1	091	板目
三二四	マ人成 日下浄継	45 × 15 × 1	091	板目
三二五	三島浄 <input type="checkbox"/> <small>〔継カ〕</small> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>〔天カ〕</small>	42 × 15 × 1	091	枳目
三二六	丸部立 矢作	26 × 22 × 1	091	枳目

三二七	□刑部□	24 × 12 × 1	091	枳目
三二八	□魚麻□	29 × 15 × 1	091	枳目
三二九	□鳥甘□	49 × 18 × 1	091	枳目
三三〇	□六日見□	57 × 9 × 1	091	板目
三三一	五日一□	61 × 10 × 1	091	枳目
三三二	十七□ <sub>(目カ)</sub>	28 × 16 × 1	091	板目
三三三	右一人	76 × 16 × 1	091	枳目
三三四	二人□	64 × 21 × 1	091	枳目
三三五	三人西□	50 × 15 × 1	091	枳目
三三六	右一□	39 × 17 × 1	091	枳目
三三七	五人造	42 × 15 × 1	091	枳目
三三八	□□ <sub>(右カ)</sub>	52 × 14 × 1	091	枳目
三三九	右十	44 × 21 × 1	091	枳目
三三〇	□□ <sub>(左カ)</sub>	38 × 11 × 1	091	枳目

下半に木目と直角方向にケビキ線を引く。



三三一	右八		31 × 11 × 1	091	榎目
三三二	右二人		28 × 11 × 1	091	榎目
三三三	右□		36 × 15 × 1	091	榎目
三三四	右□		31 × 10 × 1	091	榎目
三三五	□九人		26 × 11 × 1	091	榎目
三三六	二人		22 × 8 × 1	091	榎目
三三七	□合 <sup>〔捌カ〕</sup>		34 × 14 × 1	091	榎目
三三八	□□ <sup>〔捌カ〕</sup>	『□』四升八合	26 × 13 × 1	091	榎目
三三九	二升 □		35 × 14 × 1	091	板目
三四〇	□ <sup>〔八斛カ〕</sup>	米 <sup>ハ</sup> 七	29 × 7 × 1	091	榎目
三四一	□	ノ □	17 × 108 × 1	091	榎目
三四二	□	□前廣縄一升六 <sup>〔合カ〕</sup>	82 × 15 × 1	091	板目
三四三	□石 <sup>海</sup> □縣 <sup>上</sup> □万呂		68 × 20 × 1	091	榎目

三四四	上一尺	□	□	49 × 15 × 1	091	枳目
三四五	□各	□	□	39 × 14 × 1	091	板目
三四六	間食			29 × 12 × 1	091	枳目
三四七	□属 <sup>〔天カ〕</sup> 正七位			48 × 12 × 1	091	枳目
三四八	□佑從六位			47 × 7 × 1	091	板目
三四九	從六位上	□		45 × 7 × 1	091	板目
三五〇	□位下	□	□	39 × 10 × 1	091	枳目
三五一	從四位			30 × 6 × 1	091	枳目
三五二	□位上			24 × 9 × 1	091	枳目
三五三	正 <sup>〔五カ〕</sup> □			23 × 10 × 1	091	枳目
三五四	正八位下	□		51 × 16 × 1	091	枳目
三五五	從八位			33 × 14 × 1	091	枳目
三五六	四位下			29 × 14 × 1	091	枳目
三五七	正七位下			31 × 11 × 1	091	枳目
三五八	□位下	□		32 × 14 × 1	091	枳目
三五九	小子水			56 × 19 × 1	091	枳目

三六〇	大志	32 × 18 × 1	091	榎目
三六一	大 <small>〔志カ〕</small>	15 × 12 × 1	091	榎目
三六二	<small>〔右衛カ〕</small>	34 × 16 × 1	091	板目
三六三	司	19 × 13 × 1	091	榎目
三六四	<small>〔酒カ〕</small> 人内親王所	60 × 16 × 1	091	榎目
三六五	<small>〔入カ〕</small> 酒人内親	51 × 11 × 1	091	榎目
三六六	人内親	33 × 15 × 1	091	榎目
三六七	<small>□</small> 人酒人	31 × 9 × 1	091	榎目
三六八	人内	17 × 8 × 1	091	榎目
三六九	<small>〔葛カ〕</small> <small>□</small> 野府所	42 × 17 × 1	091	榎目
三七〇	親王所	35 × 14 × 1	091	榎目
三七一	春日 <small>〔所カ〕</small>	44 × 7 × 1	091	板目
三七二	東南門	34 × 8 × 1	091	榎目
三七三	南門	22 × 8 × 1	091	榎目

三七四	□東南	45 × 12 × 1	091	柁目
三七五	南門	24 × 10 × 1	091	柁目
三七六	西府	29 × 10 × 1	091	柁目
三七七	□ <sup>[板カ]</sup> 茂千□	22 × 10 × 1	091	板目
三七八	刑部	27 × 11 × 1	091	柁目
三七九	□當永主	111 × 18 × 1	091	板目
三八〇	□ <sup>[乙カ]</sup> 凡河内馬□□	106 × 12 × 1	091	板目
三八一	□ <sup>[永カ]</sup> 部豊成	90 × 18 × 1	091	柁目
三八二	□丸子楮万呂	65 × 17 × 1	091	柁目
三八三	□丸子楮万呂□	46 × 7 × 1	091	柁目
三八四	川合□ <sup>[乙カ]</sup>	75 × 9 × 1	091	板目
三八五	宗我マ□ <sup>[得カ]</sup> 山	69 × 8 × 1	091	柁目
三八六	宗我	64 × 20 × 1	091	柁目
三八七	日佐真影	63 × 10 × 1	091	柁目
三八八	日置□□□□	66 × 15 × 1	091	柁目
三八九	川内□□ <sup>[真カ]</sup> □□	54 × 15 × 1	091	柁目

三九〇	内真 <small>〔足カ〕</small> <input type="checkbox"/>	45 × 8 × 1	091	榎目
三九一	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/>	39 × 10 × 1	091	榎目
三九二	<input type="checkbox"/> 漢人家	36 × 15 × 1	091	榎目
三九三	昆解	30 × 8 × 1	091	板目
三九四	<input type="checkbox"/> 宿祢名 <input type="checkbox"/>	72 × 21 × 1	091	榎目
三九五	<input type="checkbox"/> 宿祢諸 <small>〔成カ〕</small> <input type="checkbox"/>	55 × 15 × 1	091	榎目
三九六	<input type="checkbox"/> 正六位上日下部連	60 × 15 × 1	091	榎目
三九七	<input type="checkbox"/> 上凡河 <small>〔位カ〕</small>	55 × 12 × 1	091	榎目
三九八	位上菅 <small>〔野カ〕</small> <input type="checkbox"/>	35 × 17 × 1	091	榎目
三九九	<input type="checkbox"/> 直家主女	72 × 8 × 1	091	板目
四〇〇	<input type="checkbox"/> 采女 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>〔年カ〕</small>	66 × 8 × 1	091	板目
四〇一	小長谷宅万 <input type="checkbox"/>	68 × 17 × 1	091	榎目
四〇二	三宅家人	60 × 6 × 1	091	榎目
四〇三	凡 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>〔廣公カ〕</small>	54 × 15 × 1	091	榎目
四〇四	長谷部 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	65 × 16 × 1	091	榎目

四〇五	□宮首	57 × 18 × 1	091	板目
四〇六	壬生成万呂	54 × 13 × 1	091	板目
四〇七	□師真 <sup>[王力]</sup>	26 × 15 × 1	091	枳目
四〇八	中臣□	24 × 13 × 1	091	枳目
四〇九	□足、清 <sup>[田力]</sup>	78 × 19 × 1	091	枳目
四一〇	許 <sup>[世部力]</sup> □牛養	58 × 9 × 1	091	枳目
四一一	□部臣馬王	60 × 6 × 1	091	板目
四一二	□昆 <sup>[伴力]</sup>	53 × 19 × 1	091	枳目
四一三	大伴□	53 × 18 × 1	091	枳目
四一四	□大伴 <sup>[継力]</sup>	35 × 13 × 1	091	枳目
四一五	大伴	24 × 15 × 1	091	枳目
四一六	大伴□	26 × 11 × 1	091	枳目
四一七	部息守	48 × 12 × 1	091	枳目
四一八	額田	23 × 16 × 1	091	枳目
四一九	□野朝 <sup>[管力]</sup>	30 × 8 × 1	091	枳目

四二〇	四一八と同一簡か。 □朝臣	26 × 9 × 1	091	榎目
四二一	朝臣 <sup>〔宅カ〕</sup> □	20 × 6 × 1	091	板目
四二二	綾淨成	63 × 13 × 1	091	榎目
四二三	□□子道足	63 × 10 × 1	091	榎目
四二四	子首万□	40 × 13 × 1	091	板目
四二五	矢田	20 × 13 × 1	091	榎目
四二六	□大 <sup>〔宅カ〕</sup> □	14 × 13 × 1	091	榎目
四二七	□□年継	95 × 21 × 1	091	榎目
四二八	□足	93 × 17 × 1	091	榎目
四二九	□奈□□	54 × 10 × 1	091	板目
四三〇	緒足	47 × 13 × 1	091	榎目
四三一	常陸万呂	41 × 11 × 1	091	板目
四三二	□家依	85 × 7 × 1	091	板目
四三三	□□田守	64 × 13 × 1	091	榎目
四三四	人岡	56 × 18 × 1	091	榎目
四三五	鎰主	52 × 13 × 1	091	榎目
四三六	陽胡史□	45 × 15 × 1	091	板目

四三七	□人成	48 × 8 × 1	091	枳目
四三八	廣成	49 × 17 × 1	091	板目
四三九	立成	36 × 12 × 1	091	枳目
四四〇	□成	35 × 15 × 1	091	枳目
四四一	□成	37 × 14 × 1	091	枳目
四四二	□□麻呂	132 × 11 × 1	091	板目
四四三	□乎 <sub>(江カ)</sub> □麻呂	121 × 17 × 1	091	枳目
四四四	麻呂	73 × 18 × 1	091	枳目
四四五	□麻呂	67 × 15 × 1	091	枳目
四四六	□麻呂 <sub>(乙カ)</sub>	50 × 19 × 1	091	枳目
四四七	麻呂	23 × 13 × 1	091	枳目
四四八	□麻 <sub>(呂カ)</sub> □ <sub>(呂カ)</sub>	30 × 15 × 1	091	枳目
四四九	□積麻	46 × 13 × 1	091	枳目
四五〇	麻呂	28 × 15 × 1	091	枳目
四五一	□真万呂	39 × 15 × 1	091	枳目
四五二	□麻 <sub>(カ)</sub> 呂	37 × 18 × 1	091	枳目



四五三	□□								
	□万呂								26 × 20 × 1 091 榎目
	□万								31 × 12 × 1 091 榎目
四五四									
四五五	〔河カ〕 □内麻呂								57 × 9 × 1 091 榎目
四五六	□万呂								
	□								53 × 10 × 1 091 榎目
四五七	□□□三万呂								48 × 9 × 1 091 榎目
四五八	万呂								29 × 17 × 1 091 榎目
四五九	万呂								16 × 8 × 1 091 榎目
四六〇	〔和カ〕 □□万呂 □								67 × 16 × 1 091 榎目
四六一	□□万呂 □□								51 × 16 × 1 091 榎目
四六二	□□万呂 □□								43 × 16 × 1 091 榎目
四六三	□□立万呂								45 × 14 × 1 091 榎目
四六四	□万呂								42 × 13 × 1 091 榎目
四六五	〔益カ〕 □万呂								37 × 9 × 1 091 榎目
四六六	乙人万呂								25 × 12 × 1 091 榎目
四六七	□人万								20 × 14 × 1 091 榎目

四六八	□□比万呂	19 × 11 × 1	091	榎目
四六九	万呂	22 × 6 × 1	091	榎目
四七〇	□万	16 × 12 × 1	091	榎目
四七一	万呂	25 × 13 × 1	091	榎目
四七二	息嶋	41 × 11 × 1	091	板目
四七三	□□真 <small>〔部カ〕</small>	33 × 11 × 1	091	榎目
四七四	□□	17 × 9 × 1	091	榎目
四七五	守 <small>〔部カ〕</small>	39 × 13 × 1	091	板目
四七六	部□	33 × 18 × 1	091	榎目
四七七	□ <small>〔嶋成カ〕</small>	22 × 7 × 1	091	榎目
四七八	成女	24 × 11 × 1	091	板目
四七九	石継	16 × 12 × 1	091	榎目
四八〇	□列	131 × 14 × 1	091	板目
四八一	□□□□□□□□	98 × 22 × 1	091	榎目

二九九と同一簡か。

四八二	謹解請□	86 × 20 × 1	091	板目
	請求文書の書出部分。			
四八三	□□□□□	73 × 8 × 1	091	榎目
	夕夕夕			
四八四	兵衛私	54 × 10 × 1	091	榎目
四八五	兵	39 × 12 × 1	091	榎目
四八六	□衛□	38 × 17 × 1	091	榎目
四八七	衛□ <sup>〔出カ〕</sup>	19 × 13 × 1	091	榎目
四八八	衛	29 × 10 × 1	091	榎目
四八九	□	48 × 16 × 1	091	榎目
四九〇	□ <sup>〔野カ〕</sup> 宮□	34 × 13 × 1	091	榎目
四九一	□ <sup>〔西カ〕</sup> 宮	39 × 13 × 1	091	榎目
四九二	□ <sup>〔野カ〕</sup> □□	33 × 10 × 1	091	榎目
四九三	野	10 × 12 × 1	091	榎目
四九四	□ <sup>〔所カ〕</sup> □□	60 × 16 × 1	091	榎目

四九五

□所 □

40 × 15 × 1 091 榎目

四九六

□<sup>〔甲カ〕</sup>所 □

19 × 9 × 1 091 榎目

四九七

府 所

8 × 12 × 1 091 榎目

四九八

府 所

10 × 7 × 1 091 榎目

四九九

□<sup>〔右五カ〕</sup> □

54 × 9 × 1 091 板目

五〇〇

□<sup>〔成カ〕</sup>十七 □

24 × 9 × 1 091 榎目

五〇一

□<sup>〔転読カ〕</sup> □ □ □

18 × 13 × 1 091 榎目

五〇二

進 □

22 × 15 × 1 091 板目

五〇三

□上

17 × 7 × 1 091 榎目

五〇四

上 □

15 × 7 × 1 091 板目

五〇五

右 □

23 × 9 × 1 091 榎目

五〇六

右 □

19 × 16 × 1 091 榎目

五〇七

□<sup>〔左カ〕</sup> □

17 × 10 × 1 091 榎目

五〇八

□<sup>〔右カ〕</sup> □

14 × 14 × 1 091 榎目

左京第 203 次調査

五〇九	左		33 × 10 × 1	091	榎目
五一〇	□ <sub>(右カ)</sub>		24 × 7 × 1	091	榎目
五一一	□ <sub>(左カ)</sub> □ <sub>(左カ)</sub>		21 × 12 × 1	091	榎目
五一二	□ <sub>(左カ)</sub>		18 × 7 × 1	091	榎目
五一三	□ <sub>(主カ)</sub>		16 × 9 × 1	091	榎目
五一四	□ <sub>(正カ)</sub> □ <sub>(正カ)</sub> □		31 × 10 × 1	091	榎目
五一五	正□ 正		29 × 15 × 1	091	板目
五一六	南□ <sub>(門カ)</sub>		19 × 7 × 1	091	榎目
五一七	南		11 × 10 × 1	091	榎目
五一八	□ <sub>(正カ)</sub> □ <sub>(正カ)</sub>		17 × 7 × 1	091	榎目
五一九	從□ <sub>(正カ)</sub>		32 × 11 × 1	091	榎目
五二〇	從		21 × 6 × 1	091	榎目
五二一	從		18 × 11 × 1	091	板目
五二二	殿		16 × 11 × 1	091	榎目

五三三	大		22 × 6 × 1	091	榫目
五二四	十□		37 × 9 × 1	091	板目
五二五	三□		36 × 9 × 1	091	榫目
五二六	三□□		28 × 16 × 1	091	榫目
五二七	卅		13 × 9 × 1	091	榫目
五二八	□□		9 × 7 × 1	091	榫目
五二九	□□□ (十 日一 九)		25 × 11 × 1	091	榫目
五三〇	□□ (何 九)		20 × 9 × 1	091	榫目
五三一	月		25 × 21 × 1	091	板目
五三二	□□ (男 九)		26 × 18 × 1	091	榫目
五三三	日□		13 × 11 × 1	091	榫目
五三四	□□ (日 九)		31 × 10 × 1	091	榫目
五三五	□山人		50 × 10 × 1	091	板目
五三六	□人		41 × 7 × 1	091	榫目
五三七	人東□		31 × 8 × 1	091	榫目



五六八	五六七	五六六	五六五	五六四	五六三	五六二	五六一	五六〇	五五九	五五八	五五七	五五六	五五五	五五四	五五三
□ <sup>〔外力〕</sup> 西□ <sup>〔門力〕</sup>	馬	□ <sup>〔十力〕</sup> 馬	□ <sup>〔福力〕</sup> □	長	□井	井	勝	□嫡□	神□	守	□ <sup>〔守力〕</sup> □	□守	守□ □	部	□ <sup>〔上力〕</sup> 部
66 × 23 × 1	24 × 10 × 1	28 × 11 × 1	28 × 9 × 1	33 × 14 × 1	40 × 13 × 1	8 × 10 × 1	9 × 11 × 1	21 × 14 × 1	32 × 14 × 1	18 × 10 × 1	16 × 8 × 1	52 × 11 × 1	59 × 10 × 1	18 × 7 × 1	23 × 9 × 1
091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091
枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	枳目	板目	枳目	枳目



五八三	五八二	五八一	五八〇	五七九	五七八	五七七	五七六	五七五	五七四	五七三	五七二	五七一	五七〇	五六九
□ <sup>〔丙カ〕</sup> 蔵	濟□ <sup>〔石田カ〕</sup> □	人奈良□ <sup>〔単カ〕</sup>	□ <sup>〔穂カ〕</sup>	□ <sup>〔福カ〕</sup> 稲継	□ <sup>〔福カ〕</sup> □	成	□小□	成	□成	宇佐□足	□石男	黒作	□石穂	□赤
47 × 16 × 1	40 × 12 × 1	57 × 11 × 1	16 × 13 × 1	29 × 11 × 1	40 × 18 × 1	34 × 10 × 1	25 × 13 × 1	9 × 9 × 1	84 × 12 × 1	68 × 18 × 1	46 × 16 × 1	52 × 12 × 1	94 × 17 × 1	65 × 16 × 1
091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091	091
榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目	榎目

五九七	□ □ <sub>(鞆カ)</sub> □	42 × 8 × 1	091	柁目
五九六	□朝□	44 × 14 × 1	091	柁目
五九五	□ <sub>(朝カ)</sub> □	91 × 11 × 1	091	板目
五九四	□ <sub>(河カ)</sub> 内□甘□ □	70 × 18 × 1	091	柁目
五九三	□山	26 × 18 × 1	091	板目
五九二	川	15 × 11 × 1	091	柁目
五九一	□□	16 × 8 × 1	091	柁目
五九〇	志□	20 × 15 × 1	091	柁目
五八九	□ <sub>(公カ)</sub> □	35 × 19 × 1	091	柁目
五八八	勝 □□ □□	52 × 17 × 1	091	柁目
五八七	□節□	82 × 12 × 1	091	板目
五八六	田□ <sub>(作カ)</sub>	93 × 11 × 1	091	板目
五八五	出雲□	33 × 12 × 1	091	柁目
五八四	吉伊□ <sub>(道カ)</sub>	38 × 14 × 1	091	柁目

下半部にケビキ線がある。

六〇九	□ <sup>[春カ]</sup>		14 × 6 × 1	091	板目
六一〇	□前□		47 × 15 × 1	091	柁目
六一一	□前□		30 × 9 × 1	091	板目
六〇八	春		21 × 15 × 1	091	柁目
六〇七	春		31 × 11 × 1	091	柁目
六〇六	□ <sup>[春カ]</sup>		41 × 10 × 1	091	柁目
六〇五	□秦□		37 × 14 × 1	091	板目
六〇四	春日		41 × 18 × 1	091	柁目
六〇三	橘		15 × 17 × 1	091	柁目
六〇二	□ <sup>[継カ]</sup>		33 × 16 × 1	091	柁目
六〇一	□ <sup>[佐カ]</sup> 伯□		23 × 11 × 1	091	柁目
六〇〇	□ <sup>[益カ]</sup>		35 × 10 × 1	091	柁目
五九九	□部□□		47 × 11 × 1	091	柁目
五九八	□□ <sup>[持カ]</sup>		29 × 17 × 1	091	柁目

六二四	□ □ <sup>(動カ)</sup> □		53 × 10 × 1	091	板目
六二三	□東人		20 × 16 × 1	091	枳目
六二二	□ <sup>(人東カ)</sup> □		28 × 9 × 1	091	枳目
六二一	□浄		34 × 9 × 1	091	枳目
六二〇	嶋		26 × 15 × 1	091	枳目
六一九	□ <sup>(嶋主カ)</sup> □ □		44 × 10 × 1	091	枳目
六一八	□ <sup>(頼カ)</sup> 國		42 × 7 × 1	091	枳目
六一七	凡海國		40 × 10 × 1	091	枳目
六一六	□ <sup>(廣カ)</sup> 國		46 × 11 × 1	091	板目
六一五	□ <sup>(国カ)</sup> □ □		47 × 6 × 1	091	板目
六一四	□息		43 × 18 × 1	091	枳目
六一三	□ <sup>(秦カ)</sup>		26 × 11 × 1	091	枳目
六一二	秦		17 × 9 × 1	091	枳目

六二五	□□		59 × 8 × 1	091	板目
六二六	□□ □□ <sub>[内カ]</sub> □□		30 × 5 × 1	091	柁目
六二七	□□ <sub>[繩カ]</sub> □□		45 × 11 × 1	091	板目
六二八	□□ <sub>[繩カ]</sub>		18 × 8 × 1	091	柁目
六二九	□大 <sub>[主カ]</sub> □□		41 × 13 × 1	091	板目
六三〇	□□大□		35 × 10 × 1	091	板目
六三一	大□		28 × 10 × 1	091	板目
六三二	□大		27 × 13 × 1	091	柁目
六三三	大□		21 × 10 × 1	091	柁目
六三四	大		18 × 7 × 1	091	柁目
六三五	□□□ <sub>[廣カ]</sub>		41 × 9 × 1	091	柁目
六三六	□廣		18 × 11 × 1	091	柁目
六三七	廣		20 × 10 × 1	091	柁目
六三八	□		18 × 12 × 1	091	柁目
六三九	□豊		33 × 9 × 1	091	柁目

六四〇	□□豊□	34 × 8 × 1	091	板目
六四一	□ <sup>〔麻丸〕</sup>	11 × 8 × 1	091	枳目
六四二	影□	12 × 11 × 1	091	枳目
六四三	伴□	15 × 9 × 1	091	枳目
六四四	□友麻	60 × 19 × 1	091	枳目
六四五	□山	31 × 17 × 1	091	枳目
六四六	奉廣	32 × 15 × 1	091	枳目
六四七	麻	21 × 16 × 1	091	枳目
六四八	□ <sup>〔麻丸〕</sup>	18 × 8 × 1	091	枳目
六四九	□□成	41 × 13 × 1	091	枳目
六五〇	□呂	35 × 12 × 1	091	枳目
六五一	□ <sup>〔麻丸〕</sup>	27 × 12 × 1	091	枳目
六五二	麻	21 × 5 × 1	091	枳目
六五三	□ <sup>〔麻丸〕</sup>	10 × 6 × 1	091	枳目
六五四	□呂	41 × 7 × 1	091	枳目

六六九	□ □ <sub>(運カ)</sub> 主	31 × 4 × 1	091	板目
六六八	子	14 × 12 × 1	091	柁目
六六七	里	17 × 12 × 1	091	柁目
六六六	金	17 × 13 × 1	091	柁目
六六五	分	23 × 15 × 1	091	柁目
六六四	□分□□	46 × 10 × 1	091	柁目
六六三	□ <sub>(足カ)</sub>	10 × 9 × 1	091	柁目
六六一	□足	27 × 8 × 1	091	柁目
六六二	足	20 × 12 × 1	091	柁目
六六〇	□□ □足	35 × 13 × 1	091	板目
六五九	□足	35 × 16 × 1	091	柁目
六五八	和 □	13 × 33 × 1	091	柁目
六五七	□□ <sub>(方カ)</sub>	18 × 13 × 1	091	柁目
六五六	麻	15 × 11 × 1	091	柁目
六五五	□□ <sub>(方カ)</sub> 呂	28 × 9 × 1	091	柁目

六八三	□ <sub>(生カ)</sub>		18 × 11 × 1	091	枳目
六八二	□ □		24 × 8 × 1	091	板目
六八一	□ <sub>(継カ)</sub>		13 × 9 × 1	091	枳目
六八〇	□ □ <sub>(継カ)</sub>		27 × 7 × 1	091	枳目
六七九	□ □ <sub>(千依カ)</sub>		67 × 9 × 1	091	枳目
六七八	京		23 × 7 × 1	091	枳目
六七七	□ 隻		17 × 11 × 1	091	枳目
六七六	□ <sub>(違カ)</sub>		20 × 13 × 1	091	枳目
六七五	□ □ <sub>(移カ)</sub>		25 × 15 × 1	091	枳目
六七四	□ 進		25 × 15 × 1	091	枳目
六七三	□ □ <sub>(全カ)</sub>		13 × 7 × 1	091	枳目
六七二	採		19 × 13 × 1	091	板目
六七一	□ 丁		26 × 16 × 1	091	板目
六七〇	□ <sub>(主カ)</sub>		14 × 6 × 1	091	枳目



六八四	<input type="checkbox"/> 〔占部カ〕 <input type="checkbox"/>	20 × 12 × 1	091	榎目
六八五	<input type="checkbox"/> 〔智カ〕 <input type="checkbox"/>	20 × 7 × 1	091	榎目
六八六	<input type="checkbox"/> 〔方カ〕 <input type="checkbox"/>	13 × 11 × 1	091	榎目
六八七	<input type="checkbox"/> 〔立カ〕 <input type="checkbox"/>	13 × 8 × 1	091	榎目
六八八	<input type="checkbox"/> 〔宰カ〕 <input type="checkbox"/>	41 × 20 × 1	091	榎目
六八九	<input type="checkbox"/> 〔御カ〕 <input type="checkbox"/>	38 × 14 × 1	091	榎目
六九〇	<input type="checkbox"/> 〔各カ〕 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	16 × 12 × 1	091	榎目
六九一	<input type="checkbox"/> 本	23 × 13 × 1	091	榎目
六九二	<input type="checkbox"/> 〔本〕 <input type="checkbox"/> 〔カ〕 <input type="checkbox"/>	29 × 7 × 1	091	榎目
六九三	<input type="checkbox"/> 〔魚カ〕 <input type="checkbox"/>	29 × 17 × 1	091	榎目
六九四	<input type="checkbox"/> 〔采カ〕 <input type="checkbox"/> 〔女カ〕 <input type="checkbox"/>	20 × 7 × 1	091	板目
六九五	<input type="checkbox"/> 〔考カ〕 <input type="checkbox"/>	17 × 7 × 1	091	榎目

七〇九	$\square$ $\square$ $\square$ 〔伴力〕		$37 \times 14 \times 1$	091	枳目
七〇八	$\square$ $\square$ $\square$ 〔益力〕		$45 \times 8 \times 1$	091	枳目
七〇七	$\square$ 〔谷力〕		$37 \times 17 \times 1$	091	枳目
七〇六	$\square$		$22 \times 9 \times 1$	091	枳目
七〇五	$\square$ $\square$ 〔益力〕		$47 \times 12 \times 1$	091	枳目
七〇四	$\square$ $\square$ $\square$		$62 \times 14 \times 1$	091	枳目
七〇三	$\square$		$65 \times 15 \times 1$	091	枳目
七〇二	$\square$ $\square$		$17 \times 6 \times 1$	091	枳目
七〇一	$\square$ $\square$		$13 \times 10 \times 1$	091	枳目
七〇〇	$\square$		$10 \times 9 \times 1$	091	枳目
六九九	$\square$ $\square$ 〔賀力〕		$12 \times 9 \times 1$	091	枳目
六九八	$\square$		$10 \times 8 \times 1$	091	枳目
六九七	$\square$ $\square$ 〔矢力〕		$10 \times 9 \times 1$	091	板目
六九六	$\square$ $\square$ 〔少力〕		$11 \times 10 \times 1$	091	枳目

七二〇	□ □	33 × 11 × 1	091	榎目
七二一	□	24 × 17 × 1	091	榎目
七二二	□	16 × 10 × 1	091	榎目
七二四	□ □	22 × 8 × 1	091	榎目
七二三	□ □ <sub>〔衛カ〕</sub>	41 × 9 × 1	091	板目
七二五	□ <sub>〔長カ〕</sub>	23 × 11 × 1	091	榎目
七二六	□ □	27 × 9 × 1	091	榎目
七二七	□ □ □	30 × 10 × 1	091	榎目
七二八	□ <sub>〔火カ〕</sub> □	30 × 17 × 1	091	榎目
七一九	□ <sub>〔麻カ〕</sub> □	30 × 7 × 1	091	榎目
七二〇	□ <sub>〔請カ〕</sub> □	17 × 8 × 1	091	榎目
七二一	□ □	16 × 7 × 1	091	榎目
七二二	□ <sub>〔所カ〕</sub> □	28 × 11 × 1	091	榎目
七二三	□ □ <sub>〔人カ〕</sub> □	48 × 15 × 1	091	榎目

七二四	□ <sup>〔守カ〕</sup>	16 × 7 × 1	091	柁目
七二五	□ <sup>〔丙カ〕</sup>	7 × 10 × 1	091	柁目
七二六	□見□□	68 × 13 × 1	091	柁目
	横方向に二本の墨線があり、物差として使われる。			
七二七	□	24 × 7 × 1	091	柁目

### 左京第二五〇次調査

三六〇〇 <大宰府宰<sup>〔盧カ〕</sup>□塩三斗く 121 × 21 × 4 031 板目

完存。側面の上・下端に逆「L」形の切り込みを入れて、頭部は山形に削りだす。表・裏面、側面共に丁寧に削る。塩の荷札。塩三斗は正丁一人の調の輸貢量に当たる。二字目はウ冠とその下に「立」を書き加え「宰」の字とする。「大」はこの筆と同じ墨色で、後から「大」を書き加え、さらに二字目を「宰」とするためにウ冠と「立」を補ったと考えられる。五字目は<sup>まだれ</sup>戸を確認できるが、傷のためその中の運筆・字形を確定できない。肉眼では戸の中に「龜」のような字がみえる。「大宰府宰<sup>〔盧カ〕</sup>□」は貢進主体と考えがたいから、「大宰府宰<sup>〔盧カ〕</sup>」に充てられた塩に付けられたものか。

## 左京第二五一次調査

三六〇一 <嘉麻郡米五斗〔延カ〕

知宮守倉主

141 × 35 × 4 039 榎目

右下部を破損する。上端は両面から刀子で傷をつけて折り、下端は裏面から傷をつけて折る。側面の上部には三角の切り込みを入れて、その下部は削る。右側の上端から三・六cm下に径二mmの穴が空く。筑前国嘉麻郡から貢進された庸米に付けられていた荷札。

三六〇二 <留カ> 黒米五斗

・ <留カ> 延暦十年三月十六日 142 × 21 × 25 033 榎目

庸米の荷札。

三六〇三 蟹擁釵擁釵螺鯨鰓蛤甲亡願沙魚

・ 〔半臂カ〕 襖子袍帽子 (313) × 30 × 25 081 板目

上端は折れ、下端は表面から刀子を入れて折る。表・裏面と各側面は削り調整する。表には海産物の名前、裏には服飾品の名前を記す。『和名類聚抄』によると、「擁釵」は「加散女」「加佐米」、すなわち「虫猶虫牟」（がざめ、ワタリガニ科の大型のカニ）、「甲願」は「甲願（螺）子」で、「豆比」「都比」（つづ、巻貝）のこと、「沙魚」は「佐米」（鮫）。また「半臂」は「此間名如字、但下音比」、「襖子」は「阿乎之」、「袍」は「字倍乃岐沼」。同じ字が繰り返して書かれている箇所があり、習書か。

三六〇四 九、八十一 八九七十二 七九六十六 榎目 (238) × 35 × 3 081

上・下端共に折れるが、両側面は削り痕が残り、当初の形状を保つ。上端の「九」の右に楕円形の釘穴がある。九九の九の段の冒頭部分を記す。「七」はいずれも鏡文字で書かれている。

## 左京第二八八次調査

三六〇五

角萬福

420 × 350 × 3 061 榎目

完存。直径四二cm、高さ三五cm、厚さ三mmの曲物外面に墨書する。曲物の上下にはタガを回し補強している。「角萬福」は必ずしも実在の人物に限らず、架空の人名で、吉祥的な意味で用いられたものか。

Wooden Tablets (*Mokkan*) Excavated from the Left  
Capital (Sakyô) of the Nagaoka Capital Site  
(Nagaokakyo)

1

English Summary

1997

Kyoto City Archaeological Research Institute

## Table of Contents

Introduction	
Preface	
Explanatory Notes	
Content	
Chapter 1 Outline of the <i>Mokkan</i> Excavation Sites .....	1
1 Excavation of the Ichijō Ōji Vicinity .....	3
2 Excavation of the Shijō Ōji Vicinity .....	4
3 Excavation of the Rokujō Ōji Vicinity .....	4
Chapter 2 Outline of the Excavation and Condition of the Excavated <i>Mokkan</i> .....	7
1 Sakyō Excavation# 50A .....	7
2 Sakyō Excavation# 76 .....	8
3 Sakyō Excavation# 93 .....	11
4 Sakyō Excavation# 139 .....	13
5 Sakyō Excavation# 140 .....	14
6 Sakyō Excavation# 164 .....	16
7 1988 #12 Excavations .....	17
8 Sakyō Excavation# 203 .....	18
9 Sakyō Excavation# 250 .....	23
10 Sakyō Excavation# 251 .....	24
11 Sakyō Excavation# 288 .....	26
Chapter 3 Excavation .....	31
1 Nature of the Excavated <i>Mokkan</i> .....	31
2 Nature of the Sites .....	53
3 Problems Concerning Preservation Methods <i>Mokkan</i> .....	78
4 Conclusion .....	85
Chapter 4 Transcriptions ( <i>shakumon</i> ) .....	87
1 Sakyō Excavation# 50A .....	89
2 Sakyō Excavation# 76 .....	89
3 Sakyō Excavation# 93 .....	90
4 Sakyō Excavation# 139 .....	91
5 Sakyō Excavation# 140 .....	91
6 Sakyō Excavation# 164 .....	92
7 1988 #12 Excavations .....	93
8 Sakyō Excavation# 203 .....	93
9 Sakyō Excavation# 250 .....	152



10 Sakyō Excavation# 251 .....	153
11 Sakyō Excavation# 288 .....	154
English Summary .....	1
Index .....	8

### Pictures at Beginning (Color Plates)

- 1 Sakyō Excavation# 203 *Mokkan* inscribed with “*kure*”
- 2 *Mokkan* inscribed with “*kure juuroku son*” with the character “*ukeru*” (received) and “*Shōsakan*” (rank), written above in red.

### Monochrome Pictures

Picture#	<i>Mokkan</i> /Scrap#	Site
1	1	Sakyō Excavation# 50A <i>Mokkan</i>
	2・3	Sakyō Excavation# 76 <i>Mokkan</i>
	5・6	Sakyō Excavation# 93 <i>Mokkan</i>
2	4・7	Sakyō Excavation# 93 <i>Mokkan</i>
	8	Sakyō Excavation# 139 <i>Mokkan</i>
3	9・10	Sakyō Excavation# 140 <i>Mokkan</i>
4	11~15	Sakyō Excavation# 164 <i>Mokkan</i>
	16	1988 #12 Excavations <i>Mokkan</i>
5~34	7~157	Sakyō Excavation# 203 <i>Mokkan</i>
35~58	289~727	Sakyō Excavation# 203 <i>Mokkan</i>
59	3600・3602	Sakyō Excavation# 250 <i>Mokkan</i>
	3601	Sakyō Excavation# 251 <i>Mokkan</i>
	3605	Sakyō Excavation# 288 <i>Mokkan</i>
60	3603・3604	Sakyō Excavation# 251 <i>Mokkan</i>

### Illustrations

1 Map of Nagaokakyo Location .....	1
2 Map of Nagaokakyo <i>Mokkan</i> Excavation Sites .....	2
3 Map of Sakyō Excavation# 50A Site .....	7
4 Cross Section Diagram of Sakyō Excavation# 50A .....	7
5 Sotokanjōsen Excavation Sites (1) .....	8
6 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 76 .....	10
7 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 93 .....	12
8 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 139・361 .....	13
9 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 140・164 .....	14
10 Arrangement of Remains in 1988 #12 Excavation .....	17
11 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 203 .....	18
12 Cross Section Diagram of Sakyō Excavation# 203-SD50 .....	19

13 Map of Sakyō Excavation# 203-SD50 Excavation Site	20
14 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 250	23
15 Map of Remains in Sakyō Excavation#251・288	24
16 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 251	25
17 Arrangement of Remains in Sakyō Excavation# 288	26
18 Sites Related to Timber	58
19 Yaginoshima Site E Section	61
20 Ancient Sites of Tamba, Sites Related to Transportation of Building Material	62
21 Kōzu Site	65
22 Excavation of Heijōkyo Sakyō Shijō	66
23 Sakyō Excavation#SD50 Waterways Restoration	71
24 Sakyō Excavation#203 Site and Vicinity	72
25 Classification of <i>Mokkan</i> Shapes	88

### Photographs

1 Sakyō Excavation#67, 76 Pottery	10
2 Sakyō Excavation#93 Pottery	12
3 Sakyō Excavation#140, 164 Pottery	15
4 Sakyō Excavation#203 Pottery (1)	22
5 Sakyō Excavation#203 Pottery (2)	22
6 Preservation of <i>Mokkan</i>	79
7 <i>Mokkan</i> Storage Containers	80

### Charts

1 <i>Mokkan</i> Excavation Sites	5・6
2 SD50 <i>Mokkan</i> and Scrap Excavation# Sites	20
3 Pottery (1)・(2)	29・30
4 Families Associated with the <i>Hyōefu</i> (1)・(2)	35・36
5 Processing and Transportation at Tanakamiyama Sakusho (mill)	54・55
6 Transportation of Materials from Mountains	57
7 Comparison of Each Mountain Transportation Quantity	58
8 Transportation Route Around Old Cities in Japan	69

## Wooden Tablets (*Mokkan*) Excavated in the Eastern Section of Nagaokakyo (Nagaoka Capital)

This paper is a report of the data collated by the Kyoto City Archaeological Research Institute during the prospecting and excavations carried out from 1976 until March 1995 at the eastern section (*Sakyō*) of Nagaokakyo.

The report is in one volume, and consists of an outline of the locations where wooden tablets (*Mokkan*) were unearthed, the inscriptions accompanied with explanations, and full size photographs.

Furthermore, reports concerning *Mokkan* excavated in Nagaokakyo were published by the Muko City Board of Education in 1984 and 1993 as Nagaokakyo *Mokkan* 1 and Nagaokakyo *Mokkan* 2.

Chapter 1 of this report gives an outline of Nagaokakyo and excavation sites around Kyoto and the characteristics of the *Mokkan* excavation sites, in particular the three sites where most of the *Mokkan* were unearthed. Chapter 2 gives an outline of the site locations, plus explanations of the excavations, *Mokkan*, and of various inscribed pottery vessels. Chapter 3 explains the *Sakyō* Excavation #203 where many *Mokkan* were unearthed, their inscriptions, and also clarifies the character of the area. Also, we have added information about the river transportation areas and routes for the materials used in the construction of Nagaokakyo, and also timber transportation routes in Heijōkyo, Nagaokakyo, and Heiankyo. Finally, the preservation methods used for the *Mokkan* in this research using high grade alcohol are explained for future reference. Chapter 4 offers explanations of the *Mokkan*, their size, shape, appearance and inscriptions (*shakumon*).

### Nagaokakyo

Nagaokakyo was the capital which Emperor Kammu formed in the province Yamashiro no Kuni at the end the Nara period (A.D710-794). In Enryaku 3 (A.D784), he moved the capital from Heijōkyo in Nara, Yamato no Kuni, to Nagaoka in Yamashiro no Kuni. This capital was built over ten years with the construction of avenues, imperial palace, government offices, and housing. But when it was almost completed, the capital was again relocated 9 km to the Northeast to Heiankyō (modern day Kyoto) in Enryaku 13 (A.D794) Yamashiro no Kuni was one of the five provinces located in the Kinai region, the centre of political power since the Asuka Era (A.D593-710). The location of Nagaokakyo had been convenient since ancient times for land travel. Also, in the vicinity there was a large river which was suitable for transportation. The layout of old Japanese capital cities were based on Chinese capitals such as Ch'ang-an, the T'ang capital, and were flat and rectangular in shape. The size of each capital varied, but Nagaokakyo was 5.2km from north to south, and 4.4km from east to west.

Surrounding Nagaokakyo in the west were mountains, and in the north there were hills extending from the Northwest to the Southeast. In the east was the Katsura river, which merged with the Uji river and the Kizu river in the south.

Amongst this, The central palace was placed on top of a hill, and roads and residences were constructed on the plains formed by the rivers to the east, west, and south. Large roads (*ōji*) of 24m in width, and smaller (*koji*) 9m wide roads ran from east to west, and from north to south, and the city was divided into 120m square blocks (*chō*). In the central northern part of the city were the emperor's residence (*dairi*), and the governmental facilities and offices (*chōdōin*) occupied a large area. Close to the palace to the east were the residences of high ranking courtiers associated with governing in the palace. The main street called Shujaku Ōji ran from central palace towards the south. The eastern side of this main road was referred to as *Sakyō*, and the west side was called Ukyō. The residences of the nobles were situated near the palace, and the size of the houses

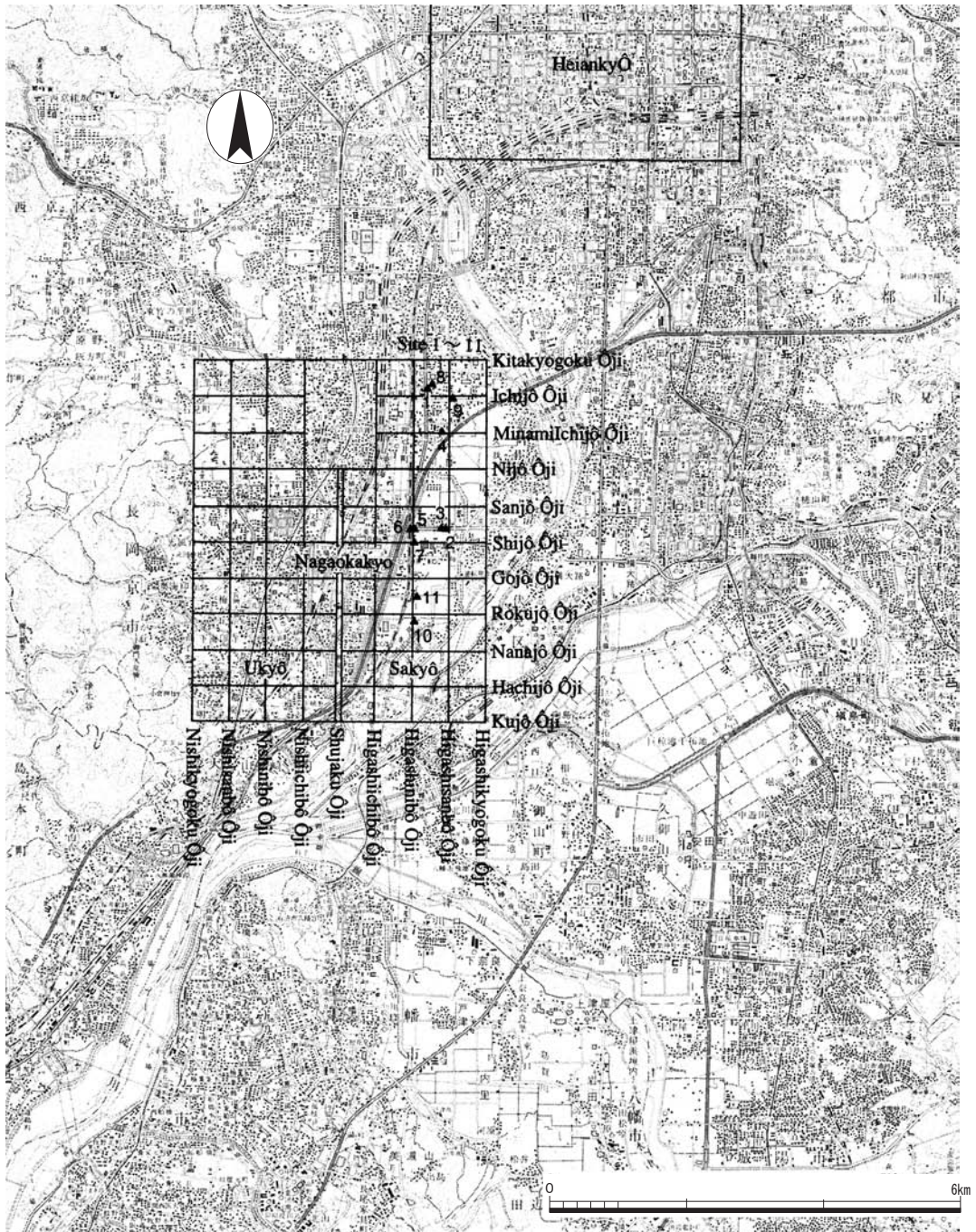


fig1. Map of Nagaokakyo Mokkan Excavation Sites

depended on the rank of the owner. The commoners residences were kept as far away from the palace as possible, and these areas were rather crowded.

The Nagaokakyo capital spread over what is now Muko city, Nagaokakyo city, Ōyamazakicho, and Kyoto city.

### The *Mokkan* Excavation Areas

There were 11 places where the *Mokkan* were excavated (see diagram 2 of the excavation locations). All of them were in the *Sakyō* area of Nagaokakyo. The Katsura river flows from north to south on the outskirts of Sakyō. There were also a number of small rivers and streams which flowed through the city. Sakyō was at a fairly low level, and because of an abundance of underground water veins, the *Mokkan* were well preserved.

There were 3505 *Mokkan* analysed in this investigation. Of those, there were a total of 602 *Mokkan* recorded in which the inscriptions were legible. There were *Mokkan* which were still in condition of being used, and some that had been erased by shaving after use. The *Mokkan* shavings were often in many pieces, and each fragment was counted as one piece making a large total of pieces.

Of the 11 excavation sites, 4 were in the northern section of Sakyō, 5 were in the centre, and 2 in the south. Out of these, the site in which the most *Mokkan* were extracted was Sakyō Excavation# 203 situated in the northern section of Sakyō. Most of the *Mokkan* (580) in this excavation came from this site. At least 1, or several *Mokkan* were extracted from each of the other sites. Thus, we can only presume how the area in Excavation#203 in Sakyō was used from the content of the *Mokkan*.

### The Nature of the *Mokkan* Extracted from *Sakyō* Excavation# 203

The *Mokkan* found in Sakyō Excavation# 203 were taken from an area over 10m wide and 1.5m deep by the west river bank (SD50). 272 *Mokkan* plus 3211 scraps or shavings were extracted. This is the most *Mokkan* ever extracted in one excavation site in Nagaokakyo. Analysing the content of the *Mokkan*, we find various names of government offices, government services, ranks, and names of institutions. There were a group of *Mokkan* inscribed with the character for 'timber' some with the characters for 'cargo' and some with the characters for 'arrival', indicating the arrival of some people. There were also some *Mokkan* shaped like posts. There were also some articles of pottery inscribed with characters for *sōshi*, *nansō*, and *seisō* which are referring to rooms of sections of important buildings.

There are no actual dates written on the *Mokkan*, but on Mokkan #100 the inscription "*handenshiyamato no chōkan miwaō*". i.e. it was Enryaku 5 (786) when Miwaō was appointed in charge of handen (fields granted to farmers by the government), thereby making 786 the earliest possible time for the making of that particular *Mokkan*. Other groups of *Mokkan* are presumably about the same age.

### *Mokkan* Concerning the Goefu (Five Imperial Guards)

*Mokkan* with inscriptions concerning governmental offices referred to the *Goefu*, *Nakatsukasa* (Ministry of Central Administration), and the *Dajōkan* (Grand Council of State). There are 20 *Mokkan* which make reference to various authorities, but most of them refer to the Goefu. Therefore, we can assume that the excavation site was the location of the *Hyōefu*, which was a subsidiary of the Goefu. Through some of the scrapped *Mokkan* we can understand how the office we managed on an everyday basis, and that there were people stationed at the Southeast gate (*tōnanmon*).

### *Mokkan* Concerning Timber and Processing of Building Materials

On a *Mokkan* which was inscribed with “*shinjō kure 16 son*”, above the character for ‘log’ (*kure*) the character for ‘received’ (*ukeru*) and “*shōsakan*” as written in red, which suggests it was a *Mokkan* requesting timber from the Efu. Also, on a *Mokkan* inscribed with “*shinmotsu*” (cargo) was the character for drill, which indicates that the timber may have been processed.

### Transporting of Building Materials by Raft in the Capital

Judging from these *Mokkan* extracted from the western shoulder of the waterways, in the construction of Nagaokakyo, the rivers used for transportation were the tributaries of the Katsura river. In these, timber was transported by rafts. Timber from the forests of Tamba no Kuni and *Ōmi* no kuni, plus old building materials from the defunct capitals Naniwakyo and Heijokyo were transported and piled in these sites. These materials were sent in both processed and unprocessed condition.

### Nature of Sakyō Excavation# 203 Site

We can tell from the inscriptions on the *Mokkan* and the nature of the excavation sites that these were areas in which the administration for the building of the capital was conducted. As indicated in the *Mokkan* inscriptions, it is highly likely that the *Hyōefu* was engaged in these activities, and used the same batch of materials as the wooden buildings of the Tōdaiji and Saidaiji, situated in the plains (Izuminotsu) of the Kizu River.

# 索引

数字は木簡番号

地 名		人 名	
大和	100	嘉麻郡	3601
信濃国	118	山村里	3
國	102・121	葛野	369
添上郡	4	春日	371
人 名		人 名	
阿刀□万呂	92	大伴宿称□	82
綾淨成	422	大伴永岡	76
生江廣□	298	大伴吉髯	121
的乙公	19	大伴繼	414
的笠万呂	20	大伴□	416
石川泉	122	大伴	413・415
石川家守	30	大野河内万呂	54
出雲□	585	大原□	301
板茂千依	17・18・19・20・377	大宅	426
犬甘	52	刑マ酒力(刀)自女	7
宇□マ真□	310	刑部□	317
宇治	46	刑部	378
内王	80	曰佐真影	387
海上懸万呂	343	忍海□	300
采女朝臣牧麻呂	304	小長谷宅万□	401
采女朝	304	尾張大	306
采女□□年□	400	角萬福	3605
卜部清成	94	上毛野朝臣	96
占部	684	川合乙上	36・118・303
漆常陸万呂	38・40	川合乙人	36・37・39・302
凡河内馬□□	380	川合□	384
凡海國□	617	河内□甘	594
凡河	397	川内真	389
凡廣公	403	川原万呂	17・18
青海乙万呂	149	吉伊道	584
色□直人石	305	私	484

紀朝臣	35	藤原朝臣朝	84
紀魚足	85	藤原岡繼	75
日下淨繼	314	藤原	90
日下部連	396	船国守	29
久米直飯成女	34	船連真	157
氷繼益	70	日置□□□	388
氷部豊成	381	三島淨繼	315
許世部牛養	410	三□部□	88
昆解	393・412	道公□刀自女	34
佐伯高主	76	御使當繼	28
佐伯□	601	壬生成万呂	406
酒人内親王	364・365	三宅家人	402
酒人	367	宮守倉主	3601
菅野朝	419	神嶋人□	47
菅野□	398	神王	100
宗我マ得山	385	守部	475
宗我	386	守山王	75
蘇原久矢女	117	陽胡史□	436
多治比海山	114	矢田部伯主	72
丹比□□	97	矢田	425
多比	130	矢作廣千万呂	36・70
橘	603	矢作息□	307
田中繼万呂	29	矢作	316
烏甘	319	丸子楮万呂	70・382・383
中臣□	408	丸部立	316
額田	418	内真足	390
額田部庭虫	3	濟石田	582
額田部□	73	子首万□	424
土師真	407	奉廣	646
丈部□	315	田マ□	89
長谷部□□	404	子部	549
秦上磨呂	289	伴	412
秦廣	646	部息守	417
秦道大	93	マ繩万呂	92
秦□	605	マ人成	314
秦	612・613	部官□	548
廣湍末足	36	部□□	551



部□	476	麻呂	444・445・447・450・452
部	552・554	万呂	458・459・469・471
朝臣宅	421	万□呂	655
連主	669	智王	52
年繼	35	宗王	52
家成	313	守□□	555
石繼	479	守□	557
大海	27	宅万呂	27・79
息嶋	472	宅守	27
大炒女	48	頼國	618
緒足	430	□當永主	379
乙成女	74	□内□甘	594
乙人万呂	466	□漢人家	392
乙麻呂	446	□上嶋成	80
男人	301	□前廣繩	342
鎰主	435	□上部	553
河内万呂	39	□部臣馬主	411
河内麻呂	455	□マ□人	309
清田□	409	□マ□	391
京万呂	46	□真部	473
浄人	151	□□直家主女	399
浄万呂	105	□宿祢名□	394
子足	95	□宿祢諸成	395
嶋足	52	□朝臣□山	83
嶋成	477	□朝臣	420
嶋主□	619	□東人	623
勢福	52	□家依	432
曾万呂	87	□石男	572
立成	439	□石穗	570
千依	26・679	□稻繼	579
成女	478	□乎江麻呂	443
常陸万呂	431	□氏人	86
人岡	434	□藏麻呂	81
廣成	438	□魚麻	318
廣□	27	□積麻	449
益万呂	465	□友麻	644
真繼	48	□人成	437

□人万	467
□真万呂	451
□三万呂	457
□和万呂	460
□田王	80
□比万呂	468
□麻呂	448
□万呂	27・42・306・453・456・464
□万	470
□宮首	405
□守	556

□□大嶋	312
□□田守	433
□□年繼	427
□□麻呂	442
□□万呂	461
□□人	86
□□麻呂	442
□□子道足	423
□□立万呂	463
□□万呂	462

### 官 司

大政官	100
中務省	34・66
右衛	362
兵衛府	57
大宰府	3600
近衛府	115
授田使	100

□司	363
人給所	78
□人所	292
所	497
府	24・498
大炊	157

### 官 職

大属	347
佑	348
督	28
佐	2
少尉	35
大志	360・361
少志	17・18・19
府生	293
左兵衛	291
兵衛	78・484
大舍人	72
内堅舍人	72
舍人	71
仕丁	46

加賀采女	34
久米采女	34
采女	694
女孀	34
長官	100・130
案主	46
□丁	671
使	17・18・19・20・21
小子	359
知	3・3601
内	368
宰	688・3600
里長	288
内親王	364

内親	365・366	親王	370
----	---------	----	-----

### 位 階

従四位	351	正七位	347
四位下	356	従七位上	71
正五	353	正八位下	354
外従五位	98	従八位下	34
□従五位	99	従八位	355
正六位上	35・396	位上	397・398
従六位上	349	□位上	304・352
従六位	348	□位下	350・358
正七位下	357	无位	82

### 施 設・殿 舎

春日所	371	酒人内親王所	364
葛野府所	369	曹司	157
嶋所	140	廳	291
嶋	60	□丈殿	67
中官	134	殿	522
中所	496	廬	3600
西宮	491	督曹司	28
西嶋	73	東廡	27
西府	376	東南門	289・372
西門	568	南門	373・375・516
野宮	490	門	543・544・545
□嶋	146		

### 食 品 名

[穀類]		螺	3603
黒米	14・3602	沙魚	3603
米	11・12・311・3601	鹿突乾	113
人給米	65	甲羸	3603
[魚肉類]		鴛	112
鯪	3603	蛤	3603
擁釵	3603	[その他]	
鯛	3603	塩	48・3600
蟹	3603		

## 租 税

地子米 11・12

## 物 品 名

襖子	3603		椽	46
繩	297		長押	18
鉛	105		袴	143
紙	32・296		半臂	3603
金	108		袍	3603
樽	17・18・19・20・21・295		帽子	3603
食座	28		藪	27
錢	4・5・28・105		御薪	6

## 文 書 形 式

解	15・17・18・19・20・ 24・25・26・482		進上	15・17・18・19・20・ 21・22・23・290
啓	5		着到	29・30・31
			判	34

## 年 紀

延曆十年三月十六日	3602		十月十日	54
□□□年	116		十月十八日	60
四月四	58		□月九日	30
四月十八日	3		□□月卅日	54
四月廿二日	17・18		月卅九日	57
五月□日	59		五日	321
五月十八日	19		十日	529
五月廿六日	29		十七日	322
五月	55		廿二日	41
六月三日	22		廿六日	36
七月十三	27		廿七日	36
七月廿七日	28		□六日	320
八月六日	2		□□日	80
十月八日	56		□□月□□	20

## 序 数 詞

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貫</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>籠</td><td style="text-align: right;">112</td></tr> <tr><td>口</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>合</td><td style="text-align: right;">43・48・337・338・342</td></tr> <tr><td>石</td><td style="text-align: right;">43・343・499</td></tr> <tr><td>斛</td><td style="text-align: right;">340</td></tr> <tr><td>尺</td><td style="text-align: right;">37・299・344</td></tr> <tr><td>升</td><td style="text-align: right;">43・44・293・338・339・342</td></tr> <tr><td>丈</td><td style="text-align: right;">46・299</td></tr> <tr><td>寸</td><td style="text-align: right;">299</td></tr> </table>	貫	4	籠	112	口	13	合	43・48・337・338・342	石	43・343・499	斛	340	尺	37・299・344	升	43・44・293・338・339・342	丈	46・299	寸	299	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>隻</td><td style="text-align: right;">677</td></tr> <tr><td>村</td><td style="text-align: right;">17・18・19・20・21</td></tr> <tr><td>斗</td><td style="text-align: right;">12・14・43・44・47・ 3600・3601・3602</td></tr> <tr><td>人</td><td style="text-align: right;">27・36・49・289・293・303・ 323・324・325・327・332・335・336</td></tr> <tr><td>文</td><td style="text-align: right;">4・28・45・116</td></tr> <tr><td>翼</td><td style="text-align: right;">112</td></tr> </table>	隻	677	村	17・18・19・20・21	斗	12・14・43・44・47・ 3600・3601・3602	人	27・36・49・289・293・303・ 323・324・325・327・332・335・336	文	4・28・45・116	翼	112
貫	4																																
籠	112																																
口	13																																
合	43・48・337・338・342																																
石	43・343・499																																
斛	340																																
尺	37・299・344																																
升	43・44・293・338・339・342																																
丈	46・299																																
寸	299																																
隻	677																																
村	17・18・19・20・21																																
斗	12・14・43・44・47・ 3600・3601・3602																																
人	27・36・49・289・293・303・ 323・324・325・327・332・335・336																																
文	4・28・45・116																																
翼	112																																

## 雜

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>春日</td><td style="text-align: right;">604</td></tr> <tr><td>受</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>請</td><td style="text-align: right;">17・18・19・28・32・ 296・297・482・720</td></tr> <tr><td>家</td><td style="text-align: right;">111</td></tr> <tr><td>買</td><td style="text-align: right;">28</td></tr> <tr><td>刈</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>間食</td><td style="text-align: right;">291・346</td></tr> <tr><td>官物</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>今日</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>行</td><td style="text-align: right;">35</td></tr> <tr><td>黒作</td><td style="text-align: right;">571</td></tr> <tr><td>穿</td><td style="text-align: right;">37・39</td></tr> <tr><td>作</td><td style="text-align: right;">41</td></tr> <tr><td>鑿</td><td style="text-align: right;">36・37・40</td></tr> <tr><td>借貸</td><td style="text-align: right;">64</td></tr> <tr><td>上番料</td><td style="text-align: right;">294</td></tr> <tr><td>進物</td><td style="text-align: right;">36・37</td></tr> <tr><td>進</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>切穿</td><td style="text-align: right;">39</td></tr> <tr><td>大歳</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> <tr><td>直</td><td style="text-align: right;">48</td></tr> </table>	春日	604	受	46	請	17・18・19・28・32・ 296・297・482・720	家	111	買	28	刈	27	間食	291・346	官物	33	今日	18	行	35	黒作	571	穿	37・39	作	41	鑿	36・37・40	借貸	64	上番料	294	進物	36・37	進	5	切穿	39	大歳	151	直	48	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>附</td><td style="text-align: right;">17・18・19・20・21</td></tr> <tr><td>東南</td><td style="text-align: right;">374</td></tr> <tr><td>宿</td><td style="text-align: right;">60・73</td></tr> <tr><td>採</td><td style="text-align: right;">672</td></tr> <tr><td>奈良</td><td style="text-align: right;">581</td></tr> <tr><td>西</td><td style="text-align: right;">541</td></tr> <tr><td>日給</td><td style="text-align: right;">103</td></tr> <tr><td>残</td><td style="text-align: right;">44</td></tr> <tr><td>東</td><td style="text-align: right;">542</td></tr> <tr><td>符</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>不仕</td><td style="text-align: right;">54</td></tr> <tr><td>磨</td><td style="text-align: right;">40</td></tr> <tr><td>客人</td><td style="text-align: right;">62</td></tr> <tr><td>右</td><td style="text-align: right;">323・326・329・331・332・ 333・334・505・506</td></tr> <tr><td>南</td><td style="text-align: right;">517</td></tr> <tr><td>申</td><td style="text-align: right;">292</td></tr> <tr><td>夕</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>闌入</td><td style="text-align: right;">101</td></tr> <tr><td>料</td><td style="text-align: right;">28</td></tr> <tr><td>留</td><td style="text-align: right;">117・3602</td></tr> </table>	附	17・18・19・20・21	東南	374	宿	60・73	採	672	奈良	581	西	541	日給	103	残	44	東	542	符	4	不仕	54	磨	40	客人	62	右	323・326・329・331・332・ 333・334・505・506	南	517	申	292	夕	18	闌入	101	料	28	留	117・3602
春日	604																																																																																		
受	46																																																																																		
請	17・18・19・28・32・ 296・297・482・720																																																																																		
家	111																																																																																		
買	28																																																																																		
刈	27																																																																																		
間食	291・346																																																																																		
官物	33																																																																																		
今日	18																																																																																		
行	35																																																																																		
黒作	571																																																																																		
穿	37・39																																																																																		
作	41																																																																																		
鑿	36・37・40																																																																																		
借貸	64																																																																																		
上番料	294																																																																																		
進物	36・37																																																																																		
進	5																																																																																		
切穿	39																																																																																		
大歳	151																																																																																		
直	48																																																																																		
附	17・18・19・20・21																																																																																		
東南	374																																																																																		
宿	60・73																																																																																		
採	672																																																																																		
奈良	581																																																																																		
西	541																																																																																		
日給	103																																																																																		
残	44																																																																																		
東	542																																																																																		
符	4																																																																																		
不仕	54																																																																																		
磨	40																																																																																		
客人	62																																																																																		
右	323・326・329・331・332・ 333・334・505・506																																																																																		
南	517																																																																																		
申	292																																																																																		
夕	18																																																																																		
闌入	101																																																																																		
料	28																																																																																		
留	117・3602																																																																																		